

政策資料

POLICY AND LEGISLATION

10

1996 NO. 361

■ 巻頭言

NZの改革

伊藤基隆

■ 特集

1997年度予算概算要求の省庁別概要

■ 政策の焦点

I 財政改革と社会保障

小川正浩

II 郵政事業の役割を考える

末木秀治

社会民主党政策審議会

「政策資料」号外

第133・134・135・136国会〔1996年版〕

国会報告

村山内閣から橋本内閣へ。その実績と課題（全記録）

議員、政策担当者、黨員、研究者必携！

好評 受付け中

A5判約300頁 頒価1,200円(10部以上割引あり)

三党連立政権は村山内閣から橋本内閣へと移行し、社会党は社会民主党へと再生。この間、住専・金融行政改革から安保・沖縄米軍基地、行政改革、地方分権、介護保険、薬害エイズ、持株会社解禁問題といった多くの諸課題に対し、連立政権と社民党（社会党）はどう取り組んできたか。

本書は、去年の参院選以降の三党連立政権と社民党（社会党）の歩みと実績をまとめ、その取り組んだ全課題、全法案の内容と審議経過、各党の態度等を網羅している。連立時代の政治の軌跡を記した永久保存版。

編集・発行（問合せ）

社会民主党政策審議会

〒100東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第1議員会館

TEL 03-3581-5111 内線3880-4

FAX 03-3580-8068



NZの改革

伊藤 基隆
政策審議会副会長

ニュージーランドの行財政改革がもてはやされている。それはあたかも、日本の行財政改革のお手本となるもののようにあつかわれている。あるいはニュージーランドの改革を評価することによって、日本の改革を進めようとの政治的意図によるのではないかと思われる。ニュージーランドの状況の一つに経済条件をみることに、二つに改革の基本プログラム、三つに「評価」をみる必要がある。経済条件をみると、日本とニュージーランドのファンダメンタルズの比較をしてみる。

- ①国土の面積は日本の7割、人口は3%ではほぼ横浜市に匹敵する。大都市人口率は日本の3倍、人口密度は日本の4%。
- ②国内総生産（GDP）94年度で512億US\$で日本の94年度4兆6985億US\$の1%、日本でいえばほぼ熊本県と同じ程度。1人当りのGDPは日本の三分の一。
- ③国家財政の規模を95年度歳出で比較すると314億NZ\$（1兆7741億円）は、70兆9871億円の日本の2.5%となっている。

まず、両国の人口経済力など、ファンダメンタルズが大きく異っていることを知らなければならない。

次にニュージーランドの行財政改革の経過をみると、これが改革の基本的なスタンスを明確にしている。すなわち、ニュージーランド経済・社会は国の保護の下に農産物の英国輸出により発展してきた。しかし、73年の英国のEC加盟により対英輸出が激減し、73、79年のオイルショックがおいいうちをかけた。これにより経済成長率の低下、財政赤字の拡大、高インフレ、失業増加となり、84年度に

発足した労働党政権が包括的規制撤廃と行革を短期間に断行した。

- ①税制改革（消費税の導入 — 86年から10% 89年から12.5%。所得税、法人税の税率引下げ）②補助金、優遇措置の廃止、③規制緩和、④中央省庁の統廃合、⑤国営事業の国有企業化、⑥国家公務員の削減である。まず税制改革を先行させたことについて政権の確固たる意思を感じる。補助金の廃止、国家公務員の削減など財政改善のために有効と判断すれば即、実行の姿勢だ。（ただ国家公務員は国民一人当たり日本71人ニュージーランド一改革後 — 98人）国営企業の国有化（民営化へ）についても国営企業が赤字経営で多額の補助金が支出されていたことによるものであり、強い現実主義を感じる。その他、実質GDP成長率、財政収支の対GDP比など前進している。国民負担率は、50.7%（93年）となった。

90年の総選挙で労働党は、国民党に惨敗した。国民党は改革の緩和や廃止を公約したが政権につくとさらに急進的な改革を実行し、93年の総選挙で国民党はわずかな差で政権を守ることはなかったが、しかしこの間の経過で、国民の政治に対する不信感が強まった、といわれている。ニュージーランド元首相 — 改革を断行したデイビットロンギ氏は日経新聞8月13日「経済教室」の欄で言っている。「規制撤廃は経済運営として重要な役割を演じるかもしれないが、政策としての限界はある。経済、社会政治的に何が可能で現実的かという健全な判断が必要だ」と

（いとうもとたか・参議院議員）

政策資料 10

1996年 No. 3 6 1

卷頭言	NZの改革	伊藤基隆	1
特集	1997年度予算概算要求の省庁別概要		4
	1997年度予算概算要求の概要	文教分野	
	内閣分野	厚生分野	
	北海道・沖縄開発分野	農水分野	
	防衛分野	商工分野	
	科技分野	運輸分野	
	環境分野	通信分野	
	法務分野	労働分野	
	外務分野	建設分野	
	大蔵分野	地行分野	
資料	〔沖縄振興関係〕		
	沖縄振興策に関する政策提言（素案）	党沖縄総合振興本部	32
	沖縄米軍基地の整理・統合・縮小等に関する 政策提言（素案）	”	36
	沖縄振興策について	与党沖縄開発調整会議	38

新潟県巻町の原発建設の是非を問う住民投票結果 について（談話）	国民運動局長	39
大蔵省改革の論点整理と提案	与党大蔵改革PT	40
差別意識の解消に向けた教育および啓発の推進、人権 侵害による被害の救済等の対応の充実強化について	与党人権と差別問題に関するPT	41
1997年度地方行財政重点施策に対する重点項目	党地行部会	42
終戦の日にあたって	社会民主党	43
農協改革の課題と方向	党農水部会	44
蚕糸制度の改善について	党農水部会・与党農水調整会議	47
整備新幹線未着工区間の取り扱いについて	与党整備新幹線検討委	51
沖縄米軍用地強制使用に関する職務執行命令訴訟の 最高裁判決について（談話）	幹事長	52
「平成9年度概算要求における中海干拓事業本庄工区 取り扱い」についての与党三党合意・関連資料		53
情報公開法の制定に向けて	党行政情報公開PT	58
米軍による対イラク攻撃について（談話）	幹事長	60
介護保険法要綱案に係る修正事項（案）	与党介護保険制度の創設に 関するワーキングチーム	61
公的介護保険制度の実施時期について	〃	65

政策の焦点

I 財政改革と社会保障

小川正浩…………… 66

II 郵政事業の役割を考える

末木秀治…………… 76

97年度予算概算要求の省庁別概要

1996・9・10

目 次

1996年度予算概算要求の概要	4	文教分野	15
内閣分野	6	厚生分野	17
北海道・沖縄開発分野	8	農水分野	21
防衛分野	9	商工分野	22
科技分野	10	運輸分野	23
環境分野	11	通信分野	25
法務分野	12	労働分野	26
外務分野	14	建設分野	28
大蔵分野	15	地行分野	29

1997年度予算概算要求の概要

97年度概算要求に先立ち、7月30日には概算要求基準（シーリング）が閣議了解された。基準策定に際して、社民党は党・財政制度調査会で提言「1997年度概算要求基準について」をとりまとめ、与党協議に臨んだ。

提言では、97年度予算を「財政構造改革元年」の予算として位置付け、一般歳出規模を前年度並みに抑制するとともに、従来シーリングの対象外とされていた「例外事項」のうち、ODAと防衛費をシーリングの対象とし、厳しく抑制することを求めた。また、公共事業の費用対効果の問題等が指摘されていることなどから、投資的経費全体の伸び率をゼロ%とし、公共事業のシェア見直しとリストラ

推進に資するため、従来の重点化枠に代えて新しい社会資本整備の重点推進を行うべきと主張した。

その結果、一般歳出のうち一般行政経費については15%の削減、一般行政経費を除く経常的経費は12.5%の削減、投資的経費は前年度予算と同額、うち公共投資重点化枠として5000億円が計上された。焦点の防衛費は2.88%（96年2.9%）の伸びに抑えられ、ODAは2.6%の伸びとなった。また、経済構造改革特別措置3000億円が計上された。（政策資料・360号参照）

97年度（平成9年度）概算要求は8月31日までに各省庁から大蔵省に提出された。総額

は、81兆4448億円であった（別表参照）。その内訳は、政策的経費である一般歳出が44兆6216億円（うち公共投資重点化枠は5000億円）、国債費18兆2694億円、地方交付税交付金17兆2538億円、産業投資特別会計への繰入れ1兆3000億円などとなっている。なお、公共投資重点化枠に係る各省庁の要望総額は8108億円となっている。

この結果、97年度要求は、一般歳出は3.4%（96年4.2%）の伸びに抑制されたが、国債費11.6%、交付税26.8%の強い伸びで、結果として前年の11.6%は下回ったものの依然として前年度当初予算比8.4%の高い伸びとなった。

また、第二の予算と言われる財政投融资計画については、一般財投が42兆1265億円で前年度計画に比べ3.9%の増加となっており、これに資金運用事業の要求額を加えた財政投融资計画の要求総額は、54兆6565億円で11.3%の増加となっている。

今後、12月末の政府案決定まで予算編成作業が続くが、97年度予算編成に当たって、社民党の立場からする焦点は次の諸点である。

第一に、防衛予算のさらなる圧縮である。96年度当初予算比2.88%の低い伸びとなっているが、世界的な軍縮の流れのなかにあるこ

とに加え、もはや危機的な状況にある財政事情等を十分に踏まえながら、今後の予算編成過程において与党間でも調整を進めていくことが必要である。

第二に、去年の「経済発展基盤・学術研究臨時特別加算」に代わり設定された「経済構造改革特別措置」が、基礎科学研究や情報通信基盤等21世紀に向けての経済構造改革に真に資する新たな重要施策に対応するものとして、その設定趣旨が十分に生かされるものとしなければならない。

第三に、「公共投資重点化枠」の配分は与党の責任において進めることとなるが、それにとどまらず、既存分も含めて洗い直し、硬直した省庁別・事業別のシェアの比率の見直しに取り組むことである。

第四に、財政構造改革への取組みである。96年度には当初予算段階から赤字公債の発行を余儀なくされており、歳入全体の約28%を公債金収入に依存するという状況にある。国の一般会計の公債残高は96年度末の約240兆円から、さらに増加する見込みである。歳出構造の見直しを進めることにより、財政構造改革を行っていくことが、現在私たちが取り組むべき最重要課題の一つであり、この課題に喫緊に取り組んでいかなければならない。

平成9年度一般会計概算要求額調

8年9月10日

（単位 百万円）

所 管	前年度予算額	平成9年度 概算要求額	比較増△減額	備 考
皇 室 費	6,381	7,126	745	
国 会	124,937	129,006	4,069	
裁 判 所	305,286	310,853	5,567	
会 計 検 査 院	15,515	16,102	587	
内 閣	16,975	18,229	1,254	

総 理 府	8,912,022	9,023,204	111,182
防 衛 庁	4,845,238	4,984,716	139,478
そ の 他	4,066,784	4,038,488	△ 28,296
法 務 省	566,881	576,026	9,145
外 務 省	755,803	778,160	22,357
大 蔵 省	1,778,441	1,775,109	△ 3,332
文 部 省	5,753,859	5,881,030	127,171
厚 生 省	14,340,902	15,146,122	805,220
農 林 水 産 省	2,915,567	2,861,014	△ 54,553
通 商 産 業 省	918,760	958,547	39,787
運 輸 省	890,670	877,301	△ 13,369
郵 政 省	63,172	70,687	7,515
労 働 省	497,953	502,318	4,365
建 設 省	5,172,025	5,013,621	△ 158,404
自 治 省	105,752	177,153	71,401
公共投資重点化枠	-	500,000	500,000
計（一般歳出）	43,140,901	44,621,608	1,480,707
国 債 費	16,375,197	18,269,411	1,894,214
地方交付税交付金	13,603,826	17,253,770	3,649,944
産業投資特別会計へ繰入等	1,300,000	1,300,000	0
緊急金融安定化資金	685,000	-	△ 685,000
合 計	75,104,924	81,444,789	6,339,865

内 閣 分 野

内閣部会は8月28日に会計検査院、内閣・総理府及び総務庁の1997（平成9）年度概算要求を聴取し、①地域改善対策予算、ウタリ対策予算及び沖縄振興対策予算は今後の与党による方針決定に基づいて計上すること、②平和祈念事業の内容改善、③アジア歴史資料セ

ンターの推進、④公務員制度調査会（仮称）の充実、その他の意見を付して了承した。

会計検査院

会計検査院の要求額は161億200万円（前年度予算比で5億8700万円増）、別枠の公共投資重点化枠の要求額は7億900万円である。主要事項は、

(1) 検査体制の充実強化

検査要員及び上位ポストの増強並びに特殊勤務手当の増額等として1億5000万円(9400万円増)を要求した。

(2) 検査活動の充実強化

先端的検査機器及びコンピュータを利用した検査並びにODAなどの海外検査の充実を図るため7億8000万円(1億5000万円増)を要求した。

(3) 研修・研究体制の充実強化

公共工事検査拡充のための研修施設の整備及びコンピュータ検査、新たな検査手法開発のための研修・研究体制の充実を図るため5億円(8000万円減)を要求した。

公共投資重点化枠は、①安中研修所に工事検査実習施設を建設するため6億900万円、②会計検査情報システムの無停電電源装置を更新するため1億円を要求した。

内閣・総理府

皇室費の概算要求は71億2600万円(7億4400万円増)であり、主要事項は東宮御所や宮内庁病院の耐震工事費である。

内閣及び総理府の所管分は741億3600万円(4億1900万円増)である。このうち内閣官房及び内閣法制局が87億8800万円、人事院が94億4100万円、総理本府関係(日本学会議13億9300万円、国際平和協力本部5億8800万円、公正取引委員会56億3900万円、公害等調整委員会6億3700万円を含む)が441億7300万円、宮内庁が117億3400万円である。

また、別枠の公共投資重点化枠の要求額は49億5900万円である。主要事項は、

(1) 政府広報経費

政府の重要施策などをテレビ、新聞、インターネット等を利用した的確に国民に知らせる広報活動、国民の意見や要望を把握する広聴活動として128億1500万円(3億1600万円増)を要求した。

(2) 平和祈念事業特別基金事業推進経費

平和祈念事業特別基金が実施する恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者に対し慰藉の念を示す事業を助成するため21億300万円(2億4100万円増)を要求した。

(3) 施設整備経費

1998年に着工予定の総理大臣官邸の設計費、京都和風迎賓施設設計費等、国立公文書館第二書庫工事費として53億7200万円(19億1000万円増)を要求した。

また人事院は、I種採用職員の初任時長期合同合宿研修を新設するため1億7051万円を要求した。

公共投資重点化枠は、総理府庁舎内の内閣各部局が官邸と一体となって緊急事態に迅速・的確に対応できるよう必要な施設・設備を整備するため49億5900万円を要求した。

総務庁

総務庁は1兆5734億5100万円を要求した。要求総額の95%を占める恩給費が恩給受給者の減少により減額する等から、前年度予算比は434億8900万円の減額である。

(1) 恩給支給経費

文官及び旧軍人等に対して恩給を支給するため1兆5012億4100万円(424億2500万円減)を要求した。

(2) 行政運営の効率化等経費

行政の効率化、合理化等を推進するための経費や公務員制度調査会(仮称)の経費として34億5200万円(3億1900万円増)を要求した。

(3) 北方対策経費

北方領土問題の解決促進を図るための諸対策として11億3100万円(5800万円増)を要求した。

(4) 青少年対策経費

青少年の健全育成、非行防止を推進するための調査研究等及び青年国際交流事業として33億300万円(1億3800万円増)を要求した。

(5) 交通安全対策経費

交通安全に関する調査研究、啓発事業とし

て8億2500万円(3000万円増)を要求した。

(6) 高齢社会対策経費

高齢社会対策大綱に基づく関係施策を総合的に推進するための調査研究、啓発事業として1億4500万円(800万円増)を要求した。

(7) 統計調査実施等経費

各種統計調査の実施及び国連協力費などに284億5300万円(28億8700万円減)を要求した。

北海道・沖縄分野

北海道

97年度北海道開発予算概算要求は、第5期北海道総合開発計画(10箇年計画)の最終年度として計画の仕上げを図るとともに、今後の新たな施策の展開に結びつくような施策の推進を図ることを基本方針としている。

主要施策は、96年度に引き続き、①国民全体の貴重な財産である北海道の美しく豊かな自然環境の保全と再生、適切な利用の推進、②北海道の自然、社会の特性に対応した質の高い生活環境と災害に強い安全で快適な地域社会の形成、③経済社会構造の変化等に対応した交通ネットワークの形成と情報基盤の整備、④食料供給基地としての機能強化に向けた農林水産業の基盤整備、等が重点である。

また、防災対策では、豊浜トンネル事故の教訓を踏まえ、多発する大規模地震災害に加えて事故対策の充実を図ることとしている。

97年度予算の概算要求総額は、事業費1兆6336億円、国費1兆260億円で、ともに対前年度比3%増。国費の内訳は、北海道開発事業費1兆72億7000万円、北海道開発計画費等6億6500万円、一般行政経費等180億4800万円となっている。

事業別では、住宅・市街地整備が対前年度比7%の高い伸びで、住宅・住環境に対するニーズの高度化・多様化と本格的な高齢社会

に呼応した良質な公営住宅等の供給促進を重点に要求している。公共投資重点化枠は、要望総額620億1700万円で、枠総額の5000億円の12.4%。

北海道開発計画費は、経済構造改革を進めるため、北海道経済発展基盤形成調査を引き続き実施するほか、新たに高度情報通信社会形成調査等に着手するため、1億9800万円を計上している。

沖縄分野

97年度の沖縄関連経費については、米軍基地の整理・統合・縮小問題が現下の最重要課題となっていることを反映して、厳しい財政状況にもかかわらず、米軍基地移転費や新たな本格的振興策の具体的所要額が明らかになった時点で、概算要求基準とは別枠で措置することとなった。

このため、97年度沖縄開発予算概算要求は、第3次沖縄振興開発計画(10箇年計画)の後期初年度として継続諸事業の着実な推進を図るとともに、新たなプロジェクトの芽だしに努めるなど、昨年度に引き続き生活産業基盤としての社会資本の整備に重点を置くことを基本方針としたうえで、沖縄県の要望のうち自由貿易地域の抜本的な拡充強化については、別途、調査費(額は未定)を概算要求基準の枠外で要求することとしている。

97年度予算の概算要求総額は、対前年度比3%増の国費3372億6200万円で、内訳は、沖縄振興開発事業費が3149億9200万円、一般行政経費等が222億6900万円となっている。

事業別では、住宅・市街地対策が対前年度比10%の高い伸びで、高齢者向け公共住宅の供給促進及び既設公営住宅の耐震改修等を重点としているほか、教育振興事業費も6%の高い伸びを確保して、学校施設整備について、防災機能の強化、O-157対策、雨水利用施設

の整備等を重点に要求している。公共投資重点化枠は、要望総額200億6000

万円で、枠総額の5000億円の4.0%。

一般行政経費等では、第3次沖繩振興開発計画の推進調査費として1億円を計上したほか、普天間飛行場を中心とした跡地利用の円滑な推進に必要な調査等を実施するための経費として3200万円を計上している。

防 衛 分 野

1 概算要求基準（シーリング）設定

97年度防衛関係費概算要求基準（シーリング）について社会民主党は、97年度を「財政構造改革元年」と定めた「平成9年度概算要求基準設定についての基本的な考え方」（96.7.16与党三党合意）を踏まえて、過度の硬直構造を中期的に是正するための「元年」にふさわしいものにすべく、対96年度伸び率をできるだけ抑制するよう与党協議の場で主張した。これを受けて与党政策調整会議は7月30日、防衛庁要求の対96年度比2200億円増、伸び率4.5%を、対96年度比1395億円増、伸び率2.88%に抑制することを決定した。それとともに、

①正面装備国庫負担債務負担行為の歳出化繰り延べ努力、それに伴う国庫負担債務負担行為の改訂等所要の措置を講じること、

②人員削減計画の97年度着手と、中期防定員削減計画の具体化をはかること、

③一般物件費の96年度同水準、宿舎・隊舎の充実を含めた自衛隊員の処遇改善や自衛隊の教育訓練に配慮すること、

④装備調達改善の年内取りまとめと、その実施をはかること、

を確認した。社会民主党は、昨年の96年度予算概算要求基準設定の際にも歳出化経費の繰り延べを主張しており、97年度予算から実現するはこびとなった。

2 概算要求の概要

この与党政策調整会議の合意を受けた97年度防衛関係費概算要求額は、4兆9850億円、対96年度予算（4兆8455億円）比1395億円（2.88%）増に抑制された。

今回の概算要求の最大の特徴は、昨年来の社会民主党の主張を受け、過去の正面装備契約のつけ払いにあたる歳出化経費のうち390億円を初めて繰り延べし、防衛関係費の抑制を図ったことである。

しかし新規正面契約額は9610億円（96年度予算比15.1%増）にのぼり、96年度概算要求額9197億円をも上回っている。装備品内容で96年度予算比べると、航空自衛隊航空機の要求額が減少しているものの、海上自衛隊艦船の要求額が29.9%も増加している。新規正面契約額のうちの後年度負担額は9428億円で、96年度予算に比べ1239億円（15.1%）も増加しており、再来年度以降歳出化経費として財政負担が重くのしかかることになる。

経費別内訳では、歳出化経費が1兆8506億円（96年度予算比4.0%増）、一般物件費は1兆0057億円（96年度予算比1.5%増）、自衛隊員の給与や食事に当てる人件・糧食費は2兆1287億円（96年度予算比2.5%増）となる。

新防衛大綱で現在の陸上自衛隊常備自衛官定員が18万人から14万5千人に削減されることに伴い新設される即応予備自衛官を1373人導入する。

冷戦後の国際社会に安定的な安全保障環境をもたらすことを目指したわが国近隣諸国などとの安全保障対話充実のために2億9300万円（96年度予算1億8500万円）、軍備管理などに関する国際会議への参加のため1600万円（96年度予算1600万円）を要求している。安全保障対話充実のなかには、日露防衛当局者協議などが予定されている。

防衛施設庁は5796億円（96年度予算比1.2%増）を要求、そのうち在日米軍駐留経費負担が2748億円（96年度予算比0.5%増）を占めている。

3 政府案決定に向けての課題

97年度予算政府案決定に向けて社会民主党は、以下の点に留意しながら概算要求基準の対96年度比2.88%増よりもさらなる抑制を図ることとしている。

①厳しい財政事情を考慮し、後年度負担をできるだけ軽減するため新規正面装備契約を極力抑制する。

②歳出化経費の繰り延べについては、その具体化を急ぐ。

③中期防衛力整備計画で予定されている定員・実員の削減計画の具体化を図り、できる限り97年度予算に反映させる。（これに関して防衛庁は、97年度予算政府案決定までに具体的計画を明らかにすると与党側に説明）

④兵器調達のある方を改善するため、「取得改革委員会」における具体策のとりまとめを急ぎ、その実施を図る。

なお日米間で沖縄米軍基地の整理・縮小を協議している「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会」（SACO）関連経費は、予算編成過程において別途措置することが与党3党で合意されている。これに関してすでに社民党沖縄総合振興本部（主査・角田義一参議員）が、具体的な費用が明らかになった段階で、中期防衛力整備計画（1996年～2000年・歳出総額限度25兆1500億円程度）の所要経費の見直し条項を踏まえて減額修正に取組み、その減額分を充当するよう提言している。

科学技術分野

科学技術庁予算概算要求は総額7503億6800万円で、前年度予算よりも575億6700万円増、8.3%の伸び率となった。

昨年成立した科学技術基本法に基づき、本年7月に閣議決定された「科学技術基本計

画」は、今後5年間の科学技術関係経費の総額の規模は約17兆円が必要とされている。科学技術庁の概算要求は、この基本計画の的確な推進を図るための施策に重点配分したものとなっている。

以下重要施策の主な内容をしめす。

1 社会的、経済的ニーズに対応した未踏の科学技術分野への挑戦＝8.1%増の3471億円。宇宙開発利用、海洋科学技術の推進のほか、脳科学研究、地球変動予測、新世紀構造材料開発、次世代超音速機技術開発等の研究開発に重点を置き、経済フロンティアの拡大、地球規模の諸問題の解決に資する未踏の科学技術分野に挑戦する要求となっている。

このうち「脳科学研究の推進」では、脳は多くの可能性を秘めた21世紀に残された数少ないフロンティアであり医学の向上、新技術・新産業の創出、社会生活の質の向上につながるとして4倍増の100億円を要求。新規の課題として、現在の鉄鋼の2倍の強度と寿命をもつ新しい構造材料（超鉄鋼材料）の研究開発で27億円、21世紀初頭の開始が見込まれる次世代超音速輸送機の国際共同開発に主体的に参加するために、次世代超音速機技術の研究開発で20億円を要求。

2 独創的な基礎研究の推進と新たな研究開発システム・研究開発基盤の構築・整備＝34.5%増の1559億円。研究者のもつ創造性を重視した独創的な基礎研究を推進するため競争的資金を中心に研究費を拡充する。また研究支援者の確保、任期付き研究員等の活用促進、ポストドクターの支援など、創造的な研究開発活動のための研究環境を整備する。

3 安全で豊かな生活を実現するために必要な国民生活に密着した科学技術の推進＝24.3%増の495億円。地震防災対策の充実強化のほか、健康の維持・増進、生活環境の向上をはかるため、がん関連研究、ヒトゲノム（遺伝情報）解析、長寿社会に対応した科学技術の研究開発などを実施する。

環境分野

4 安全確保と国民の理解を大前提としたエネルギーの安定確保=1.4%増の3240億円。原子力の開発利用を進めるにあたっては、安全確保、平和利用および国民の理解が大前提であるとして、原子力安全対策の充実強化、国民の理解の増進と情報の公開の分野で増額、核燃料リサイクルの技術開発の分野で減額の要求となっている。

5 科学技術による国際社会への貢献=4.9%増の1788億円。地球環境問題など人類共通の課題の解決、地球と調和した人類の共存と繁栄をめざして国際社会に積極的に貢献するため、地球環境問題への取組み強化、国際研究交流の総合的推進などの予算を増額要求。

また経済構造改革特別措置対象施策としては、脳科学研究の推進=100億円、「地球シミュレーター」の開発と地球変動予測研究の推進=45億円、次世代超音速機技術の研究開発の推進=20億円、新産業創出等に資する地域における基礎的・先導的研究開発等の推進=42億円、知的基盤の整備=30億円が計上された。

公共投資重点化枠要望では、新世紀構造材料(超鉄鋼材料)研究施設、次世代超音速機研究センター、超音速エンジン試験施設、先導・基盤的研究開発施設、粒子線高度がん治療促進研究施設、地震観測施設、高度画像診断推進センターの整備などで96億円を計上し、国民生活の向上、次世代の発展基盤の整備等経済構造改革、防災対策の充実等に資する科学技術分野への重点化を図っている。

なお「核燃料サイクルの技術開発の着実な展開」の中で、「もんじゅ維持管理等」として184億円が計上されているが、与党科学技術調整会議の場で社会民主党として「事故を起こした高速増殖炉もんじゅの最終事故報告書がまとめられていない現在、関係予算を大幅に減額すべきである」と主張、今後とも科学技術調整会議の場で議論を継続していくことを確認している。

環境庁は、地球温暖化対策の充実・強化、環境影響評価制度の推進など21世紀における環境保全への取り組みを国民各界各層の参加を得て実施するための枠組みや基盤の構築に重点を置いている。

特に、来年度は地球サミットの開催より5年目に当たり、国連環境特別総会が予定されているほか、12月には、21世紀の地球温暖化対策を決定する地球温暖化防止京都会議が開催されることとなっている。こうした状況の下、環境庁は、公共投資重点化枠を含め、総額842億2300万円、1996年度当初予算額に対して金額で86億円、伸び率で11.4%の増額を要求している。

平成9年度環境庁予算概算要求主要事項

1 地球環境対策の推進(合計77億9100万円)

地球温暖化防止京都会議において2000年以降の実効ある温暖化防止対策を決定し、会議を成功に導くとともに、政府の行動計画の見直しなど同会議を契機として国内対策の抜本的な強化をはかるため、会議の開催費(2億7300万円)、対策の検討、推進費(10億7900万円)を計上している。

また、国連環境特別総会等に向けて、地球環境戦略研究機関の設立準備費(2億3500万円)を始めとして、アジア太平洋地域を中心とする国際協力の展開、生物多様性保全、海洋環境保全など様々な地球環境問題についての対策推進経費(67億1200万円)を計上している。

※なお、関係省庁全体の地球環境保全関係予算の概算要求総額は5943億円(対前年度比4.5%増)となっている。

2 地域や住民を主体とした環境保全活動の推進(合計58億1600万円)

環境パートナーシップ事業の拡充や地球環境市民大学の開設など、国民や事業者の自主的積極的な参加を促すための経費（26億3500万円）、ビオトープ事業や低公害車普及推進事業など環境にやさしい地域づくりの先進的なモデル事業の実施（31億8100万円）など、地域や住民を主体とした環境保全活動を推進するための予算を計上している。

3 自然との共生の推進（合計 180億 520万円）

自然との共生を目指し、総合的なビジョンを作りつつ、自然公園をはじめ、自然とふれあい、親しむ場の整備事業費等（159億2800万円）、野生生物の保護と適正な管理を推進するための予算（21億2400万円）等を計上している。

4 環境影響評価制度の推進等環境保全の取組の基盤強化（合計 100億3000万円）

環境影響評価制度について、中央環境審議会において現在行われている議論を踏まえ、法制化を含め所要の見直しを行い、新たな環境影響評価制度の推進（3億4400万円）、循環を基調とした環境への負荷が少ない社会システムの構築に向けて、事業者、国民などの取り組みの促進（3億4400万円）、環境保全の取り組みの基盤となる環境研究、技術開発・普及の推進（93億4200万円）などを計上している。

5 化学物質による環境リスク対策の総合的推進（合計20億7000万円）

化学物質による環境リスクの包括的な管理システムの構築に向けた取り組み（4億3600万円）、数多くの化学物質の環境リスクの統一的な評価体制の強化等各種対策の実施（16億3400万円）などを計上している。

6 その他

これらのほか、自動車による大気汚染対策（23億8400万円）、地下水対策などの水環境対策（26億6400万円）など、今日的課題に対応した施策を積極的に展開するために必要な予算及び健康被害の予防や公害健康被害者の救済の実施のための予算を計上している。

7 公共投資重点化枠など

公共投資重点化要望分としては、自然公園整備、野生生物保護、湧き水の保全などのための施策を中心として、50億円を要望している。また、経済構造改革特別措置としては、地球環境戦略研究機関設立準備費、地球温暖化対策地域推進モデル事業補助、未来環境創造型基礎研究推進費などを要求している。

法 務 分 野

法 務 省

①1997年度概算要求額は一般会計5760億2700万円、登記特別会計1814億3500万円、重複額を除いた純計額6836億5300万円で、前年比で103.2%である。具体的施策は以下のとおり。

②増員。法務省の事務は、その性質上、人に依存する面が大であることから、所掌事務を円滑・適正に処理するためには、要員の確保が不可欠であり、一般会計で496人、登記特別会計（法務局関係）で174人、総数で670人の増員を要求する。その内訳で、検察官署では、1996年度予算で27年ぶりに検事の増員が認められたが、97年度も検事40人を含む155人の増員を、地方入国管理官署では入国審査官等105人の増員を要求する等である。（但し、計画削減数が381人であるため、純増要求は289人である。）

③法務省の事務処理等のための必要経費。

(7) 法秩序の確保関係について、検察活動の充実などで、3278億6900万円。（その内、公

安調査庁予算 181億3400万円が含まれる。)

(イ) 出入国管理業務の充実(不法就労外国人対策強化、出入国及び在留管理業務の充実、外国人登録事務の充実等)に 300億9800万円。

(ウ) 国民の権利保全の強化のための経費として、918億5600万円。その内容は、登記特別会計への繰入れ(738億 900万円=この分が法務省予算の重複分となる。)、国籍・戸籍等事務処理の充実、及び人権擁護活動の充実である。人権擁護委員の手当は、2万9000円(年額)と、1000円増額になる。法律扶助制度の充実の予算は、4億7100万円。同制度は、経済的理由で民事訴訟等の法的措置をとることができない人々にたいして、憲法に定められた国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するために欠くことのできない重要な制度であり、現在の予算額は決して多くはないが、今後一層の充実・発展が望まれる。特に最近では被疑者段階の弁護活動の補助も行なっており、その役割はますます注目される。

(エ) 登記特別会計においては、登記事務のコンピュータ化に要する経費を中心とする事務取扱費として、1700億8900万円を要求する。

③施設の整備・充実。法務省は、2280庁の出先機関を有しており、収容施設をはじめ老朽化・狭あい化が著しく、緊急に整備を要する施設が 200庁以上もあるため、その経費として、220億8500万円を要求する。

【公共投資重点化枠について】

96年度に引き続き設定された公共投資重点化枠について、法務省は50億円の要望枠を与えられた。この予算を東京拘置所収容棟の緊急整備等に充当する。東京拘置所は、1929年に建築された庁舎・舎房が主たる部分を占めており、かねてより施設老朽化に伴う保安事故の発生危険性の増大及び地震発生時の被害が危惧されていたが、96年2月12日に外国人被収容者7名による集団脱走事件が発生した。これについて、国会でも施設改築の促進を図るよう指摘があった。そこで、1996年度

から着工することとなった管理棟(中央棟)の整備と並行して、公共投資重点化枠の予算措置を得て収容棟(南A、B棟)の緊急整備を行なうこととするものである。

最 高 裁

①1997年度概算要求額は、3108億5300万円の前年度比101.8%である。主要事項は次の通り。

②人的機構の充実すなわち裁判官と書記官の増加である。今年の国会で実現した民事訴訟法の改正を受けて、また最近の民事事件の増加、ならびにその複雑困難化に対応するため、裁判官20人、書記官156人、合計176人の増加を要求する。(但し、97年度の計画削減数が、129人であるため、純増要求は47人となる。)

③司法の体制の強化を図るための経費。

(ア) 裁判運営の効率化及び近代化として、
a. 裁判資料の整備のために、8億1800万円。
b. 裁判事務能率化器具等に、48億5800万円。
c. 調停委員手当の単価(一回最低半日はかかる)を、16,800円とする(現行16,600円)。
(イ) 裁判費の充実のための経費。

a. 国選弁護士報酬基準額(地裁1件3開廷)を81,500円に引き上げる(現行79,100円)。
b. 証人日当は7,950円にする(現行7850円)
(ウ) 裁判所施設の整備費として、いまだに全国に存在する老朽・狭あいな裁判所庁舎の新営、増築あるいは既設庁舎の設備の改築のために必要な経費を142億3300万円計上する。

【公共投資重点化枠について】

「利用しやすく安全な裁判所づくり」をめざして、合計50億円の要望をする。その内訳は、
(ア) 身障者用エレベータの新設18億5600万円。
(イ) 歩車道の分離、点字ブロックの設置などの身体障害者やお年寄りに配慮した構内環境整備のために9億9000万円。

(ウ) 耐震性に問題のあるコンクリートブロック造の簡裁の新営に13億6100万円。

(エ) 庁舎の耐震補強に7億9300万円、である。

外務分野

外務省予算概算要求は総額7781億5900万円で、96年度予算よりも223億5700万円増、3%の伸び率となった。このうちODA（政府開発援助）予算の要求額は5581億6900万円、伸び率2.6%で、96年度の伸び率3.5%から大幅に減少した。

これは、厳しい財政事情に鑑み、これまで概算要求基準枠（シーリング）の設定に当たって例外扱いされてきたODAについて、「内容を精査し、支出の増大を抑制する」との与党三党の合意事項（7月16日）に基づいて大幅な抑制がはかられた結果で、近年において最小の伸率となった。わが党は、概算要求段階でODA予算をきわめて低い水準にとどめたことに関連して、「限られた予算の中でODAの効果を上げるための諸施策、とくにODA執行体制の効率化、NGO及び地方自治体との援助協力の推進、ODAの質的改善等に力点を置いた施策を講じていくべきである」（7月26日）との見解を発表した。

97年度概算要求の柱は二つ。第一は、主要国に比べても不十分な外交実施体制の整備・強化で、とくに定員の増強、在外公館施設の強化、海外邦人対策・危機管理体制の強化、情報・通信及び連絡網の整備などに力点が置かれた。第二は外交施策の充実強化。この分野では、二国間援助の拡充、平和・軍縮のための協力、環境・麻薬・テロ対策等の地球規模問題への対応などが重視された。

1 定員の増強と機構の拡充

他の先進諸国に比して外務省職員数が少ないことから、イタリア並みの5000人体制をめざし継続的に人員増強をはかってきたが、1996年度末にはこの目標に到達することになった。しかし、引き続き定員を増強する必要があるとの立場から、190人の定員増を要求した。また、機構の拡充に関して、在クロチア

大使館および在デンバー総領事館の新設を求めた。

2 海外邦人安全対策・危機管理体制の強化
メキシコにおける邦人誘拐事件に見られるように、海外邦人の安全対策の強化が緊急の課題であるとの認識から、海外邦人対策・危機管理体制の整備のために、192億9500万円、96年度比11.7%の予算を計上した。この中には、海外安全相談センターの情報提供・安全相談機能の拡充・強化、一般旅行者に対する啓発活動の拡充、無線機整備の一層の推進、海外安全対策官民合同会議の開催などが含まれる。

3 ODAの質的改善

ODA予算は厳しく抑制された中でも、質的改善に重点が置かれ、たとえば無償資金援助は96年度と同じ伸び率(1.7%)が維持された。とくに、無償援助のうちの一般無償は本年度実績(0.6%増)を上回る2.1%増を確保した。また一般無償の中で、「子どもの健康無償」制度が26億円の予算をつけた。草の根無償についても、96年度の伸び率には及ばないものの、11.1%に大幅に増大した。

援助実施体制の強化については、外務省及び国際協力事業団(JICA)の援助関係定員をそれぞれ19人、45人増やした。また、環境、人口・エイズ、食糧、民主化・市場経済化支援など地球規模問題についても、引き続き増額をはかった。

さらに、厳しい財政状況の中、ODAに対する国民の理解を深めてもらう必要があるとの認識から、広報及び開発教育関連の予算として、7億4000万円を計上した。これは本年度比150.5%の急増。

4 平和・軍縮のための協力と地球規模問題への貢献

軍縮問題に対応する国内体制の強化に資す

るため、本年度より「軍縮・不拡散促進センター」を設置し、各種の軍縮措置実施体制の研究を始めているが、これらの研究をさらに強化するために、1億9000万円の予算を計上した。

地球規模問題への対応については、とくに来年、国連環境特別総会がニューヨークで、また気候変動枠組み条約会議が京都で開かれることになっていることから、国連環境計画等への拠出拡充を中心として、96年度比28.9%増の52億7200万円を確保した。

5 国際情報収集衛星に関する調査費計上

衛星による独自の国際情報を入手するための調査を行うこととして、約1000万円の予算が計上されたが、これについてはあくまでも導入を前提とした調査ではないことを前提に承認した。とくに、わが党は、外務省による調査に当たって、宇宙の平和利用に関する国会決議等との整合性、費用対効果に留意することを求めた。



大 歳 分 野

概 要

所管合計＝21兆3445億円。うち一般歳出は1兆7751億円。このように、要求額に占める一般歳出の割合は約8.3%にすぎず、所管の主要部分は国債費や産業投資特別会計への繰入などである。

重点事項

1 国債費

18兆2694億円。

2 産業投資特別会計へ繰入

1兆3000億円。

3 経済協力費

4450億円。

海外経済協力基金への出資及びアジア開発銀行等拠出金など。

○ 公共投資重点化枠の要求として、都市の防災対策に寄与する宿舍建設や財務事務所及び税関庁舎のバリアフリー整備事業等に50億円。

○ 経済構造改革特別措置分は、高度情報化等の一環として推進している国税総合管理システム(KSK)の要求財源の一部に充当する。

文 教 分 野

一般会計の要求総額は5兆8810億円で、前年度比1272億円の増額、伸び率で2.2%のアップとなっている。また、公共投資重点化枠については、①学術研究施設の高度化・活性化(144億円)、②学校施設の多機能・高機能化の推進(330億円)、③国立スポーツ科学センターの建設や学校給食施設の改善充実(63億円)、④文化遺跡の情報発信機能の整備(15億円)を図ることとして、総額552億円の要望を行っており、それを含めると3.2%の増となる。

概算要求のとりまとめに当たっては、①世界の知的フロンランナーをめざす学術研究の推進、②建学の精神を生かした私学づくりの助成の推進、③豊かな個性を伸ばす学校教育の展開、④新しい文化・スポーツの施策の展開 — などの施策を重点とし、経済構造改革特別措置や公共投資重点化枠を活用しつつ、教育・学術・文化・スポーツの一層の充実・発展に要する経費の要求を行っている。

以下に、その主要事項の概要を示す。

1 豊かな個性を伸ばす教育の展開

①一人ひとりの個性に応じた多様な教育を展開するため、第6次教職員配置改善計画を着実に推進（第5年次分として4,832人の改善増）するとともに、管理職・教員特殊業務手当の改善を図る（535億円増）。②いじめ・登校拒否等の解消をめざした教育の充実のため、スクールカウンセラーの活用事業の倍増（506校→1,000校）や養護教員に対する研修の充実を図る（14億円増）。③病原性大腸菌O（オー）157対策の一環として、新たに学校給食施設・設備のドライシステム化を推進するなど衛生管理等の徹底を図るための整備（20億円増）を行うとともに、衛生管理指導の充実を図る。④公立学校の施設整備については、180万㎡の事業量の確保を図るとともに、小中学校校舎の基準面積の改定などの制度改正を要求。⑤家庭・地域の役割の増大を受けて、青少年の学校外における体験活動等の充実（7億円増）や家庭教育・子育て支援推進事業（新規）など家庭教育の振興（8億円増）を図る。また、新たに社会教育における人権教育の推進（23億円）を図る。

2 私学助成の推進

私立大学（95億円増）、私立高等学校（78億円増）に対する経常費助成を増額するとともに、私立大学における研究基盤及び研究機能の強化を図るための「私立大学学術研究高度化推進事業」等の推進（60億円増）や、私立学校の老朽校舎の建て替えのため、日本私学振興財団から融資を受ける学校法人に対する利子補給制度を新たに創設（20億円）するなどの助成策を講じる。

3 学術研究の推進

厳しい財政状況の下ではあるが、経済構造改革特別措置や先般閣議決定された「科学技術基本計画」の趣旨を踏まえ、「ひと・もの・資金・情報」のバランスのとれた投資を行

うこととして、①「ポスト・ドクター等1万人支援計画」の推進（47億円増）、②最先端高機能の施設・設備の整備と老朽・狭隘施設の解消等（105億円増）、③科学研究費補助金の充実（123億円増）、④出資金による学術研究推進事業の倍増（110億円増）など、研究支援策の拡充に努める。

4 新しい文化・スポーツの施策の展開

21世紀にむけて新しい文化立国をめざした基盤整備を図ることが求められており、文化庁予算総額は833億円、前年度比83億円、11.1%増（公共投資重点化枠15億円を加えると13.1%増）の大幅拡充を図っている。

内容面では、芸術創造活動支援として今年度創設した「アーツプラン21」を拡充（7億円増）するのをはじめ、新たに「ミュージアムプラン」として、美術館・博物館の人材養成や収蔵品・普及活動・展示等の整備充実（7億円増）を図ることにしている。また、新国立劇場の来年秋のオープン公演に必要な経費（34億円増）を要求するほか、新構想の博物館やナショナル・ギャラリーの設置に向けて準備を進める。

新規の事業・施策としては、①国内外の芸術家が地域に一定期間滞在して創作活動等を行い交流を深める「アーティスト・イン・レジデンス事業」、②優れた舞台芸術を体験・鑑賞する機会を学校教育の場においても提供する「舞台芸術ふれあい教室」、③地方公共団体の行う伝統文化後継者養成事業に対して新たに補助制度を設ける「伝統文化アカデミー事業」、④今年の法改正で実現した文化財登録制度を推進し、近代文化遺産など文化財保護の裾野を広げるための経費 — などの要求を行っている。

スポーツ振興では、スポーツ医・科学研究や科学的トレーニングの場の提供を行う「国立スポーツ科学センター（仮称）」の建設に着手（46億円）するほか、地域における生涯

スポーツ活動の充実や、日韓スポーツ交流事業（新規）を要求している。

厚生分野

97年度厚生省予算概算要求額は15兆2024億円、96年度予算に対し8615億円増、伸び率は6.0%となっている。

与党厚生調整会議は、概算要求に先立ち国民が安心して暮らせる豊かな高齢社会構築は政策の基本であること並びに消費税導入の経緯を踏まえ、税率改定が国民理解を得るよう社会保障・福祉関係予算の大幅な拡充を図るべきであることを確認し、高齢化の進展に伴い生じる年金・医療費等の義務的経費の自然増分（1兆2000～4000億円）はシーリングの例外とすべきこと、新ゴールドプラン・エンゼルプラン・障害者プランの保健福祉3プランを着実に推進する財源を確保すべきこと等を決議した。しかしながらシーリング枠に関しては、昨年に比べ約560億円の減という大変厳しい状況での概算要求取りまとめとなった。

主要施策の概要につきそのポイントは以下の通り。

1 感染症対策・食品保健対策の強化

近年、エイズやエボラ出血熱など感染症が世界的に注目されているほか、本年は病原性大腸菌O-157による食中毒が各地で発生していることなどを踏まえ概算要求の第1の柱として掲げられている。

具体的には、①感染症対策として、感染症に関する情報収集・情報提供体制の強化や緊急対策の充実に取り組み、国立感染症研究所（仮称）及び感染症情報センター（仮称）の設置、緊急感染症ファックスの新設など約30%増の100億円、②食品保健対策では、大規模食中毒対策の推進とともに輸入食品監視体

制・検疫体制の強化、③エイズの治療・研究推進体制等の整備については、本年3月のエイズ訴訟和解を踏まえ、エイズ治療・研究開発センター（仮称）の整備や地方ブロック拠点病院の整備促進などを中心に約40%増の187億円を要求している。

2 医薬品等の安全性の確保

薬害エイズ問題やソリブジン事件等を契機に医薬品の安全性の問題と厚生省の薬務行政は国民からそのあり方が厳しく問われている。

医薬品等の審査に係る組織を見直し現在の薬務局を廃止し、新たに医薬安全局（仮称）を設置するほか、医薬品医療機器審査センター（仮称）を設置するなど医薬品等の審査の充実を図るとともに、医薬品等の安全性に関する情報の収集及び公開の推進等の充実強化に87%増の166億円が要求されている。

3 介護・子育て支援とノーマライゼーション実現のための基盤整備

新ゴールドプラン・エンゼルプラン・障害者プランの保健福祉3プランは少子・高齢社会に向け不可欠の社会基盤整備であることから引き続き最大限の取り組みを行うこととなっている。

①高齢者介護対策では、新ゴールドプランの推進に約16%増の8100億円。介護保険制度の導入を展望し各種の新規事業や療養型病床群の整備促進等が要求されている。②児童家庭対策についてはエンゼルプランの中核である緊急保育対策等5ヶ年事業の推進に約10%増の3665億円。虐待・いじめ問題への対応を図る施策を実施するとともに、少子化に関する専門的な調査研究等があげられている。③障害者に対する保健福祉施策については、2年目を迎える障害者プランの推進に約12%増の2270億円となっている（*3プラン関連は別表参照）。また、福祉関連のマンパワー確保対策として、職員の勤務時間の短縮、福祉

人材センター運営事業やボランティアセンター活動事業等が盛り込まれている。

4 厚生科学の振興と情報化の推進

厚生科学の振興については、エイズや脳科学研究、ヒトゲノム・遺伝子治療研究など病気の原因解明・治療法の開発を中心に 918億円(22%増)。情報化の推進に関しては、がん・循環器診療画像レファレンスシステムの構築や遠隔医療推進モデル事業などの施策が盛り込まれている(323億円、40%増)。

5 生活の質に直結した社会資本の整備

水道・廃棄物処理施設、合併処理浄化槽の整備促進に取り組むとともに(2970億円)、医療施設近代化(430億円、30%増)・社会福祉施設の整備についても引き続き取り組むことになっている。

6 社会保障分野における国際貢献

世界福祉イニシアティブ構想に基づき社会保障分野における発展途上国支援の強化などに取り組むなど国際協力に 400億円。

7 医療保険制度・年金制度の安定的な運営

医療保険制度については、社会保障制度全体の構造改革の一環として総合的に医療保険制度及び老人保険制度の改革を進めるべく医療保険審議会を中心に議論が行われており、97年度はその第一歩としての改革に取り組むこととされている。政府管掌健康保険(986億円)、健康保険組合助成費(259億円)、国民健康保険助成費(3兆1000億円)の要求となっているが、医療保険改革の動きによっては変動が生じることとなる。

また年金制度については年金財政に関する情報公開等を進めることとされている。年金給付費国庫負担金は4兆3143億円。

8 その他

97年4月に予定されている消費税率の引き上げ等に伴い、消費税導入時と同様に以下の給付金を支給(329億円)。臨時福祉給付金は老齢福祉年金・特別障害者手当の受給者等に対し1万円を支給。また臨時介護福祉金は低所得の在宅要介護老人等に対して3万円を支給する。

新ゴールドプランの推進

- ・平成2年度に高齢者保健福祉推進十か年戦略(コールドプラン)を策定~11年度まで。
- ・平成7年度に従来のゴールドプランを見直し、新ゴールドプランを策定。

区 分	8 年 度 予 算	9 年 度 要 求	目 標 値 (平成11年度)
ホームヘルパー	122,482 人	(+29,426) 151,908 人	170,000 人
ショートステイ	36,727 人分	(+8,107) 44,834 人分	60,000 人分
デイサービスセンター	7,573 か所	(+1,350) 8,923 か所	17,000 (ダイケアを給) か所

在宅介護支援センター	4,672 か所	(+1,500) 6,172 か所	10,000 か所
特別養護老人ホーム	247,109 人分	(+15,600) 262,709 人分	290,000 人分
ケアハウス	38,200 人分	(+13,150) 51,350 人分	100,000 人分
高齢者生活福祉センター	280 か所	(+40) 320 か所	400 か所
老人保健施設	191,811 人分	(+29,000) 220,811 人分	280,000 人分

注) ホームヘルパーの9年度予算は、障害者プラン分(15,500人)を含め 167,408人である。

緊急保育対策等5か年事業の推進

・平成7年度を初年度とする緊急保育対策等5か年事業を策定～11年度まで。

区 分	8年度予算	9年度要求	目標値 (平成11年度)
保育所措置費 ・低年齢児受入枠の拡大	49 万人	(+2) 51 万人	60 万人
保育所の整備	200 か所	(+100) 300 か所	1,500 か所
時間延長型保育サービス事業	2,830 か所	(+1,170) 4,000 か所	7,000 か所
一時的保育事業	600 か所	(+200) 800 か所	3,000 か所
地域子育て支援センター	400 か所	(+200) 600 か所	3,000 か所
放課後児童クラブ	6,000 か所	(+900) 6,900 か所	9,000 か所

乳幼児健康支援デイサービス事業	50 か所	(+50) 100 か所	500 か所
-----------------	----------	---------------------	-----------

障害者プランの推進

・平成8年度を初年度とする障害者プランを策定～14年度まで。

区 分	8年度予算	9年度要求	目標値 (平成14年度)
グループホーム・福祉ホーム	7,422人分	(+1,751) 9,173人分	20,060人分
授産施設・福祉工場	45,874人分	(+4,921) 50,795人分	67,570人分
重症心身障害児(者)等の通園事業	368か所	(+92) 460か所	1,238か所
精神障害者社会適応訓練事業 (通院患者リハビリテーション)	3,984人分	(+214) 4,198人分	5,280人分
精神障害者生活訓練施設 (援護寮)	2,060人分	(+780) 2,840人分	6,000人分
市町村障害者生活支援事業	40か所	(+40) 80か所	690か所
障害児(者)地域療育等支援事業	70か所	(+70) 140か所	690か所
精神障害者地域生活支援事業	47か所	(+47) 94か所	650か所
ホームヘルパー	8,000人増	(+7,500) 15,500人増	45,300人増
ショートステイ	1,454人分	(+382) 1,836人分	4,650人分
デイサービス	559か所	(+68) 627か所	1,010か所
身体障害者療養施設	18,069人分	(+1,100) 19,169人分	25,000人分
精神薄弱者更生施設	86,393人分	(+1,903) 88,296人分	95,600人分

農 林 水 産 分 野

I 中長期的な食料需給の動向にも対応しうる足腰の強い農業生産の確立

1 農業分野における雇用対策の促進 — 労働省と連携

農業分野における雇用の増加傾向に対応し、労働省との連携のもとに全国及び都道府県段階に農業人材確保対策協議会を設置し、①求人・求職・研修情報のとりまとめ、インターネット等による情報の提供、②U・Iターン希望者等への合同就職説明会の開催、③農業分野の就業実態把握調査等就業条件改善のための活動を実施。〔農業人材確保育成総合対策（9年度要求額3億円）〕

2 農村女性対策の推進・パートナーシップ農業の推進

「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」の実現のため、①農協の理事における男女割合等の指標・目標の策定及びその到達度合の調査、②パートナーシップ農業を実現するために必要な経営ノウハウ・技術を修得することを目的とする研修を実施〔農業・農村パートナーシップ推進事業（9年度要求額3億円）〕

3 土づくりをはじめとする環境保全型農業の推進

化学肥料、農薬等の不適切な使用や、土づくり等の基本的技術の軽視による農業の環境への悪影響、生産の不安定化に対処するため、①微量要素の施用等創意工夫を生かした土づくりの推進、②高精度の発生予察情報の提供による効率的な防除の推進、③有機物資源の堆肥としてのリサイクルの推進等により環境保全型農業を促進〔（9年度要求・要望額2757億円）〕

4 野菜の原産地表示の適正化〔青果物原産地表示適正化推進事業（9年度要求額

3億円）〕

5 新基本法の検討への対応・「食料・農業・農村基本問題調査会（仮称）」の設置〔（9年度要求額 0.5 億円）〕

II 活力にあふれた住みやすい農山漁村の創造

1 山村地域と都市との交流を通じた学習機会の提供の推進 — 文部省と連携

①山村等の子供に対して都市の学習関連機関が蓄積している情報を子供向けに加工して、全国の山村市町村等の公民館、図書館等に発信するとともに②山村地域において、都市・山村双方の子供たちの交流を促進するため、自然環境知識習得施設を整備〔やまびこ学園交流体験実践モデル事業（9年度要求額5億円）〕

2 日本型クラインガルテンの推進

都市住民の自ら有機米や自家用野菜の栽培を本格的に行ないたいとする要請の高まりに応えるとともに、中山間地域等の農地の有効活用をはかる観点から、都市住民等への農地貸付けを行なう特定農地貸付け制度の積極的活用を支援〔特定農地貸付け推進モデル事業（9年度要求額 0.2億円）〕

III 新技術・新分野創出の基礎となる生物機能を活用した技術開発の促進

我が国農林水産業及び関連産業の活性化を図り、経済構造改革の推進に資するため、①産学官、即ち民間、大学、国公立試験研究機関の連携の下に、②国立試験研究機関や大学のシーズ（技術の芽）の積極的活用、③民間のニーズの的確な把握と民間の研究能力の積極的活用 により、新技術・新分野を創出する農林水産関係試験研究を強力に推進〔（9年度要求額 63億円）〕

IV 新たな松林保全対策

～森林病虫害等防除制度の見直し～

松くい虫被害対策特別措置法の期限切れ（8年度末）にあたり、松くい虫をはじめとする森林病虫害等の総合的な被害対策を推進。①公共事業による被害木処理等森林保全対策の強化、樹種転換、技術開発の推進 ②「森林病虫害等防除センター（仮称）」による防除体制整備等〔（9年度要求額 79億円）〕

V 新海洋秩序の下における活力ある水産業

・漁村の形成

- 1 漁獲可能量（TAC）制度の定着とその下での漁業経営の安定化対策「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づく資源の保存・管理にかかる協定（漁獲可能量協定）に参加することにより漁業収入の一定の減少があった漁業者に対し、長期低利の経営資金等を融通〔水産物生産流通等高度化資金の融資枠の追加 100億円〕
- 2 つくり育てる漁業の振興等
第4次沿岸漁場整備開発計画（平成6～11年度）に基づき、魚礁の設置、増養殖場の造成、漁場の保全等を推進〔（9年度要求・要望額 333億円）〕

商 工 分 野

公正取引委員会

公正取引委員会については、97年度においては、競争政策の積極的展開を図るため、前年度比 4.8%増の総額56億3900万円の要求を行っている。

再重点事項として、独占禁止法の厳正な運用のための経費 2億2200万円を、また、重点事項として、規制緩和の推進と独占禁止法適

用除外制度の見直し、公正な競争の確保、競争政策の国際的対応の強化、違反行為の未然防止と、広報活動の充実について要求している。

さらに、執行体制の強化を図るため、審査部門を中心に19名の人員増を要求している。

経済企画庁

経済企画庁については、海外経済協力基金交付金を除き、前年度比 2.5%増の 140億円、海外経済協力基金交付金を含めると、95年度の基金収支が改善し、欠損金が大幅に縮小したため、前年度比-18%の 227億円の要求を行っている。

第一のポイントは、中期的な安定成長につなげていくための経済構造改革の推進で、高コスト構造の是正等に向けた分析調査経費、公共料金の情報公開に関する調査経費等、1億2600万円を要求している。

第二には、適切かつ機動的な経済運営と調査研究機能の強化で、経済指標の再検討に要する経費、LAN整備事業等の情報収集・発信機能強化に関する経費など 5億1600万円を要求している。

第三には、国際地域協力等わが国経済の国際化に向けた取り組みの強化で、APEC等アジア太平洋地域協力に向けた研究交流経費、対日投資促進経費等、1億9800億円を要求している。

第四は、市民活動促進等を通じた豊かで安心できる暮らしの実現で、ボランティア活動の交流促進等市民活動促進のための環境整備経費等、29億円を要求している。

通商産業省

通商産業省については、一般会計全体では前年度比 6%増の9736億円、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計への繰入を除いた一般会計で 5.7%増の4170億円、特別会計については、石炭並びに石油

及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、特許特別会計、貿易保険特別会計、アルコール特別会計を合わせて2兆3億円の要求を行っている。なお、公共投資重点化枠については、施設費143億円、公共事業関係費7億円、総額150億円の要望を行っている。

第一のポイントは、知識創造立国に向けた経済構造改革で、わが国産業の空洞化の懸念が深刻化する中で、新産業創造に向けた研究開発に3959億円、「ものづくり」を支える基盤的技術を有する産業集積や産地・企業城下町等の中小地場産業の集積・活性化を図る地域産業空洞化対策に277億円、わが国の経済環境変化に対応した中小企業施策の推進に1249億円、産業分野及び公的分野の情報化や情報分野の技術開発等の情報化の推進に254億円を要求している。

第二は、環境との共生・国民生活重視の経済社会の構築で、省エネルギー、新エネルギーの推進、原子力の開発・利用等を通じたエネルギーの安定供給等のエネルギー・地球環境問題への積極的対応を図るため、特に新エネルギーに太陽光発電の市場自立化のための補助制度の抜本的拡充等618億円、原子力立地政策に781億円、リサイクルの推進等の環境共生型の経済社会の形成に向けた施策に254億円、さらに安全で豊かな国民生活の実現に資する産業政策の展開等についても所要の予算を要求している。

第三には、グローバルな経済ネットワーク時代にふさわしい国際的取り組みで、構成・透明なルールに立脚した国際経済システムの実現、アジア太平洋との協調を機軸とした経済ネットワークの形成等に要求を行っている。



97（平成9）年度の運輸省概算要求の焦点は、整備新幹線の未着工区間の着工を含む新たな要求と、国鉄改革の決着を目指す国鉄清算事業団の債務処理問題で、いずれも長年の懸案となっている難問だ。

全体像としては、97（平成9）年度の概算要求は、一般会計で行政費が対前年度比1.3%増の4542億7600万円、公共事業費が5.1%増の5259億5400万円、合計で対前年度比3.3%増の9802億3000万円。特別会計は自動車損害賠償責任再保険特会が0.3%増の7089億8000万円、自動車検査登録特会が5.8%増の503億4000万円、港湾整備特会が3.4%減の5069億6300万円、空港整備特会が13%減の4896億2500万円となっている。

公共事業費の中では、鉄道整備関係で整備新幹線の建設費が11.6%増の340億3800万円と最も伸びが大きい。整備新幹線については、これまでに着工している3線5区間のうち長野新幹線が96年度まででほとんど工事が終わり、予算は残りの3線4区間の工事に重点配分されることになる。

また、94年12月の政府・与党申し合わせで96年中に新たなスキームを作ることとなっている整備新幹線の未着工区間については、連立与党の整備新幹線検討委員会の中間申し合わせ（96年8月22日）に基づいて、未着工区間の着工を、金額を明示しない事項要求の形で提出している。与党整備新幹線検討委員会では、本年1月から検討を進めてきたが、新たな財源問題も含めて、12月までに結論を出すことを合意している。

鉄道整備では、都市鉄道の整備として地下鉄横浜市4号線の新規着工を含む地下鉄整備事業費補助が698億3400万円、住都公団北総・公団線などのニュータウン鉄道整備事業費補助が27億7000万円、貨物線を旅客線に活

用する西名古屋港線などの幹線鉄道等活性化事業費補助が1億3400万円など。幹線鉄道整備では、宗谷線、豊肥線の新規着工を含む幹線鉄道等活性化事業費補助10億3000万円などとなっている。

一方、96（平成8）年度末で28兆3000億円にのぼる国鉄清算事業団の債務処理問題については、本格的な処理に取りかかることとし、清算事業団の資産である土地、JR株式、基金債権と、これによって償還が可能と予測される金額と同額の債務（元本分のみ）を鉄道整備基金に移管し、残りの債務の元本と利払い分を清算事業団に残し、この分については96年末までに具体的な処理策を検討するとしている。清算事業団については98（平成10）年度中に整理する方針。いずれにせよ、大きな国民負担を伴う問題だけに、国鉄改革の後始末として未解決の問題も含めて、国民的な論議が必要だ。

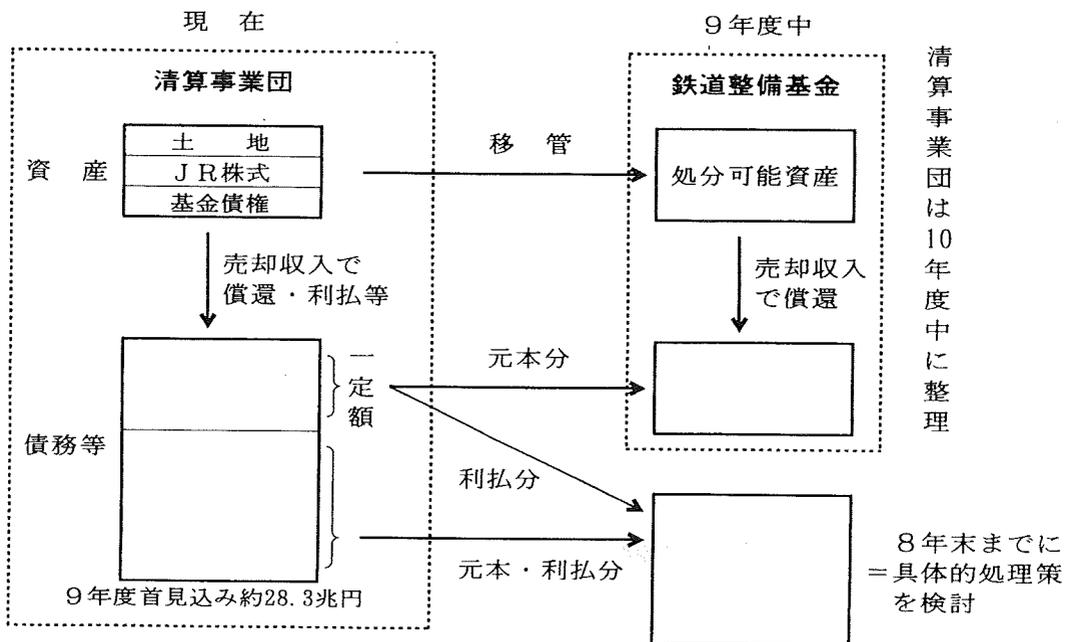
港湾整備事業費は、対前年比3.8%増の2429億9200万円。東京、伊勢、大阪、北九州の四大湾の中枢国際港湾において推進15mのコンテナターミナルを整備するなどのほか、安全で快適な暮らしを実現するための耐震強化岸壁、廃棄物海面処理場の整備などを図る。

空港整備については、7.0%増の1303億5100万円で、成田、羽田の大都市拠点空港の整備、新三大空港プロジェクトとして、関西国際空港二期事業、中部新国際空港・首都圏空港の調査の推進を図るとともに、能登、南紀白浜、徳島、大島の各空港の新規着手を含む地域拠点空港、地方空港等の整備を促進することとしている。

なお、沖縄の航空運賃の引き下げなどの沖縄振興対策関連措置については事項要求とし、政府全体の取り組みのなかで12月までに結論を出すこととしている。

新海洋法条約の実施に伴い、監視・取り締

債務の本格的処理に着手するための平成9年度要求の概要



まり水域が幅に拡大するため、海上保安庁の巡視船（新規3隻、継続4隻）や航空機（新規5機、継続4機）を増強するなど広域的哨戒体制を整備する。また、気象庁予算要求では、地球環境問題に対応するため静止気象衛星（運輸多目的衛星）の整備をはじめ、二酸化炭素などの温室効果気体などの観測態勢を整備するとともに、地震・火山対策の強化を図る。

研究開発、情報化の推進では、公募型の基礎研究推進制度を創設するとともに、運輸多目的衛星、メガロフロート、リニアモーターカーなどの応用技術の開発・活用、ITS（高度道路交通システム）による情報化を推進する。また、研究体制の整備のため、海洋環境再現大型実験施設の整備を図ることとしている。

大きな柱として、人にやさしい交通の実現のため、鉄道駅における身体障害者・高齢者用のエレベーターの整備、超低床ノンステップバスなどの整備・導入を促進する。また、地域住民の足の確保のため、いわゆる過疎バスの運行に対する補助、離島航路の整備近代化を図る。

なお、公共投資重点化枠については、総額491億1400万円を要求。整備新幹線、地下鉄整備、国際ハブ港湾、産業廃棄物の海面処理場、地震津波対策、大都市拠点空港の整備、船舶の安全運行のための衛星航法システム対応施設の整備（自動車のナビゲーターと同様のシステム）、大型巡視船の建造、東海地震の予知観測態勢の整備などが主要項目。

逡 信 分 野

情報通信行政のための郵政省の一般会計要求・要望額は、要求額が706億8700円、公共投資重点化枠要望額が135億円の総額841億8700円である。これには、新たに設けられた、

科学技術の振興、情報通信基盤整備を通じ経済構造改革を進めるための「経済構造改革特別措置」としての88億円が含まれている。96年度予算に比べ75億1500円、前年比11.9%の増となっている。総じていえば、額としてはなお小規模ながらも一定の伸び率を確保し、「財政構造改革元年」を掲げるなかにおいて、21世紀に向けての経済構造改革に対応する情報通信の重要性に基づく要求となっている。

郵政事業特別会計は、歳入・歳出とも前年比3.1%増の7兆8666億円である。このうち通り抜けとなる収入印紙など業務外収入・支出を除いた実質的な歳入・歳出は、4.9%増の5兆396億円である。郵便業務収入は、最近の郵便物数の増加実績等を反映し、2兆2393億円(4.1%増)と見込んでいる。この結果、郵便事業の損益は468億円の黒字を見込んでいる。

郵便貯金特別会計の一般勘定は、歳入15兆1740億円(9.9%増)、歳出10兆2873億円(3.5%増)であり、金融自由化対策特別勘定の歳入は、12兆2410億円(80.0%)の要求で、新たな要望及び償還の初年度となり、前年比大幅増となった。なお、損益は、一般勘定は3455億円、特別勘定は282億円のそれぞれ黒字を見込んでいる。

簡易生命保険特別会計については、歳入21兆818億円(6.6%増)、歳出13兆9548億円(3.7%増)であり、歳入と歳出の差額(余裕金)は、7兆1270億円を見込んでいる。

無利子融資は304億円、加入者系光ファイバー網整備のための低利融資は1101億円、財政投融資は3026億円、産業投資特別会計は277億円の要望額等になっている。

[重要施策]

(1) 一般会計

・情報通信の高度化による経済構造の改革を進めるため、①建設省や文部省等と連携した通信・放送研究成果展開事業の創設や、先進

的情報通信システムモデル都市構築事業を通産省と連携して進めるなど各省連携プロジェクトの推進、②テレコム投資事業組合(仮称)の設立支援などベンチャーの起業環境整備を進め、また、電子マネーに資する通信実験の推進など、情報通信ニュービジネスの振興、③光ファイバ網の全国整備の加速などネットワークインフラ整備、などに取り組む。

・国民生活の質的向上と地方振興のために、①高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実の促進、②字幕番組・解説番組の制作促進、また、③電磁波など通信機器が生体等に及ぼす影響調査・対策研究、④申告・申請手続の電子化・ペーパーレス化推進、⑤ワンストップ行政サービス等についての調査・研究、などを行なう。

・科学技術基本計画を踏まえ、①次世代インターネットの研究開発など重点研究開発プロジェクトの推進、②全国の産学官の研究開発機関を高速ネットワークで結ぶマルチメディア・バーチャルラボ(仮想研究所)構築などの研究開発体制の整備、に取り組む。

・国際共同研究助成制度の創設、アジア・太平洋地域における人材育成支援などを通じ、グローバルな情報通信社会の構築に貢献する。

(2) 特別会計

・出産、教育、結婚時におけるゆうゆうローンの貸付け利率の上乗せ幅の軽減等、国民が安心して老後を送ることが出来るよう、年金について、現行加入限度額90万円(月額7.5万円)を132万円(同11万円)へと見直しを行う。

・情報通信を活用し、郵便局の電子化を促進するため、郵便局のサービス情報、地方自治体のホームページとリンクした各種行政情報の提供などを行うために、インターネットを活用した電子郵便局の開設、郵便局におけるワンストップサービスの実験、電子マネー・ICカードの実験を行う。

・地域社会へ貢献するため、介護知識の習得及び介護機器の普及・支援をする、ケア・タウン構想を推進する。

・98年からの新郵便番号制度の発足に向け、新郵便処理システムの構築、国民への周知を行う。労働力の安定的確保と効率的配置のため、郵政短時間職員の拡大・充実を図る。

[経済構造改革特別措置]

特別措置はその趣旨に鑑み、前述した情報通信政策のうち、

- ・通産省等他省庁と連携して行う施策
- ・情報通信ニュービジネスの振興に資する施策
- ・全国的なネットワークインフラの整備に資する施策
- ・通信総合研究所や通信・放送機構が行う情報通信分野の重点研究開発などに配分している。

労働分野

97年度労働省予算概算要求は、総計5兆9191億円で、前年度比0.4%増となっている。その内、一般会計については、前年度比0.9%増の5023億円。労働保険特別会計は、前年度比0.4%増の5兆4025億円。石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の石炭勘定分としては、対前年度比11.9%減の143億円となっている。

概算要求の重点事項は、第1に、産業・雇用の空洞化を防ぎ、新分野への産業の展開を図るため、産業構造の転換等に対応した地域雇用対策の充実や、高付加価値化等を担う人材の育成を推進するとともに、本格的な高齢化社会に対応し、高齢者が65歳まで現役として働くことができる社会の実現に向けた総合的な高齢者対策、新卒者・未就職卒業者の就職支援などの若年者対策を総合的に展開する

こととし、これに要する経費として、2兆5357億円を要求。

その内、産業構造の転換等に対応した雇用・能力開発対策として、①集積技能活用促進地域（仮称）における雇用対策の推進、②労働移動雇用安定助成金の充実等による失業なき労働移動の支援、③ベンチャー企業等の振興のための支援施策の展開、④公共職業訓練の高度化や産業発展を支える技能人材の育成・強化、⑤個人主導による能力開発の推進体制の整備、⑥ホワイトカラーの能力開発の推進等、の経費として130億円。高齢者対策としては、①65歳現役社会推進事業の展開、②65歳までの雇用継続を促進する継続雇用定着促進助成金（仮称）の創設、③シルバー人材センター連合の充実等、の経費として250億円を要求。

第2に、豊かさを実感しながら働ける勤労者生活を実現するため、労働時間対策、「過労死」の予防をめざした健康確保対策、労働災害防止対策及び労働安全衛生対策の推進、的確な労災補償の実施、さらには勤労者福祉対策、中小企業の魅力づくり対策を推進することとし、これに要する経費として、1兆3077億円を要求。

第3に、多様な個性や能力を発揮できる環境を整備するため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策、職業生活と家庭生活との両立支援対策や総合的なパートタイム労働対策を推進することとし、これに要する経費として、276億円を要求。

第4に、障害者が可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できる障害者雇用対策を推進するとともに、阪神・淡路大震災関連対策として、復興工事安全衛生確保支援事業を引続き実施することとし、これに要する経費として、686億円を要求。

その内、障害者対策としては、①精神薄弱者の雇用義務化に伴う精神薄弱者等に対する雇用対策の推進、②事業主と公共職業能力開

発施設との連携強化、③職業リハビリテーションの充実等、の経費として90億円を要求。

第5に、国際社会へ積極的に貢献するため、雇用に関する国際会議の日本開催や国際情勢の変化に対応した労働外交の展開、「人づくり」による国際社会への貢献を進めるとともに、外国人労働問題に適切に対応することとし、これに要する経費として、144億円を要求。

第6に、経済社会の変化に伴う行政需要に対応した行政推進体制の整備等に要する経費として、483億円を要求。

公共投資重点化枠については、「国際安全衛生センター（仮称）」の設置に必要な経費として、97年度分11億1000万円（全体計画20億7000万円）を要望している。同センター設置の背景には、アジア・太平洋地域の開発途上国において、5年間で労働災害が3倍に増加した国があるなど労働災害が急増し、我が国に対する安全衛生分野の協力、援助が強く求められていること、また、製造業を中心とした海外進出企業の増加に伴い、現地の実情に応じた安全衛生の確保が必要となってきた等がある。このため、アジア・太平洋地域域内の安全衛生技術指導者に対する研修の実施、海外進出企業に対する安全衛生に関する情報・研修の実施等を行う「国際安全衛生センター（仮称）」の設置を2カ年計画で行うというもの。

なお、経済構造改革特別措置については、地域雇用対策等の充実及び高付加価値化等を担う人材の育成、65歳現役社会を実現するための高齢者対策の推進及び障害者の雇用促進の積極的な推進等を図るための経費として、総額57億8000万円を要求している。



建設分野

建設省

97年度建設省関係予算の概算要求総額は、事業費ベースで対前年度比4%増の28兆7955億円、国費ベースで2%増の6兆8535億円となっている。国費の内訳は、①一般公共事業費、6兆7146億100万円、②災害関係公共事業費、358億7900万円、③官庁営繕費、278億6500万円、④建設行政経費、751億3200万円である。公共投資重点化枠は、一般公共事業費と官庁営繕費を合わせて、要望総額4016億5600万円。

一般公共事業費について、事業費ベースで事業別の予算の伸びをみると、住宅対策費が対前年度比8%の高い伸びで、96年度に引き続き住宅・市街地整備が重点となっている。

このうち、住宅については、財政投融资資金を活用する住宅金融公庫融資が事業費ベースで9%の高い伸びを確保し、貸付計画戸数も96年度と同じ63万戸としたうえで、良質な住宅ストックの形成を政策的に誘導していくため、96年度に引き続き融資制度の抜本的な改善を計画している。

市街地整備では、防災上危険な市街地を緊急に整備するため、「密集住宅市街地整備促進事業」を国費ベースで対前年度比21%の85億円としているほか、「住宅市街地総合整備事業」を伸び率19%の473億1700万円、「街並み・まちづくり総合支援事業」を伸び率12%の408億2100万円とするなど、戦略的・重点的な取組みを行うこととしている。

一方、計画的・重点的な住宅・社会資本整備を図る上で、97年度は、第9次治水事業5箇年計画が新たにスタートする年に当たる。

前回5箇年計画の進捗状況は、96年度までの事業費ベースで治水事業が104%となるほか、96年度末における整備目標も、おおむね達成する見込となっている。今回新たに策定される計画は、最終年度である2001年度末の

整備目標を、①氾濫防御人口を必要人口の約6割（95年度末、約5割）、②土砂災害防御人口を必要人口の約5割（同、約3割）、③うるおいのある水辺空間延長を約4000km（同、約1700km）としている。総投資額は25兆3000億円、前計画比1.4倍程度で、92年の前回は改訂時とほぼ同じである。

また、経済構造改革特別措置については、96年度に引き続き、①地震予知観測と防災対策、②マルチメディア関連、③生態系の保全やリサイクル等の環境対策、④人口減少・高齢化、規制緩和等への対応、などの研究費で、総額38億5100万円を要望している。

国土庁

97年度国土庁関係予算の概算要求総額は、公共事業関係費が対前年度比3%増の3255億3000万円、行政部費が8%増の476億3600万円で、合計で3731億6600万円となっている。

公共事業関係費の内訳は、①水資源開発、891億2500万円、②離島振興、2203億700万円、③農村総合整備計画調査、2億8300万円、④事業調整費、158億1500万円。公共投資重点化枠は、要望総額207億3700万円で、うち8億6700万円は行政部費に計上されている。

行政部費では、災害対策費が対前年度比34%増の36億2300万円で、96年度に引き続き、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、災害時の危機管理対策に重点的・積極的に取り組むこととしている。①情報伝達ルートを多重化して災害時の確実な無線通信を確保するための、中央防災無線網の整備、②地震発生直後の被害状況を把握し効率的な対策を行うための地震防災情報システムの整備、③地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業5箇年計画」の推進、④地域防災拠点施設整備モデル事業の推進等が重点施策である。

また、新たな国土の形成に向けた取組みについては、①97年春を目途に策定される予定の新しい全国総合開発計画を踏まえた、各地

域圏計画の策定、②首都機能移転の具体化へ向けて、移転先候補地の国会等移転審議会が行う調査や必要な制度等の検討、③水利用の合理化等を踏まえた水需給の将来見通しの策定、良好な水循環の形成と保全の方策等の検討を通じて、新しい全国総合水資源計画の策定、などを進めることとしている。

このほか、総合的な水資源対策では、引き続き、①水源ダム等の運用、水源の多様化などの水危機管理対策の推進、②流域における水循環の健全化、地下水の適正管理システムの構築など、健全な水循環を確立するため施策の推進等が重点となっている。

土地対策については、①中長期的な観点に立った新たな「土地政策推進要綱」の策定と着実な実施、②住民による地区レベルでの土地利用調整に関する協議会の設置やアドバイザーの派遣、土地利用調整マニュアルの作成等を支援する「土地利用調整システム総合推進事業」の創設などによって、土地の有効利用の推進を図ることとしている。

地方振興対策では、小都市、農山漁村、中山間地等を「多自然居住地域」として位置付け、地域振興策の検討・推進を行うことなどが重点となっている。

地 行 分 野

1 自治省予算概算要求の特徴

1997年度の自治省所管（自治省本省・消防庁）予算の概算要求額は、17兆4309億円と、前年度予算額に比べ3兆7213億円増（27%の伸び）となっている。しかしこの中には、そのまま地方交付税として地方に配分される17兆2538億円と、衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費698億円（皆増）が含まれており、これを除いた概算要求額は、1597億円であり、対前年度比1.5%の伸びにすぎない。

とくに、地方交付税交付金への繰り入れに必要な経費は、前年度比27%増の17兆2538億円となっているが、この数字は、消費税率の引き上げや交付税繰り入れ率の引き上げに伴って大幅増に見えるものの、現時点での仮置の機械的試算にすぎない。しかも今後通常収支不足が生じた場合の不足額充当分も見込まれていないし、過去の覚書等による国からの加算についても地方の取り分を目一杯要求しての数字である。精算や償還を講じた後の、実際に地方に配分される出口ベースでは、16兆2058億円と、逆に今年度予算額より3.8%ものマイナスとなっている。依然として地方財政は、136兆円を超える借入金残高の償還が大きな負担となっているなど、極めて厳しい状況にあり、97年度も交付税法第6条の3第2項に該当することが想定される。また地方分権を推進し、自治体が住民ニーズに応えた行政を展開していくためにも、地方一般財源の確保は必須の課題である。なお一般会計において交付税は見かけで大きなシェアを占めているが、地方の固有の共有財源であり、無用の誤解を与えないためにも特別会計からの直入方式を検討すべきである。

阪神・淡路大震災の教訓も踏まえ、災害に強く住民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるため、消防力の充実強化を党としても要求した。消防庁分は厳しい財政状況の下ではあったが3%増の239.5億円となっており、耐震性貯水槽、画像伝送システム、消防団拠点施設、消防艇等消防防災施設の整備を推進するとともに、緊急消防援助隊の資機材、高規格救急自動車、航空消防防災体制のためのヘリコプター、消防防災無線の整備、消防水利の多様化、救急業務の高度化等消防防災設備を推進していく。なお公共投資重点化枠についても、要望限度の50億円のすべてを耐震性貯水槽、備蓄倉庫、消防団拠点施設等の整備、自然水利等活用施設整備モデル事業のための消防庁補助金に充てる。

その他、基地等の所在する市町村に対し、固定資産税の代替的性格や特別の財政需要に対処するために交付されるいわゆる基地交付金・調整交付金は、前年同額の281.5億円を要求している。

また、財政再建の観点から厳しく削減を行い、新産業都市等建設事業債調整分の利子補給に必要な経費(6.23億円)、及び地下鉄特例債の利息について助成し公営地下高速鉄道事業の経営の健全化のために不可欠な公営高速鉄道事業助成金(5.7億円)については、利子率の低下を踏まえそれぞれ1.45億円、0.19億円を削減している。地方公営企業に対する公営企業金融公庫の貸付利息を引き下げるための補給金(49億円)も、行政改革の観点から1.16億円を削減した。増額要求となっている明るい選挙の推進に必要な経費(24.25億円)と公営交通施設改良モデル事業に必要な経費(6.2億円)は、消費税増額分の見込みを上乗せしたにとどめている。

なお政党交付金及び政党助成事務委託費として国勢調査速報値に基づき、4.9億円増の316.2億円を要求しているが、党としては、定数は正との関係や政治不信の助長、財政再建や消費税率引き上げとの関係から、安易に政党交付金を増額するのではなく、政治的に前年同額とするよう問題を提起している。

2 警察庁予算概算要求の特徴

一連の重大事件によって損なわれた「安全な国＝日本」という国民の信頼を如何に回復していくのかが問われている97年度の警察庁予算の概算要求額は、2593億円と前年度比151億円増、6.2%の伸び(ただし公共投資重点化枠を除けば、対前年度比3.7%増の2533億円)となっている。来年度の特徴は以下の通りであるが、財政再建の趣旨を踏まえ内容的にさらなる精査が必要である。

①国民経済に重大な影響を及ぼす金融・不良

債権関連事犯対策(107億円)

住専を始めとする金融関連事犯の徹底追及や、債権回収過程での暴力団等の妨害排除等のための体制を整備するため、特殊金融犯罪対策班の設置、財務解析センターの設置、警戒システムの整備など、各種資機材・車両等に要する経費で、前年度比約4倍を要求。

②交通安全対策の強化(188億円、重点化枠を含めると243億円)

8年連続して年間一人を超える尊い人命が失われるという厳しい交通事情に対処するための第六次特定交通安全施設等整備事業の推進や、交通取締りの強化、高齢者交通安全対策モデル事業(各県2か所、点検・啓発中心)等に必要な経費。なお公共投資重点化枠として、引き続き「安全で快適な交通環境の創造」を推進していくため、枠一杯の60億円を要望(事業費としては121億円)。具体的には、「高齢者にやさしい交通環境の整備事業」として、弱者感应信号機・歩行者感应信号機等の導入を引き続き推進し、生活道路の安全確保を図るなど、高齢者・子ども・障害者など交通弱者に配慮した交通環境を整備するとともに、「最先端の情報通信技術を用いた新交通管理システム(UTMS)整備事業」として、車両感知器の整備や信号制御の高度化等を進め、渋滞の緩和やバスの優先通行確保など快適な生活環境整備を推進する。

③テロ等の未然防止対策の強化(213億円)

長野オリンピック大会会場等の警戒警備やテロ等を防止するのに必要な捜査資機材や車両、金属探知機、カメラ、防寒着などの経費を要求。

④治安を取り巻く情勢の変化への的確な対応(51億円)

密輸取締り船舶の大型化や薬物密売事犯捜査システムの整備、少年薬物乱用防止対策の

強化等銃器・薬物の密輸入・拡散防止対策を進めるとともに、国際化対策や被害少年に対する支援対策など犯罪被害者への援助を充実する。

⑤警察基盤の充実強化（274億円）

住専問題や国際マフィア問題に対処するため、専門の財務捜査官や国際捜査官などを含む地方警察官1500人の増員を要求。合わせて、

高度情報化社会に適応し、指紋自動識別システムの高度化（ライブスキャナの導入でオンラインによるリアルタイムの照合が可能）、県本部通信指令室（「110番」）の高度化改修、インターネットに対応するネットワーク情報収集システムの整備を推進する。その他、老朽・狭隘が著しい警察官待機宿舎等の抜本的改善や警察学校・機動隊庁舎等の整備を推進する。

政策資料

POLICY AND LEGISLATION

No. 360 (96年9月号)

巻頭言集

山元勉
公的介護保険関係
与党合意事項
介護保険法案要綱案
介護保険法施行法案要綱案
医療法の一部を改正する法律案要綱案

資料

公営住宅法の改正について 社民党政審
公益法人の運営等に関する提言 与党行革PT
1997年度予算概算要求基準について 社民党
1997年度予算概算要求基準設定について
の基本的な考え方 与党
同和問題の早期解決に向けた今後の方策について 与党人権PT
北方地域旧漁業権者等に対する特別措置
に関する法律の一部を改正する法律案要綱
社会主義インター関係資料

政策の焦点

地球温暖化問題と炭素税について 永田雄之

お申込みは下記へ

社会民主党政策審議会 政策資料係まで
定価 1部 450円（送料 76円）
年間購読料 6000円（送料込み 前納）
郵便振替 東京00180-4-80821
銀行振込 大和銀行衆議院支店 普通203888
口座名 社会民主党政策審議会

資 料

〔沖縄振興関係〕

社会民主党は7月4日、沖縄米軍基地の整理・統合・縮小を進め、沖縄振興策をはじめ総合的な対策を推進するために、常任理事会に「沖縄総合振興本部」を設置した。設置後のどう本部会議において、億圓振興策に関する政策を党としてとりまとめるために、作業部会（主査＝角田義一・参議院議員）が設けられ、沖縄県および関係省庁からのヒアリングに基づいて、8月1日に同作業部会として「沖縄振興策に関する政策提言（素案）」を発表した。また、8月23日には「沖縄米軍基地の整理・統合・縮小等に関する政策提言（素案）」を作業部会としてとりまとめた。

1996・8・1

社会民主党沖縄総合振興本部

本部長 村山富市 殿

「沖縄振興策に関する政策提言（素案）」 に関する報告

社会民主党沖縄総合振興本部
作業部会主査 角田義一

7月18日に開かれた、沖縄総合振興本部（村山富市本部長）の第1回会合において、沖縄振興策についての党の政策を検討することを決定し、振興本部内に作業部会を設置して、ヒアリングと起草作業をおこなってきた。

ここに「沖縄振興策に関する政策提言（素案）」を報告する。この報告については、党内はもとより、沖縄現地など、活発な議論をお願いしたい。

この報告の基本的スタンスは、「社民党として沖縄県の『国際都市形成構想』を支援し、そのために必要な国の支援を実現していく」

ことにある。従って、政府・与党内の論議をリードする内容のものにしていきたい。

沖縄総合振興本部の主要な課題は、沖縄米軍基地の整理、統合、縮小、米軍用地問題、沖縄振興策などである。これらの問題は密接に関連しており、本作業部会は、このうち、とりあえず表記の「沖縄振興策について」の報告をまとめた。振興本部は今後、情勢の推移を見極めつつ、順次、基地の整理・統合縮小問題や米軍用地問題などについて論議を深め、社民党の方針を定めることとする。

沖縄振興策に関する政策提言（素案）

社会民主党沖縄総合振興本部
作業部会主査 角 田 義 一

I はじめに

25年前の沖縄国会では、「祖国復帰が現実のものとなったいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦楽の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもって事に当たるべきであると考えております…」との政府首脳の所信が明らかにされ、かつ、米軍基地の速やかな整理・縮小についても約束がなされた。

しかし、一方では、あの凄惨な沖縄戦が終結して半世紀が経過した今日、今なお駐留米軍基地が集中して存在するなど、沖縄にとって困難な課題が数多く残されている。米軍基地の存在という沖縄の「過重な負担と犠牲」を補うものとしては、これまでの沖縄に対する諸施策は、不十分な点が少なくない。

社会民主党は、これまでも沖縄の基地の整理・縮小、地域の振興に最大限の努力と熱意を注いできたが、改めて県当局及び地元関係団体の皆さんから今日の実情と要望をお聞きして、今後の課題を確認することができた。

社会民主党は、最近の基地問題で揺れ動く沖縄の現状を率直に受け止め、今までの施策の限界を乗り越える、新たな政策提起を行いたい。

II 国際交流圏の形成に向けて

今日、差し迫って解決を求められている課題は、全国的にも高い失業率の解消、とりわ

け若い世代の雇用の確保である。

そのためには、沖縄の地理的特性や社会経済条件を生かした施策の展開が不可欠である。東京を中心に地図を見ているだけではわからないが、目を外に向ければ、沖縄が持っている立地上の利点、潜在的なポテンシャルは非常に大きい。沖縄振興策には、本土—中国—台湾—東南アジアへの展開を考えた「国際交流圏」構想のような戦略的な取り組みが求められている。21世紀における我が国の「南の交流拠点」として沖縄を位置付け、思い切った政策展開を行うことは、必要であり、かつ、避けることのできない課題である。

沖縄県は、平和・共生・自立を基本理念として、アジア・太平洋地域の平和と持続的発展に寄与することを目標とする「国際都市形成構想」を提唱し、その具体化に向けて作業を進めている。

社会民主党は、全面的に沖縄県の「国際都市形成構想」を支援し、その推進のため、米軍基地の計画的・段階的な返還の促進と基地跡地の整備をはじめとする各種の基盤整備やプロジェクト等の実施に必要な国の政策的・制度的な支援を実現していくことを表明する。

III 具体的な政策展開の基本方向

そのうえで、社会民主党は、ポスト四全総に沖縄地域を「東南アジア・太平洋地域広域国際交流圏」（仮称）として明確に位置付け、第三次沖縄振興開発計画の後半以降の展望を明らかにするとともに、沖縄地域の国際交流機能を世界的な水準まで引き上げるための施

策として、①自由貿易制度の拡充強化をはじめとする自由な経済・産業展開の支援、②ノービザ制度の導入などの国際競争力のある魅力あるリゾートを形成するための環境整備、③国際的なシンクタンク等の誘致・設立など、国際交流都市の基盤となる人材の育成——等に関する具体的な施策を提起したい。

わが党は、これらの政策提起を、県当局はじめ地元関係者の皆さんの論議に委ねるとともに、他の政党及び専門家の皆さんのご意見も求めながら、早期に実現可能な政策から順次実行して、今後10年から20年で沖縄の「国際都市形成」を概ね完成させることをめざして、政治の責任を果たす決意である。

沖縄地域の国際交流機能を世界的な水準まで引き上げるための政策展開

1 自由な経済・産業展開を支援するための仕組みづくり

(1) 自由貿易制度の拡充強化

① 現行の沖縄振興開発特別措置法に基づく自由貿易地域制度を抜本的に見直し、沖縄県全域を「自由貿易振興地域」として、県内各地の拠点地域を「自由貿易拠点整備地域」として位置付ける。

② 「自由貿易振興地域」については、外国の原材料及び半製品を域内に搬入して製品を輸出又は輸入（域内から本土へ搬出）するまでの間、域内における保管・輸送、加工・製造・組立て、展示販売及び品質調整措置等に関する全ての活動について、関税及び内国消費税を非課税とする。

域内へ搬入する場合の輸入数量制限

等の規制は原則として廃止し、輸入（域内から本土へ搬出）する際に関税化する。

域内において使用、消費した場合は、その時点において輸入したものとして課税することとするが、自由貿易及び沖縄県経済の健全な発展を図るために必要な品目については、選択的かつ段階的に関税の減免を図る。

③ 「自由貿易拠点整備地域」については、地域の創意工夫を生かしつつ、産業業務施設の集積を図り、沖縄地域の均衡ある発展に資することを目的として、那覇（南部含む）、中部、北部、宮古、八重山の各地域の拠点に設置する。

域内の事業者に対しては、現行の自由貿易地域に係る国税地方税の特別措置等を再点検して、従来の制約にとらわれることなく、その充実を図る。

(2) 国際的な物流拠点の整備

① 国際的な海上貨物輸送の主流であるコンテナ輸送の振興を図るため、96年度からの第9次港湾整備5ヵ年計画等の前倒しを行い、大規模コンテナ船の接岸を可能とする大水深バース、ガントリークレーン等の港湾施設の整備を促進する。

② 海上貨物輸送運賃の軽減を図るため、那覇港を「ベースポート」に指定するよう、国際的船主団体の日本・米国東航運賃同盟等に働きかけるとともに、ソフト・ハード両面から指定に必要な条件の整備を進める。

(3) 経済交流の活性化を図るための近隣地域への支援

沖縄と近隣諸国との経済交流を促進することを念頭に置いて、中国、ベトナム

等と協力しつつ、これらの国々における農水産物生産・加工・積み出し施設等を整備するために、わが国のODAを活用する。

2 国際競争力のある魅力あるリゾートを形成するための仕組みづくり

(1) ノービザ制度の導入

近隣諸国（特に台湾、韓国、香港）からの観光客の誘致を促すことを目的として、沖縄訪問に限り、近隣諸国からの観光客に対する査証を免除する。ノービザの実施に当たっては、併せて沖縄地域から本土への不法入国を防止するために必要な措置を講じるとともに、沖縄地域における不法就労についても防止策を強化する。

(2) 航空路の整備

- ① 本土・沖縄間および県内離島間の航空運賃を低減し、観光客の増大を図る。このため、東京、大阪から沖縄へ向かう便については、発着枠を拡大して競争を促進することとし、特に97年3月の羽田空港の沖合移転に伴う発着枠の拡大に際しては、沖縄便について特段の配慮を行う。
- ② 沖縄と東南アジア、中国などを結ぶ航空路の開設について、特段の支援策をとることにより、国際航空路線網の整備を促進する。特に、宮古・下地空港については、国際空港としての活用についても検討を進める。

(3) 都市モノレール等の整備

慢性的な交通渋滞を解消して、快適な生活環境を整備し、沖縄地域の均衡ある産業の振興を図るため、2003年度に首里まで開通する予定の都市モノレールを、

21世紀初頭には名護まで延進するとともに、本島各地の観光地へのアクセスを強化するため、那覇空港を基点として、北部の海洋博記念公園（本部町）から南部の平和記念公園（糸満市）まで、都市モノレール等の鉄軌道系交通機関を整備する。

(4) 国境を越えた地域間競争に対応したリゾートの整備

- ① 国境を越えた地域間競争に打ち勝つことのできる、沖縄地域の特色ある自然環境、歴史、風土、文化等の個性を生かしたリゾートの開発を進める。
- ② 東南アジア等からの観光客を誘致することができるような、テーマ性の高い、国際的なアミューズメント施設の整備を図る。

3 国際交流都市の基盤となる人材を育成するための仕組みづくり

(1) 国際的なシンクタンク等の誘致・設立

- ① アジア・太平洋地域の将来を担う人材、技術者等の育成を図るため、APECや国連関連の世界水準の研究機関・シンクタンクの誘致・設立を図る。
特に、21世紀のアジア・太平洋地域の重要課題となる人口・環境・食糧・エネルギー問題を総合的に研究するシンクタンクの設立については、重点的に検討することとし、基地の跡地利用策としても日米共同で積極的に検討を行う。
- ② APEC、ARF、国連等の国際会議を積極的に誘致するとともに、そのための基盤整備を行う。

(2) 海外協力活動の拠点機能の強化

- ① 日本一の長寿県である沖縄の特色を

活かした国際健康都市構想と併せて、中部地域に「国立の基幹医療施設」を建設し、県内の医療体制を整備するとともに、アジア・太平洋地域共同の医学研究・研修センターとして活用を図る。

- ② アジア・太平洋地域の持続可能な発展に向けて、環境保全や地域づくりの分野における我が国の技術や経験を生かすことができるよう、周辺諸国の諸条件に対応した中間技術を開発するための基盤整備を進める。

特に、島しょ部にとって切実な水問題に対処するために必要な雨水・再生水の利用や海水淡水化に関する技術開発については、沖縄地域がアジア・太平洋地域におけるセンター的な機能を担うことができるよう、重点的に基盤整備を行う。

③ JICA沖縄国際センターにおけるODA関連事業を強化し、同センターの機能の充実強化を図る。

④ 沖縄県の実施する海外協力活動を支援するため、海外協力推進団体補助金の積極的な活用を図る。

- (3) APII（アジア・太平洋情報通信基盤）の構築

① アジアにおける情報通信のハブ拠点化をめざし、沖縄地域における光ファイバー網の早期建設、国際海底ケーブル、衛星通信基地等、高度ネットワークの整備の促進・支援策を展開する。

② 周辺諸国や、国内のベンチャー企業が共同利用できる世界水準の研究・開発・実験施設を整備し、情報通信関連産業及び人材の国際的な集積を図る。

以上

1996・8・23

沖縄米軍基地の整理・統合・縮小

等に関する政策提言（素案）

社会民主党沖縄総合振興本部

作業部会主査 角田 義一

沖縄米軍基地の整理・統合・縮小等に関する課題については、昨年9月の少女暴行事件以来、わが党として普天間飛行場の返還を含めて具体的な政策提言を行ってきたところであり、こうしたわが党を含めた与党の提言と努力によって、これまでに一部の米軍基地の返還合意、日米地位協定の運用改善など一定の前進が見られた。

今後、沖縄米軍基地問題は、11月の「沖縄

に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告期限を控えて、きわめて重要な段階を迎える。したがって、与党・政府としては、これまでの合意事項の着実な実施とともに、米軍基地および地位協定にかかわる新たな合意の達成に向けて、さらに努力を払うことが求められる。

わが党は、冷戦後の新時代を迎えて、日米安保条約が冷戦型の二国間軍事協力から多国

間安全保障協力のための基盤としての機能に、その重点を移していくべきであるとの認識に立つ。本提言は、そのような認識の下に、沖縄県の発表した「アクション・プログラム」を真剣に受けとめつつ、今後、与党協議をすすめる上での見解として取りまとめたものである。

なお、本提言は、先に発表した「沖縄振興策に関する政策提言」（素案）と一対をなすものであり、沖縄の米軍用地問題についても今後さらに検討していく。

1 沖縄米軍基地問題に対する基本姿勢

- ① 日米安保条約は日米両国が国の基本政策として維持しているものであるにもかかわらず、同条約に伴う負担を沖縄県民が過度に強いられている実態に鑑み、日本と米国が安保条約の維持にかかわるコストを分かち合うことに努める。したがって、沖縄米軍基地や演習の移転が必要な事例については、日本本土だけでなく米国領土を含めて検討する。
- ② 沖縄米軍基地の整理・統合・縮小が、単なる基地機能の本土への移転や沖縄米軍基地の統合・集約化にとどまることなく、米軍基地全体の縮小につながるよう努める。とくに、沖縄県内への移設条件付き返還には限界があることに留意する。
- ③ わが国周辺の安全保障環境の好転をはかることによって、在日とくに在沖米軍基地の縮小を促進する。こうした外交努力を通じて、将来、事前集積制度（POMCUS）等を活用して、大規模な米軍駐留を前提としない日米安保条約のあり方をめざす。

2 沖縄米軍基地の整理・統合・縮小等

- ① 普天間飛行場の返還に伴うヘリポート機能の移設については、沖縄県民の理解

を得ることのできる解決策をあらゆる角度から検討する。

- ② 県道 104号線越え実弾射撃訓練の本土移転については、関係自治体・団体の同意を得ることを前提とし、日米地位協定 2条4項bに基づくものとする。そのため、(1)訓練期間の限定、(2)年間演習日数・演習規模等の抑制、(3)地域住民に対する安全の確保、(4)訓練部隊の規律維持、(5)地域住民の生活環境への配慮、(6)自然環境の保護 — などの措置を講じることに努める。また今後、訓練実施のあり方について継続的に日米間で協議し、米太平洋軍の演習場、とくにハワイ州への分散・実施の可能性を追求する。
 - ③ 4月のSACO中間報告で移設条件付きで返還合意された事項については、移設先の自治体の了解を得る。また、那覇港湾施設の移設については、当該自治体との協議を加速し、早期解決をはかる。
 - ④ 「米軍のレクリエーション施設を含め、追加的な事項につき引き続き検討する」ことを定めた4月のSACO中間報告に基づいて、11月のSACO最終報告に向けて、追加的な施設の返還合意をめざす。
- ## 3 日米地位協定の見直し
- ① 沖縄県の日米地位協定の見直しに関する10項目の要請事項を踏まえて、地位協定の個別的な運用の改善にとどまらず、在日米軍の活動に関する基本原則等の確立をめざし、同協定本体の改定等について検討する。地位協定の見直しに当たっては、とくに施設・区域利用および返還に関する原則、施設・区域の管理における国内法適用、環境保護規定、訓練実施にかかわる規定、司法手続きに関する規定等を整備する。
 - ② SACO中間報告で合意された地位協定の運用改善の措置について、米側が検

討して公表することを定めた事項等について、その早期実施を米側に求める。

- ③ 日米合同委員会の合意事項の公表を促進するために、新たな基準を定めることをめざす。
- ④ 在日米軍の構成員等による事件・事故に伴う補償のあり方について、具体策を講じることに努める。

4 沖縄米軍基地の移転等のための財政・法的措置

- ① 米軍基地移転費を含む沖縄関連経費については、具体的所要が明らかになった段階で予算編成過程において別途措置することが与党で合意されているが、厳しい財政事情に配慮して、所要額が明らかになった段階で、中期防衛力整備計画の所要経費の見直し条項を踏まえて減額修正に取り組み、その減額分を沖縄米軍基地の移転等の費用に充当する。
- ② 基地返還跡地の有効利用のため、軍転

法の強化や新規立法措置について検討する。また、軍雇用員および軍用地主等、基地経済と関係のある県民の不安解消のため、積極的な諸施策を推進する。

- ③ 厳しい財政事情の中で基地移転費の確保が必要であるとの認識の下に、在日米軍基地の費用負担のあり方について、再検討を行う。

5 沖縄米軍基地問題の取り組みのための体制整備

- ① SACOの期限は本年11月までとなっているが、沖縄米軍基地にかかわる合意事項のフォローアップおよび未解決の問題の処理を強力に推進していくために、SACOの継続を含め日米間に実効性のある機関を設置することをめざす。
- ② 国と沖縄県との協議機関である「沖縄米軍基地問題協議会」をSACO最終報告のあとも継続し、国と県との意思疎通を十分にはかる。

1996・8・29

沖縄振興策について

与党沖縄開発調整会議

- 1 沖縄振興策については、沖縄の地理的特性や社会経済条件を生かした施策の展開が不可欠であり、我が国とアジア・太平洋地域とを結ぶ国際交流拠点として沖縄を位置付け、その役割の強化を図ることが重要な課題となっている。

そのため、沖縄県の「規制緩和等産業振興特別措置に関する要望」については、政府・与党としても真摯に受け止め、緊急に必要なもの、可能なものから順次、予算措

置等を講じるなど、その具体化に向けて積極的に取り組むことが必要である。

- 2 以上の観点から、沖縄開発調整会議は、平成9年度予算の編成に当たって、次のとおり政府・与党に要請する。
 - ① 沖縄県の要望のうち自由貿易地域制度の抜本的な拡充強化については、その具体化に向けて検討を進めるため、概算要求基準の枠外で必要な調査費を沖縄開発

庁予算に計上すること。

- ② 他の沖縄県の要望についても、引き続き与党政策調整会議を中心に検討を進めて、沖縄県民の期待に応えられるよう全力で取り組むこと。

- 3 また、現在、沖縄振興策の一環として運輸調整会議等で検討が進められている航空運賃低減措置の抜本的拡充策については、沖縄開発調整会議としても、非常に重要な課題として、特段の支援措置が実現するよう全面的に支援していく。

以上



1996・8・4

新潟県巻町の新発建設の是非を

問う住民投票結果について（談話）

社会民主党国民運動局長 佐々木 秀典

1 本日、住民投票条例にもとづく日本で初めての、新発建設の是非を問う住民投票が行われ、即日開票の結果、新発建設に反対する住民が多数を獲得した。党は、ソフトエネルギーを拡大し、脱新発をめざす立場からこの結果を歓迎する。

1 党は、旧社会党時代から、新発建設にあたっては、立地地域住民の理解と同意が新発行政の基本であるとするところから、新発建設の是非を問うための住民投票の実施を求めてきた。今回、長年にわたって町内を二分してきた新発建設の是非について、

巻町住民の直接投票によってその意思が明確にされたことは、新発建設に関する行政決定に有力な方法を提示したものとして高く評価する。

1 今後、環境や開発などの地域課題のみならず、国政においても重要な政策課題については、国民の直接投票の実施を求める声が高まることとなろう。党は、間接民主主義を補い民主主義をより豊かにしていくために、住民投票制を積極的に位置づけるとともに、国民投票制の実現についても検討を進めていきたい。

大蔵省改革の論点整理と提案

去る6月13日の大蔵省改革プロジェクト・チームの報告「新しい金融行政・金融政策の構築に向けて」において、改革の6つの柱を提起した。その中で大蔵省設置法等諸法令及び日本銀行法の改正案を次期通常国会へ提出できるよう作業することとし、金融行政機関のあり方を含めた総合的な機構改革の具体策(案)を9月中に結論を得よう作業することを確認した。ここにその内容について論点を整理して提起し、議論を要請する。

(1) 金融行政機構の改革について

①金融関係部局のあり方

金融行政における護送船団方式との訣別によって従来の行政指導は解消する。

従って現在の銀行局の所掌事務は大幅にスリムなものとなり、政策ルールづくりなどが任務になる。証券局の業務も同様の改革が求められる。

このような判断に基づき現在の金融機構を統合して、新たに「金融局」(仮称)とする。改革の趣旨から言って現在の総人員から大きく縮小されることとなる。

なお国際金融局の業務のうち、国際関係の業務は本来は外務省、通産省の同分野の業務を含めて検討するのが適切である。

②検査・監督機能のあり方

検査・監督機能と企画・立案などの行政機能との間に強い緊張関係をもった、独立性の高いものとする。そのために「金融検査・監督委員会」(仮称)を設置すること

とし、それは次の2案から選択し法律で規定する。

第1案=国家行政組織法における第3条委員会として、大蔵省から独立した機構とする。(公正取引委員会のような位置づけ)

第2案=強い独立性を持った第8条委員会とする。例えば、その責任者の任命権は首相とし、行政部門の介入を認めない機能を持つものとする。(国税庁よりも強い独立性をもつ・ドイツ型のような形)

これと日銀法改正で日銀の考査のあり方との関係も検討しなければならない。このような独立性を持った改革にともなって、農協系金融やノンバンクを含めた一元的な金融の監視・監督を検討すべきである。

③金融と財政の分離について

バブル、ポストバブルの時代を含めた経済運営についての反省を踏まえて財政と金融の政策運営の独自性を認識して改革をはかる。

このためには日本銀行の独立性の強化との関連が重要であり、日銀法改正についての総理の私的勉強会の結論を踏まえて与党としての見解を議論して行く。

金融と財政の分離については予算編成権のありかたなど今後の討議と関連し、機構的に分離するかどうかを検討する。

④大蔵省設置法及び大蔵省組織令、大蔵省組織規定の改正

プロジェクトチームの報告と上記のような方向に沿って大蔵省設置法（とくに所掌事務・第4条など）の改正、組織令などの大幅な改正を行う。

(2) 金融行政以外の大蔵省改革の検討項目の論点整理

プロジェクトチームを統括する6者委員会（三与党幹事長・代表幹事、政調会長・政審会長）は金融行政の改革と同時に、それ以外の大蔵省改革に関する論点を整理することが確認している。その論点は次の内容が考えられる。

①予算編成権のあり方

予算編成は基本的に内閣の責任であり、また予算は財政政策をもって編成されるべ

きである。とくに大胆な財政構造改革が喫緊の課題である。そのためにどのようなあり方が適切かを検討する。

②政府系金融機関のあり方と財投の改革

財投の透明性、効率性の確保と運営の仕組みの大胆な改革をはかる。

③天下り等の抜本的是正

三与党の合意にあるように、強い社会的批判に応え抜本的な見直しを検討する。

④歳入と歳出との分離

歳入と歳出との分離の是非について

⑤他省庁支配などを含めたその他の問題

われわれは政治主導、与党主導で改革を推進する。同時に、こうした改革は大蔵省自身が国民の強い要求に応え、国家公務員としての責任に基づいて、自らを改革する姿勢を示すことが望ましいことを指摘する。

1996・8・7

差別意識の解消に向けた教育および啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化について

与党人権と差別問題に関するプロジェクトチーム

自由民主党座長 前田 勲 男

社会民主党座長 山口 鶴 男

新党さきがけ座長 石井 紘 基

当プロジェクトチームにおいては、同和問題の早期解決に向けた今後の方策について検討してきたが、差別意識の解消に向けた教育および啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化について、本日、下記のとおり合意したので政府に申し入れる。

記

差別意識の解消に向けた教育および啓発の

推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実については、地域改善対策協議会の意見具申、「人権教育のための国連10年」の国内行動計画等を踏まえ、目的、責務、審議会の設置等を含む所要の法案を次期国会において内閣から提出されたい。

1997年度地方行財政重点施策 に対する重点項目

社会民主党地方行政部会

1 地方分権と住民の参加・協力・協働の自治体改革の推進

地方分権推進委員会の中間報告及び今後の指針勧告に基づき、機関委任事務制度の廃止、国の関与等の廃止・緩和、地方への権限移譲等地方分権を推進する。

住民の自己決定権を保障する立場から、住民投票制度の具体化・制度化を検討するとともに、外部監査制度の導入等により自治体の監査制度の改革を図る。

2 地方分権を保障する地方税財源の充実強化

地方分権を保障する立場から、自治・分権型行財政システムを展望した地方自主税源の充実強化を図る。とくに法人事業税については、税の伸長性と安定性を確保する立場から、外形標準課税の導入を含めそのあり方を検討する。

地方交付税総額を確保するとともに、地方財政計画の策定に当たっては、自治体の財政需要を的確に反映させ、豊かで魅力ある地域社会づくりを進める。このため、とくに、環境・リサイクル、森林・山村、農山漁村、教育、文化・スポーツ、情報化、国際化、防災、快適な都市生活環境づくり、高齢者にやさしいまちづくりの推進に資するよう配慮する。また単独事業について自治体の財政状況を十分踏まえ措置する。

縁故地方債の借り替えを推進するとともに、地方債の発行及びその市場の整備について根本的な検討を行う。

公営企業債の改善（貸付け利率・償還年限及び据置き期間の延長。政府資金及び公営企業金融公庫資金の枠の拡大。借り替え債の基準緩和。退職手当債の発行条件の弾力化）を図る。

3 地域福祉の推進と財源保障

公的介護保険の創設とこれを保障するための新ゴールドプランについては、十分な財源措置を講じる。また、障害者プラン、エンゼルプランの実施に伴う自治体の財政需要についても所要地方財源の確保を図り、地域の実情に応じた地域福祉施策の展開を推進する。

4 環境と人にやさしい地域公共交通の推進

地域の振興、環境保全、福祉の充実に果たす公共交通の役割をさらに高めるため、バス・路面電車等に対する許可権の自治体移譲を図る。

排ガス抑制・省エネルギーの地域公共交通体系を確立するため、路面電車の役割を見直し、その復活・活性化を図る。このため公営交通における路面電車の路線延長・新規路線開設及び軌道補修、車両整備（大型化、低床化、冷暖房施設整備、ワイドドア化等）に対する財政支援措置を講ずるとともに、軌道の専用化を推進する。

過疎地域はもとより都市地域における交通過疎を解消するため、公営・民間を問わず不採算バス路線に対する財政措置を強化し、特に自治体単独のコミュニティバスや

福祉バスに対する財政措置について改善・充実を図る。また公営交通であるがゆえに維持する不採算路線については、行政路線として一般会計からの繰入れを制度化する。

少子・高齢社会に対応する公共交通サービスの質を確保・充実するため、公営交通において、リフト付きバス・超低床車、ハイブリッド車や電気自動車等低公害車の導入を促進するとともに、エスカレーターやエレベーター、スロープの設置等人にやさしいターミナルの改良・建設を推進する。

5 災害に強い安全なまちづくりの推進

防災計画の改善、都市防災機能の向上等に向けた自治体の災害対策を充実するとともに、引き続き耐震性貯水槽を始めとする

消防施設・設備の重点的整備や消防職員の確保を図るなど消防力の充実強化を図る。

阪神・淡路大震災の復興に係る諸対策については、被災地の状況を踏まえ引き続き総合的対策を推進するとともに、阪神淡路大震災に関連した水道、下水道、ガスなど生活関連施設の早期復興を支援する。また水道・下水道、地下鉄の耐震化事業を推進するとともに、公営企業に係る耐震化事業については一般会計からの繰り出しを図る。

なお最近の被害の多発に鑑み、0-157対策を推進する。このため、特に保健所・自治体病院対策の充実や水質検査体制の強化を図るとともに、病院・学校等の給食施設について冷蔵庫等の施設整備を促進する。

1996・8・15

終戦の日にあたって

社会民主党

1 昨年の8月15日、村山総理は「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。」という、日本の戦争責任を明確にした、画期的な談話を発表しました。この談話は、諸外国からも高い評価を受けました。わが党は、この総理談話を受け継ぎ、発展させていく決意があります。

2 昨年、村山内閣は戦後50年の懸案事項の解決に取り組み、被爆者援護法の制定、女性のためのアジア平和国民基金の設置、アジア歴史資料センター設立方針の確定などの成果をあげましたが、未解決のままに残

されている課題が少なくありません。これらの課題を解決するため、引き続きわが党は最大限の努力を行ってまいります。

3 戦後50年の未解決な諸問題に対処するに当たって、昨年の総理大臣談話を否定するような発言や、日本から被害を蒙った諸国の人々の痛みを逆なでするような言動は、決して許されるものではありません。この見地から、先の「朝鮮有事」に関連する梶山官房長官発言については、関係諸国に対しその発言の取消とお詫びをしなければならないと考えます。また、総理大臣の靖国神社参拝は内外の反発に配慮してこれまで行われてきませんでした。今後さらにその徹底をはかることが必要です。

以上

農政改革の課題と方向

社民党農林水産部会
農協問題小委員会

はじめに

住専問題を契機に、いま農協改革が迫られている。系統農協自身も1990年以来、改革の取組みをはじめ、1994年にはJA全国大会で「合併構想の早期実現、二段階の事業方式への改革」などを決議、「組織整備・経営改革推進本部」を設け、系統あがての自主的な改革努力を続けている。

しかし、戦後農政とともに農業・農村改革の中核となって歩んできた農協も、近年における農業生産の停滞、兼業の深化、高齢化、過疎化の一方ですすむ農村部の混住化など農業・農村の構造変化に加え、農畜産物の自由化・WTOの発足・新食糧法の施行などに対して、新たな対応が迫られている。

それは、単に住専問題に象徴される信用事業の改革にとどまらず、農協が今日の状況に至った原因を解明することである。そして、農協が農業者をはじめ地域住民の要望に応え、日本農業の再生・再建、地域の農業・農村の活性化に向けて大きな役割を果たすことが期待されている。

合併推進と組織二段階制について

農協の「組織整備・経営改革推進本部」は、農協事業・経営の不振、新食糧法の施行、住専問題の処理など、系統農協をとりまく急激な状況の変化を受け、従来からすすめてきた農協合併・組織二段階方式の実施の前倒しを行い、組織整備、経営の合理化・健全化に向けて自主的な努力を強化している。1961年の「農協合併助成法」の成立以来、9次にわた

る延長により、現在の2251組合（96年7月）を2000年には500組合へと合併を推進するとともに、全国連合会と単位農協の事業・組織二段階制を検討し、労働生産性の30%向上を図ろうとするものである。

これは、「高水準な事業機能を具備し」、「自己責任運営が可能な体制を確立する」という協同組合として当然の課題の追求ではあるが、一方で極端な効率性・合理性の追求が「農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期する」（農協法第1条）、「組合はその行う事業によって組合員及び会員のため最大限の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない」（農協法第8条）とする農協本来の使命を捨てることのないよう十分な配慮が必要である。

戦後農政とともに歩んできた農協が、農業・農村の近代化と民主化に果たしてきた役割は大きい。しかし、一部農協組織においては農業・農村の構造変化、准組合員の増加という組合内部の構造変化等への対応の努力を欠き、「食管農協」「経営主義農協」という批判を生み、「農協離れ」という事態を招いていることも指摘せざるをえない。

合併組織二段階方式の推進にあたっては、

- 1 農畜産物の自由化の中で、食糧自給率の向上のためにも農業の将来像についての展望を明確にし、組合員の理解と消費者を含めた国民的合意形成を図る努力が重要である。
- 2 合併の推進にあたっては、協同組合理念

の本質に立ち返り、組合員の意見を尊重し、民主的な手続きを経て役職員が一体となって推進し、自己責任運営が可能な総合農協としてのメリット・役割が十分発揮できるよう留意すべきである。

- 3 事業・組織二段階制については、「系統農協を通じる事業方式の改善と連合会組織の統合」をかかげ検討をすすめ、単位農協による全国連直接利用も現出しているが、流通合理化メリット、単位農協に対する補完機能としての県域機能の維持など検討を深め、系統組織としての総合力の発揮に資するべきである。
- 4 “一人は万人のために、万人は一人のために”のスローガンは農協の本質であり、“相互扶助”の理念は協同組合の原点である。しかし、時代の変遷の中で、経済・金融面の積極的な展開に対し、教育、広報活動の立ち遅れは著しい。農協改革の大きな課題として組合員への教育、広報活動の担当と機能の強化が重要な課題である。
- 5 組合員の付託に応え、系統を通じて透明性を確保するために必要な情報開示につとめるべきである。

総合農協のメリットの追求

総合農協では、経済事業（農畜産物の販売、生産・生活資材の購買）、信用事業、共済事業などを通じて、組合員農家の営農支援や、広い意味での生活支援活動を行っている。信用・共済や生活購買などの事業は非農家の住民も利用することが可能である。総合的な事業展開は相互が補完しあうことによって、組合員に対する利便性を発揮している。また、指導事業など非採算部門のコストを他の事業の収益によって負担することが可能であり、協同組合のメリットを組合員や利用者に戻している。

しかし、一経営体が複数の事業を行うことは安易な事業間の「もたれあい」をもたらす

危険性も包含している。適切な部門別採算性の追求は確立されねばならない。さらに、現在は信用事業をはじめ高い専門性が要求されており、部門別に高度な専門家の育成、そのための体制の整備が早急に確立されなければならない。

- 1 信用・共済の金融部門は農協経営から分離しない。
- 2 組合員や利用者にとってのメリットの追求、リスクヘッジのために農協においても高度な専門性と事業機能を追求するとともに、それを担保するために事業毎に連合会の補完機能を発揮すべきである。

専門制を高め、経営の効率化を図る

専門性を高めるためには、役職員の資質の向上が一層求められている。

また、高度に専門化した各事業に対応するために、経営者である理事及び理事会の機能をそれに相応しいものとする必要がある。

系統組織自身も「JA改革」の中で高度な自己責任運営を追求しているところである。その一環として、連合会から農協へのノウハウの移転も期待されており、それを定着させ十分に活用する農協の体制も同時に求められていることはいうまでもない。

過去の農協法改正などにより代表理事制や学識経験理事制が導入されてはいるが、現状では必ずしもすべての農協で期待どうりの結果となっているわけではない。

農協は地域で営農を支援し、農業生産の維持・発展を目指す運動体という側面と、事業者という側面を併せ持つ。すなわち、事業活動によって生み出される利益を通じて組合員たる農家を組織している協同組合である。

高度な専門性の求められる事業展開、協同組合の使命たる相互扶助の精神の実現、さらに農業の発展を目指すためには、事業・組織・運動それぞれの特性が要求されている。この要求を満たすためには、専門能力のある実

務家が確実に業務執行に当たれるよう、系統内部でのさらなる努力が求められている。

- 1 正組合員（農業者）の組織代表の役員は、業務担当役員を選任し、選任された業務担当役員は、組織代表の役員の定める基本方針に即して事業執行を行い、各事業において専門性と採算性を高め、農協経営を安定させるとともに、組合員に利益を還元する。
- 2 農協の使命である営農指導については、営農指導員を充実させ、専門農家の付託に応えるよう、高度な技術指導や農業経営のコンサルティング業務を行える体制を目指す。

地域の実情を考慮した生産性向上

急速な進展を見せている農協合併によって生ずる施設や支所の統廃合・人員削減は、組合員農家及び地域住民の営農や生活に支障を与えるものであってはならない。効率化・合理化は決して拙速なものであってはならず、十分な合意形成のもとに追求していく必要がある。

また、中山間地域など条件不利地域における農協及び支所の存在は集落機能の維持という観点から重要なものとなっている。したがって、施設などの統廃合をすすめる際には、こうした点に十分な配慮が必要である。

一方、地域のニーズに適合した新たな事業展開が求められており、そのための人員配置と人材育成も課題となる。生産性向上は、トータルな視点で追求されるべきである。

- 1 農畜産物の販売事業げは的確なマーケティング戦略を構築するべきである。
- 2 合併によるスケールメリットを発揮できるような物流の効率化を図る。
- 3 合併メリットである施設・支所の統廃合は、組合員の利便性を損なうことのないよう十分な合意形成を得る必要がある。
- 4 組合員の利便性と採算性を兼ね備えた施

設や店舗展開なども必要とされる。

- 5 農協は地域に根ざしつつ、系統組織のメリットである複合化・ネットワーク化をすすめ、相乗効果を発揮するべきである。

健全な地域金融と運用の強化

農協系統の貯金量は、兼業所得の増加や混住化の進展により年々増加し、1994年度で67兆7千億円となっているが、一方、貸出金の伸びは、94年末で18兆8千億円に止っている。その原因は、員外貸出規制、農業への投資意欲の冷え込み、政府制度資金との競合などにあるが、いずれにせよ貯貸率は、農協で27.8%、農協系統全体で51.8%ときわめて低い水準にとどまっているのが現状である。

- 1 農協資金の健全な運用が可能となるよう内部留保を高め、運用能力の拡充強化と員外貸出規制を緩和するべきである。
- 2 協同組合金融として地域への還元、とりわけ生活資金への融資の充実を図るべきである。
- 3 農協の役職員の専門性の向上、特に審査能力の向上を目指す。そのために、人材育成が不可欠であり、研修の充実など意識改革と専門的能力の開発を行う体制を目指す。
- 4 農協の財務や事業の透明性・公開性が求められている。それに応えるため監査機能の強化が緊急な課題となっている。農協中央会の監査の権能の強化は当然追求されるべきであるが、将来的には公認会計士によるチェックの導入も検討されるべきである。

地域の協同組合として求められる機能と事業

農村の構造変化、特に過疎と高齢化の同時進行、混住化は必然的に農協に対して「地域協同組合」としての役割を求めている。さらに、職域にとどまることなく地域的な広がりを持つとともに、総合的に事業を展開できる農協の特性は、これらの要求に応える機能

を本来的に具備している。

営利を追求しない協同組合の特性を活かし、「地域で役立つ農協」となるためにそれぞれの農協は自治体との意思の疎通を図り、漁協・森林組合・生協・労生協との協同組合間協同をすすめ、将来的な地域における協同組合セクターの核をになう展望を持つべきである。

これらをふまえて、今後特に農協に求められる事業あるいは機能としては、在宅ケア・社会参加型の介護事業、地場産業・地場消費を原則とする生活事業、環境保全事業などへの取組みが緊喫な課題となっている。

1 農協の福祉事業を拡大、充実し、高齢化

率の高い農村部で在宅ケアを中心とする介護を行うべきである。

- 2 生協との産直提携、労生協とのグリーンツーリズム（市民農園を含む）など都市部の協同組合との連携事業をさらにすすめる。
- 3 農協の特性を活かし、地場で生産した農畜産物を地場の消費者に提供することによって、地域ぐるみで安全で安心できる食糧を安価に供給する体制をめざす。
- 4 地域に役立つ農協となるために、准組合員の意思を組合運動に反映するためのシステムを長期的な課題として検討すべきである。 以上

1996・8・21

蚕糸制度の改善について

社会民主党農林水産部会

1 経過について

去る3月21日の蚕糸価格のとりまとめの時に、与党三党は、次回平成9年度からは、制度の見直しを行うことを確認した。

第136国会は、蚕糸砂糖類価格安定事業団と畜産振興事業団が合併して農畜産振興事業団となり、従来の機能は活かすことになった。

以上の経過を考慮し、かつ我が国の蚕糸絹業の果たしてきた歴史的役割を重視しつつ、小委員会の作業をすすめてきた。自民党においても、プロジェクトが活動し、7月末に改正案をまとめた。

これに呼応し、与党三党の調整会議は、8月21日を目処に各党の制度改正案をまとめることになった。

党の小委員会は、8月6日に小委員会、農水部会、政策審議会正副部長会議に党としての改正の要点を報告した結果、小委員長の責

任でとりまとめることにした。

小委員会は8月8日に、全養連、事業団、製糸業者、繊維労連の代表の意見を求めた。

以上の経過を経て、次の方向でとりまとめた。

2 現状について

(1) 国内の状況

▲昭和50年の養蚕農家の25万戸が平成7年には1万4千戸に減じ、

▲桑園面積は昭和50年の15万haが平成7年には2万6千haと減じ、

▲収繭量は昭和50年の9万1219tが平成7年度には5350tに減じた。

▲養蚕収繭量は、群馬38.4%、福島14.8%、埼玉6.9%、長野5.0%、栃木3.9%、茨城3.5%

▲養蚕農家は、群馬34.7%、福島14.7%、

埼玉 7.6%、長野 6.2%、山梨 3.5%、茨城 3.2%、

▲製糸工場は、昭和50年 429（内機械123）が平成7年66(29)と工場は激減した。

▲生糸生産量は、昭和50年33万6146俵は平成7年3万5810俵となった。

▲製糸工場従業員者数は、昭和50年16,232人が平成7年1956人になった。

(2) 海外の状況

世界の状況は大きく変わり、中国とブラジルによって、争われている。いま、日本への生糸及び繭の最大輸出国は、中国とブラジルであるが、この両国にも生産費と価格に変化があり、ブラジルは中国産より品質が良く、価格は高い。平成7年生糸市場の平均C I F 価格は、中国2565円、ブラジル3770円となっている。

中国もブラジルも生産量は、増加の方向にない。ロシア、イタリアなどでも繭の生産はあるが、輸出力がなく、内需でいっぱいである。

3 制度改正について

(1) 養蚕業についての位置付けと生産の見通しを明確にすること。

(2) ガットの受入れ・WTOを前にして、生糸繭に関する国境調整措置の維持とその需給価格動向に応じた弾力的運用の推進。

(3) 生糸の実需者割当て枠については、いままで年間一本で決定してきたが、現実の需給との間にギャップが生じるというおそれがある。このために、蚕糸絹業の実態に応じ、よりきめ細かい決定方式をとるものとし、年間割当て数量の見込みをもとに、四半期ごとに枠を設定する。枠の設定に当たっては、その時点の需給・価格の動向に応じ、その安定をはかることを旨として、弾力的に調整をおこな

う。具体的な年間数量の見込み、枠の設定、運用方針などについては「養蚕」

「製糸」「絹業」「流通」の関係者からなる協議会を設けて、検討を行い、その検討の結果を尊重してきめること。

(4) 事業団の国内生糸売買業務の廃止にともなう要員の変動については、平成9年から3カ年の経過措置を設け、その終了の時期をもって事業団の人件費・運営費は、輸入調整金からの脱却を行うものとする。

これにあわせて、輸入糸調整金は平成9年度以降、減額することとする。なお、輸入糸調整金の水準については、その国境調整措置としての意義を確保するため、生糸の輸入価格をめぐって、大きな状況変化が生じた時には、その額の変更を行うものとする。

(5) 取引指導価格(現在キロ当たり1518円)確保のための繭代補填措置の確立と良質繭生産対策の充実。養蚕農家には、これまで、現行の国境調整措置の適切な運営と取引指導価格制度により、その経営安定をはかってきたが、特に平成8年度においては、事業団による国産繭流通円滑化奨励金交付事業の実施に加えて不足する分について繭安定供給体制緊急整備事業を実施した。今後も養蚕農家の手取りの安定的確保をはかるため、このような措置の着実な実施をはかり、生産者に安心感を与えること。

(6) 事業団運営費は輸入糸調整金への依存を脱し、輸入糸調整金の全額を養蚕農家等蚕糸業振興のためつかうよう、措置するものとする。

(7) 良質繭の生産拡大を講ずる養蚕農家の手取りの向上と活性化をはかる。

(8) 繭糸価格安定法にもとづく生糸の価格安定制度及び事業団の国産糸売買操作業務は廃止する。ただし、生糸の需給・価

格の安定をはかるため、製糸業者が行う調整保管への助成、実需者輸入枠の弾力的調整等を実施し、製糸業の経営安定に配慮するものとする。

(9) 蚕糸業法・製糸業法の大幅見直し

両法について、繭検定及び生糸検査、製糸業の免許制、蚕種製造業の許可制、生繭売買業者の届け出制度並びに蚕病桑病予防制度の見直し、蚕糸関係業者に対する主務大臣の統制命令の廃止等大幅な見直しを行う。

(10) 蚕糸行政関係組織の合理化の積極的推進

国・都道府県の蚕糸行政組織について、蚕糸制度を見直し、積極的に合理化を推進する。

(11) 蚕糸絹業一体となった良質生糸の供給、絹の需要拡大、流通の合理化の一層の推進。

(12) 生糸取引所などの合併の推進と適正な市場運営の確保。

以上

1996・8・21

蚕糸制度の改善について

連立与党農林水産調整会議

連立与党農林水産調整会議は、わが国蚕糸・絹業それぞれの置かれている極めて厳しい事情を考慮しながら、蚕糸・絹業双方の健全な発展を促すため、幅広い観点から検討を重ねた結果、今後の蚕糸制度とその運営の改善方策を次のとおりとりまとめた。

政府は、これら改善策を可及的速やかに実行に移すため、次期通常国会に所要の法律案を提出する等所要の措置を講じるべきである。

記

1 生糸・繭に関する国境調整措置の維持とその需給価格動向に応じた弾力的運用の推進

(1) UR合意の実施期間終了以降の農産物の国境調整措置のあり方については、WTOでの継続交渉によるものとしており、繭・生糸の国境調整措置についてもこの方針で対処するものとする。

(2) 生糸の実需者割当枠については、年間1本で決定してきており、現実の需給との間にギャップが生じるおそれがあるという問題があった。

今後は蚕糸・絹業の実態に応じ、よりきめ細かい決定方式をとるものとし、

(ア) 年間割当数量の見込みをもとに四半期ごとに枠を設定する。

(イ) 四半期ごとの枠の設定に当たっては、その時点における需給・価格の動向に応じ、その安定を図ることを旨として弾力的に調整を行う。

(ウ) 具体的な年間数量の見込み、枠の設定の運用方針等については、養蚕・製糸・絹業・流通の関係者からなる協議会を設けて検討を行い、その検討結果を尊重して決定する。

(3) 事業団の国産糸売買操作業務の廃止等に伴い、事業団蚕糸部門の大幅な合理化を平成9年度から3カ年の間に行うこと

とし、その終了の時期をもって事業団の
人件費等運営費の輸入糸調整金からの脱
却を行うものとする。

これに合わせて、輸入糸調整金は平成
9年度以降減額することとする。

なお、輸入糸調整金の水準については、
その国境調整措置としての意義を確保す
るため、生糸の輸入価格をめぐって大き
な状況変化が生じた時にはその額の変更
を行うものとする。

- (4) 繭、生糸の輸入動向の的確な把握に努
め、不正輸入を防止するものとする。

2 取引指導繭価確保のための繭代補填措置 の確立と良質繭生産対策の充実

(1) 養蚕農家に対しては、これまで現行の
国境調整措置の適切な運営と取引指導繭
価制度（現行繭価1キログラム当たり
1518円）により、その経営安定を図って
きたところである。特に平成8年度にお
いては、事業団による国産繭流通円滑化
奨励金交付事業の実施に加え、不足する
分について繭安定供給体制緊急整備事業
を実施したが、今後とも養蚕農家の手取
りの安定的確保を図り、養蚕農家が安心
感をもって生産に取り組めるよう、この
ような措置の着実な実施を図るものとす
る。

(2) 事業団運営費の輸入糸調整金からの脱
却が行われた以降は、輸入糸調整金の全
額が養蚕農家等蚕糸業振興のために使わ
れるよう措置するものとする。

(3) 繭の生産量の減少など最近の養蚕をめ
ぐる状況に対処して、養蚕業の位置づけ
を明確にしつつ、良質繭の生産拡大を通
ずる養蚕農家の手取りの向上と養蚕の活
性化を図ることとする。このため平成9
年度において、これまでの生産対策を見
直し、養蚕・製糸・絹業相互間の連携を
より一層密にした良質繭の生産体制を確

立すべく生産対策の充実強化を図るもの
とする。

- 3 生糸取引所価格を指標とする価格安定帯
制度及び事業団の国産糸売買操作業務の廃
止

繭糸価格安定法に基づく生糸の価格安定
帯制度及び事業団の国産糸売買操作業務は
廃止する。

ただし、生糸の需給・価格の安定を図る
ため、製糸業者が行う調整保管への助成、
実需者輸入枠の弾力的調整等を実施し、製
糸業の経営安定に配慮するものとする。

- 4 蚕糸業法・製糸業法の大幅な見直し

蚕糸業法及び製糸業法について、繭検定
及び生糸検査・製糸業の免許制・蚕種製造
業の許可制・生繭売買業者の届出制並びに、
蚕病桑病予防制度の見直し、蚕糸関係業者
に対する主務大臣の統制命令の廃止等大幅
な見直しを行うものとする。

- 5 蚕糸行政関係組織の合理化の積極的推進

国、都府県の蚕糸行政関係組織について、
蚕糸制度見直しの成果を踏まえ、業務量の
推移を勘案しつつ、積極的に合理化を推進
するものとする。

- 6 蚕糸絹業一体となった良質生糸の供給・
絹の需要拡大・流通の合理化の一層の推進

- 7 生糸取引所等の合併の推進と適正な市場
運営の確保



整備新幹線未着工区間の 取扱いについて

連立与党整備新幹線検討委員会
中間申合せ

- 1 9年度の概算要求については、運輸省は、整備新幹線の未着工区間の着工についての事項要求を行う。
そのため従来の整備新幹線の建設に係る申合せに基づき平成九年度の事業を行うために必要な予算を年末までに確定する。
- 2 引き続き連立与党による検討委員会を継続し、三線五区間以外の区間に係わる整備区間・着工優先順位、財源問題（国、地域、JRの負担割合等）、並行在来線のJRからの経営分離及び鉄道貨物問題、法制上の論点等に関し、地方公共団体及びJRの意見、地元の合意等に配慮しつつ更に検討し、与党と政府において本年12月末までに必ずその結論を得る。
- 3 検討に際しては、以下の考え方に配慮する。
 - (1) 従来の整備計画は全て維持されることを前提とし、国家プロジェクトとして位置付け、21世紀初頭の全線フル開業を目指す。
 - (2) 次期全国総合開発計画等の策定の中で総合的な交通体系を検証するとともに、幹線交通網の主軸として整備新幹線を積極的に位置付け、建設を促進する。
 - (3) 整備新幹線については、従来の上下分離の考え方を徹底することとし、下部構造は国と地域が協力して建設し、JRに貸し付ける。
 - (4) 整備新幹線建設の財源については、以下のとおりとする。
 - ・公共事業関係費の重点的配分を行う。
 - ・JRの固定資産税承継特例の活用を図る。
 - ・JRは、新幹線の収益と並行在来線の分離効果により生ずる受益から充当する。
 - (5) 建設着工する区間の並行在来線は、「新しい基本スキーム」策定前に沿線地方自治体の同意を得て、開業時にJRの経営から分離する。
 - (6) 鉄道貨物輸送については、並行在来線のJRからの経営分離後も適切な輸送経路及び線路使用料が保証されるよう、新線走行方式及び在来線走行方式のそれぞれの可能性について、引き続き検討を進める。



沖縄米軍用地強制使用に関する職務

執行命令訴訟の最高裁判決について（談話）

社 会 民 主 党

幹事長 佐藤 観 樹

1 最高裁判所は、本日、総理大臣が大田沖縄県知事を提訴していた沖縄米軍用地強制使用に関する職務執行命令訴訟（代理署名訴訟）に対して、大田沖縄県知事の上告を棄却する旨の判決を言い渡した。

党は、大田知事が意見陳述した平和を希求する県民感情、基地の中に沖縄があるという現状、基地が障害となり街づくりができない、などの理由から代理署名を拒否した心情を重く受けとめながらも、この最高裁判決を尊重する。特に、15人の裁判官の内7人の裁判官が意見を述べ、米軍基地の現状にふれて、基地の整理・縮小に対する行政の責任が重いことを指摘した意見があったことは、重大な意味をもつものと理解する。

1 沖縄米軍基地の段階的整理・縮小については、すでに福岡高裁那覇支部判決で日本政府の責任が大きいことを指摘している。党はこの指摘を真剣に受けとめ、心を新たにして、ひきつづき政治の重要な課題として、基地の整理・縮小と沖縄振興に取り組む決意である。

1 判決では、駐留軍用地特別措置法は合憲としている。したがって、この判決は、現行法においても軍用地問題の処理ができることを明確にしており、一部に言われてい

る軍用地強制使用のための「新規立法」は、必要がないと考える。

1 代理署名訴訟については司法の最高判断が示されたが、引き続き公告・縦覧訴訟が裁判中であり、9月8日には日米地位協定の見直しと基地の整理縮小を問う県民投票が予定されている。公告・縦覧などの機関委任事務に対応できる環境整備のために、党は政府・与党一体となって、大田沖縄県知事が米軍基地の整理・縮小にむけた確かな見通しと、県民への説得力のある将来展望を示すことができるように、全力をあげて支援していく。



〔干拓事業関係〕

「中海・本庄工区干拓事業」調査費問題で与党三党合意

島根・鳥取両県にまたがる中海・本庄工区を干拓し、当初は農業用地として活用しようとした国営干拓事業は、この数十年来、自然環境の保全を求める多数の住民の反対に遭い、頓挫してきた。しかし、農水省は、平成9年度予算概算要求に、3億3千万円余りの調査費を計上。この問題で、与党農水調整会議は8月27、28の両日、徹夜の会議を開いて徹底した論議を重ねた結果、以下のような合意に至った。社民党は、石橋大吉農水部会長を先頭に、従来の「干拓反対」の立場を貫いた。

1996・8・29

「平成9年度概算要求における中海干拓事業

本庄工区の取扱い」についての与党三党合意

与党農林水産調整会議

座長 自由民主党 二田 孝 治
座長 社会民主党 石橋 大 吉
座長 新党さきがけ 錦 織 淳

中海干拓事業本庄工区の問題は、一地方の問題にとどまるものではなく、広く国民的関心事ともなっている国家的課題である。

連立与党を構成する三党は、以下のような観点から「平成9年度概算要求における中海干拓事業本庄工区の取扱い」について真剣な議論を続けた結果、下記のとおり合意した。

- (1) わが国の農林水産業の役割と現状をどのように考え、農林水産業をどのようにして発展させるか
- (2) わが国の農・林・水産の三業の相互の関係をどのように把え、農・林・水産業の三

業があいたずさえて発展するためにはどのようにしたらよいか

- (3) 21世紀の食糧事情をどのように予測し、農・林・水産の各業はこれにどのように対処すべきか
- (4) 環境や資源などの自然的諸条件と調和し、共生することのできる農林水産業とはどのようなものか
- (5) 真に地域の活性化につながる産業政策とはどのようなものか

- (6) 行政改革、財政改革を進めるにあたって、公共事業投資が真に効果をあげるためにはどのような評価システムを構築すべきか
- (7) 本事業の取扱いを決定するにあたっては、どのような目的や性格・構造の調査を行うべきか
- (8) 戦後の食糧難に端を発した本事業がなお今日的意義を有するか否か
- (9) 本事業と中海・宍道湖の淡水化事業との関係をどのように把握、それぞれどのように取り扱うべきか
- (10) 本事業にかかわる政策決定の過程で、情報公開をどのように進めるべきか
- (11) 本事業の取扱いを決するにあたって、住民の意思をどのようにしたら反映させることができるか

記

1 合意に達した事項

本事業の取扱いを決定するにあたって以下の調査を行う

①調査の目的・性格

事業の総合評価を行うための2年間の調査とする。事業計画について技術的・経済的な検証を行うとともに、宍道湖・中海全域及びその周辺水域の環境や資源への影響（水産資源、生態系・生物多様性、景観等にかかわる部分を含む）を把握するものとし、別途宍道湖・中海全域における水産振興について国と島根県が協力して行う調査・検討結果と合わせ、総合的な評価を行う。

②調査項目

別紙1および別紙2のとおり

③検討委員会の設置

上記調査・検討結果に基づき総合評価を行うための検討委員会を設置する。この委員会は学識経験者等で構成するものとする。

④ 調査結果の公表と住民への説明

調査結果については、公表し、行政側（委嘱学識経験者等を含む）の分析・評価の内容、それに基づく事業の当否についての判断を含めて、広く地域住民全体に周知するよう求める。そのため一定期間を限って地域住民に対する調査結果の十分な説明の機会を設ける。

2 平成9年度本予算編成時までに決すべき事項

次の事項については、与党農林水産調整会議の場で引き続き協議し、平成9年度本予算編成時までにその取扱いを決める。

①森山堤防及び大海崎堤防の試行的開削

②宍道湖・中海の淡水化事業の最終的中止

3 住民意思の尊重について

島根県知事は干拓事業の同意をするに当たっては、住民の意思を最大限尊重してこれを行うよう要請する。

なお社会民主党及び新党さきがけの両党からは住民投票に付するよう強い要請があった。

平成8年8月29日



(別紙1)

事業計画について行う調査項目

- | | |
|--|---|
| (1) 土地利用・営農
土地利用・営農計画の詳細検討
事業計画の総合評価 | 河川流量等の観測、農業用水対策の検討 |
| (2) 地下水対策
地下水の挙動解析、地下水対策等の検討 | (5) 水質保全対策
水質観測の継続、負荷削減対策の検討 |
| 3) 西部承水路等
護岸・堤防の現況等の把握 | (6) 生物・生態系等の環境
生物・生態系等環境への影響把握・評価
魚類・底生動物の調査、潮位観測 |
| (4) 農業用水対策 | (7) 環境・景観対策
環境・景観に配慮した整備構想の検討 |

(別紙2)

宍道湖・中海全域における水産振興について行う調査・検討

- | | |
|---|--|
| 1 環境と生物
水理、水質、底質、生物環境（栄養塩類、
プランクトン等）
水生植物、水生動物、水生生物等 | 3 漁業（国の補助事業及び県単事業）
①宍道湖・中海の漁業の実態調査
②日本漁業における宍道湖・中海の漁業の
占める位置付けを踏まえた具体的な振興
策の選択 |
| 2 水理工学 | |

資料①

中海干拓・本庄工区に対する社会民主党の基本的態度と方針

- | | |
|---|---|
| 1 中海干拓・本庄工区の干拓事業は、現段階でこれを終結させること。 | 3 本庄工区対象水域は、中海の残存予定水域を合わせ、宍道湖とともに自然環境の保全と水産・漁業利用とその振興を図ること。 |
| 2 現在「当分の間延期」とされている中海・宍道湖の淡水化は、これを明確に「中止」すること。 | 4 財政負担問題に関し、昭和63年度までの投資額のうち国費 286億円については地方 |

負担を求めないこと。また、昭和63年度までの地方負担金 240億円のうち国の利子補給がなされている 120億円についても、地元負担を軽減すること。

5 中浦水門・佐田川の潮止め水門及び大海崎・馬渡・森山の3堤防等は、これを撤去せず、中海・宍道湖の水産・漁業振興のために、あるいは地元の生活道路として積極的に有効利用すること。

資料②

中海干拓・本庄工区「調査費」(平成9年度予算概算要求)の 計上に当たっての確認

社会民主党農林水産部会

I 調査の目的・性格について

1 いまとわれていることは、中海干拓・本庄工区の「農業利用」か、「水産漁業利用」か、「他用途転用」という、いわば経済的効果をめぐる是非論だけでなく、広く宍道湖・中海・美保湾(日本海)に至る一連の水域および、その周辺地域の景観・水資源・生活環境など、非経済的・公益的価値を含めたトータルな地域資源全体の利用と価値をめぐる問題である。したがって、それは地域住民全体的な問題であることはもちろん、国民的な問題ともなっているのである。(50万人を超える反対署名はその一端を証明するものである。)

1972年6月のスウェーデンのストックホルムにおける国連人間環境会議、1992年6月のブラジルのリオデジャネイロにおける地球サミット(環境と開発に関する国連会議)など、環境問題は、いまや世界的な問題ともなり、人類の生存をめぐる問題となっている。いまや環境問題を見捨てた開発優先の時代ではなくなっているのである。

宍道湖・中海・美保湾に至る一連の水

域と自然環境は、そこに住む人々の重要な地域資源であるばかりでなく、広く国民の財産でもある。

それゆえ、中海干拓・本庄工区に関する調査費は、このような問題意識に沿った調査を行うためのものでなければならない。

2 したがって、この調査費は「干拓工事の再開」だけを目指すためにする調査ではなく、調査の結果次第によっては、「干拓工事中止」の判断をせざるを得ないことも含む調査であることを明確にする。

3 住民団体から、公有水面埋立法に基づくアセスメントの重要性を指摘されているが、「宍道湖・中海の淡水化及び干拓」を決定した昭和30年代の経過から、同法(新法)に基づくアセスメントは困難であるとされているが、同法改正の経過と趣旨に照らし、それらを念頭においたアセスメントを含めた調査を併せ行うこととする。(調査の具体的項目は、別紙「資料」『環境影響評価指針における調査項目等』による)

II 調査結果の取扱いと干拓の可否の最終決定について

上記の確認に沿った一定の調査を行うこととしても、その調査の方法・内容等について、万全を期するためには、さらに数年から10年に達する調査期間が必要になるものと考えられる。

一方において、さらに数年以上、10年もの期間をかけて調査に年月を費やすことは膨大な調査費を要するばかりでなく、地元島根県の財政負担の増高、干拓地農地価格の高騰を招くことにもなる。結果的に、今後の調査は、必要最小限のものとして、1～2年の期間をかけての調査にならざるを得ないものと考えられる。

従って、これらの事情を総合的に判断し、「調査結果の取扱い」と「干拓の可否の最終決定」については、次の方法で処理するものとする。

(1) 調査結果の公表と住民への説明

① 調査結果については、すべて公表し、そのデータ、行政側（委嘱学識経験者等を含む）の分析・評価の内容、それに基づく干拓の可否についての判断を含めて、広く地域住民全体の評価にゆだねることとする。

② そのため一定期間（最低6カ月）を限って地域住民に対する調査結果の説明の機会を設けることとする。

(2) 干拓事業の可否の最終決定は、「住民の直接投票」によることとする。

島根県知事、県議会は、この与党三党の確認を尊重しなければならない。

干拓の可否を住民投票に付することの理由

1 昭和63年度以降平成7年度までの約8年間をかけ「宍道湖・中海水質予測専門家会議」の水質予測調査、「本庄工区土地利用検討委員会」及び「本庄工区土地利用懇話会」による検討、社団法人農業

土木学会・中海干拓堤防施工管理研究委員会調査等々の専門家並びに県内各界代表による長期間にわたる調査・検討を経て、これ以上の「調査の必要なし」とする反対論を押し切った調査である以上、その調査結果を関係地域の住民に公表しその評価と判断を求めることは当然のことである。

- 2 何らかの形で住民の意志を問う手段・方法が講じられない限り、調査結果等の公表の意味がない。
- 3 「行政の継続性」を政策決定の至上命題とする行政官に既定方針に逆行する決断を求めることは不可能であること。
- 4 永年にわたる住民間の紛争的課題に万人の納得のいく、文句なしの終着をつけるためには、この方法しかないこと。

III 宍道湖・中海・美保湾につらなる一連の水域を水産・漁業利用することについて

昭和30年代の「宍道湖・中海の淡水化・干拓事業の決定」に当って、漁業補償が行われている経過もあり、この水域を水産・漁業利用することについての議論が十分行われてきたとは言えない。

したがって、このさい宍道湖・中海・美保湾を一連のものとする水域の水産・漁業利用について、改めて検討しておくことが望まれる。そのため、今回の調査に関連して、関係漁民代表参加のもとに、「宍道湖・中海・美保湾水産・漁業利用検討委員会」を設置し、必要な調査と検討をおこなうこととする。

以上



情報公開法の制定に向けて

社会民主党行政情報公開プロジェクト
座長 齋藤 勁

情報公開法の制定は、民主主義の健全な発展のため、国民が直接行政の情報を知る権利を確立することにより、行政の透明性を確保し、国民による行政への監視・参加を促すものであって、旧社会党をはじめとする議員立法が再三試みられてきた長年の課題である。今日の様々な行政不祥事の発生と深刻な行政不信の状況は、その制定が一刻の猶予も許されないことを示している。

政府においても、村山内閣が行政改革委員会に対し本年末迄に情報公開制度に関する意見具申を行わせることとし、現在、同委員会の行政情報公開部会において専門的検討が進められている。

こうした状況を踏まえ、当プロジェクトは、法曹界、市民団体、労働組合、経済団体、先進自治体、関係省庁から広く意見を聞き、情報公開法について改めて検討を重ねてきたところであり、基本的な考えを明らかにするものである。

1 目的

開示請求権が憲法の国民主権の理念に基礎を置くものであり、行政には国民に対する説明義務があることを明確にすること。

2 対象となる機関

原則として、すべての行政機関を対象とすること。

特殊法人等行政機関に準じる組織については、その多様性から情報公開法で一律に扱う

ことが困難であり、情報公開法の早期制定を図るため、当対象としないこと。ただし政府に、情報公開法に準じ必要な措置を早急に講じる義務を課すこと。政府は、特殊法人等の監督に伴い入手した情報を公開すること。

3 対象となる情報

開示請求可能な情報の範囲は、決裁、供覧等が終了した文書に限定することなく、あらゆる媒体に記録された、行政機関が組織として保有するすべての情報とし、情報公開法施行以前の情報も対象とすること。

行政の混乱や恣意的な運用を避けるため、その基準を明確にすること。

4 開示請求権者

国際化の進展に伴い、我が国行政の影響は、在外の外国人にまで及んでいることから、「何人」にも開示請求権を保障すること。

5 開示請求の手続

請求手続は、簡便、明瞭かつ地方居住者に配慮したものとする。

提出する請求書に記載すべき事項は、氏名、住所、請求情報、開示方法など必要最小限にすること。請求目的や理由は問わないこと。

行政機関の職員は、請求者の問い合わせや文書の特定に対し、積極的に協力すべきこと。

6 不開示情報

開示が原則であり、例外的に不開示にでき

る情報の範囲は必要最小限のものでなければならぬのであって、その要件は明確にすること。特に、

①個人情報

官職及び氏名が開示対象となる公務員の範囲については、「官官接待」や「カラ出張」批判などを踏まえ、幅広いものとする。

②法人情報

業者との癒着、行政指導のあり方が問題になっていることを踏まえ、非開示の「約束」の下に任意に提供された情報であっても、その約束自体に合理的な理由がないものは開示すること。

③意思形成過程情報

審議会の議事内容についても、原則として開示すること。

7 公益上の理由による開示

公益上の理由による不開示情報の開示規定は重要であり、その実効性を確保するため、公益の内容を明確にすること。

8 開示等決定の期限

開示等の決定期限は2週間程度とすること。正当な理由がある場合は延長できること。

9 開示の方法

開示請求者が望む方法で開示することを原則とすること。そのために必要な体制の整備を図ること。特に、電子的な手段による開示について積極的に対応すること。

10 手数料

閲覧・複写に要する実費を限度として制度の意義を踏まえて定めること。

経済的困難者等に対する減免措置を講じること。

濫用防止の名目で実費以上の手数料を徴収しないこと。

11 不服審査会

不開示の場合の請求者の権利を迅速・公正に保護しうる救済制度を整備するため、インカメラ審理を採用した、権威ある第三者による審査機関を、内閣総理大臣の所轄の下に設置すること。

委員の任命は、国会の同意を必要とすること。委員は民間出身者であること。

審理は、公開して行うこと。ただし、当事者の申立てがあったときは、公開しないことができることとすること。

行政機関の挙証責任等適切な救済手続を確立すること。

12 行政文書の管理、利便の提供、総合的な情報公開の推進

政府は、文書管理に関する定めを早急に統一して公開し、文書の保存その他文書の管理に万全を期すこと。

政府は、情報検索の目録を統一して作成し、総合的な案内窓口を整備するなど、請求者の利便に資する適切な措置を講じること。主要な情報は自主的に公開すること。コンピューターネットワークの活用など、容易かつ安価に入手できるようにすること。

13 関連して留意すべき事項

実効的な司法救済制度を保障すること。

個人情報保護法の抜本的強化に着手すること。

以上



米軍による対イラク

攻撃について（談話）

社会民主党全国連合
幹事長 佐藤 観樹

- 1 党は国連安保理決議688号を含むクルド人保護のためにとられた措置にも拘らず、イラク軍がイラク北部地域の非武装地域内へ侵攻し、市民を抑圧したことを非難する。
- 2 国際平和の維持のためにとられるべき軍事的措置は、国連安保理における協議と合意が基本であるにもかかわらず、それらの手順を踏まないまま、米国が3日と4日の二度にわたりイラク国内の軍事目標に対し爆撃を実施したことについて、党は、強い懸念を表明する。とくに、第二波攻撃に横須賀を母港とする駆逐艦等の艦船が参加したことは、まことに遺憾である。
- 3 党は、日本政府に対し、イラク国内の邦人の安全確保のための措置を速やかに完了させることと、国連安保理において本事態の收拾のための努力を継続することを要望する。
- 4 党は、今回の一連の事態を中東情勢における新たな不安定要因としないために、国連ならびに関係諸国が政治的・外交的努力を払い、イラク軍のイラク北部地域からの早期撤退を実現するよう強く要望する。

<h3>政策資料</h3> <p>No.359/8月号/定価450円<small>送料76円</small></p> <p>▶巻頭言◀——田口健二</p> <p>▶特集：I 日本のビジョン(素案) われわれのめざす新しい日本 / 党ビジョン調査会</p> <p>▶特集：II 消費税率に関する「検討」の結果</p> <p>▶資料 東京からの首都機能の移転について / 社民党 民事訴訟法案の修正・可決に当たって(談話)・ 党の考え方 / 政策審議会長 新しい金融行政・金融政策の構築に向けて 金融犯罪の重罰化に関する検討結果について (報告) / 与党法的責任PT</p> <p>▶政策の焦点 規制の行政の弊害是正について / 垣内修作</p>	<h3>地方政治</h3> <p>8月号/定価500円<small>年間購読料7000円千送</small></p> <p>■特集：続・公的介護保険制度 公的介護保険制度を取り巻く状況 / 樋口恵子 イバネルディスカッション 「公的介護保険制度を考える」 今井登 / 和田厚生省審議官 / 井筒泉高対策長 山田通輝協会会長 / 樋口東京家政大学教授</p> <p>連立政権の教訓と社民党の課題 / 村山富市 [選擧]地域で本格的な論議を / (紀)</p> <p>●特別寄稿● 地方分権と活性化への提言 / 丸谷金保 社民党が分権推進の先頭に / 横田昌三 まちを歩けば見えてくる / 内海辰輝 [自治時評]「愛国主義」とは何か / 高橋実</p>	<h3>月刊 農業・食糧</h3> <p>理論と運動</p> <p>8月号—定価400円千68円</p> <p>●焦点 森林の公益的機能発揮に国民負担を / 中内正次郎 ●談話室 環境保全型枯れ対策の充実を / 大淵桐子</p> <p>林業特集 林野三法と地方林活議連</p> <p>座談会 林野三法の成立で日本林業はどう変わるか 入澤肇 / 谷本たかし [司会]中内正次郎</p> <p>「森林・林業・林産品活性化促進議員連盟」 結成の経過と現状 / 石川昇 九州地方における取り組み / 岩下司 秋田・山形地方からの報告 / 鈴木好伸 北海道における現状と課題 / 奈良岡秋雄 国営林野事業の再建への道 / 若菜英</p> <p>◆駐米費政を語る 岡和夫 (聞き手)田村浩</p> <p>外づ園木考③ 二〇〇〇年の木 / 智利陽介</p>
<p>社会民主党政策審議会 〒100東京都千代田区永田町2・衆議院第1会館 Tel03(3581)5111内線3080-4 振替=00180-4-80821</p>	<p>社会民主党自治体局 Tel 03-3580-1171内線2331~3</p>	<p>農業・農林協会 東京都千代田区永田町 1-8-1 Tel 03(3580)1171 振替=00140-1-174149</p>

介護保険法要綱案に係る修正事項（案）

与党介護保険制度の創設に
関するワーキングチーム

与党介護保険制度の創設に関するワーキングチームにおいては、介護保険制度について、6月17日の与党合意に基づき、介護保険制度の創設に向け、懸案事項の解決を図るべく調整・検討を重ねてきた。

特に、介護保険制度が国民各層にかかわる重要課題であることから、7月12日から9月2日にかけて、全国各地で6回の地方公聴会を開催し、市町村関係者をはじめ幅広い関係者のご意見を伺ってきたところである。

その後、これら各般の意見を集約し、与党合意に示された懸案事項ごとに論点を整理した上で、対処方策について、今日まで5回のワーキングチーム会合を開催して検討を重ね、その結果を別紙の通り「介護保険法要綱案に対する意見」として取りまとめた。

政府においては、この意見を十分踏まえて、法案の国会提出に向け早急に必要な法案作成作業を進められたい。



（別紙）

介護保険法要綱案に対する意見

懸案事項1 安定した財政運営と円滑な事務運営の確保等

- 介護保険制度の実施主体（保険者）については、介護サービスの性格・地方分権の観点等から市町村とするが、市町村の負担を軽減し、安定した財政運営と円滑な事務運営を確保する観点から、以下の点について所要の措置を講じる。

また、介護保険事業の全般の在り方については、制度実施後の検討規定（見直し規定）を置くこととし、検討に際しては地方公共団体など関係者の意見を十分踏まえる。

1 市町村に対する財政支援の強化

- 介護保険の事務の執行に必要な経費について、国は、現行の老人福祉及び老人医療に係る事務量との増減を勘案し、新規増となる事務である要介護認定に係る経費の1/2相当額を、法律に基づき市町村に交付する。
- 財政安定化基金を法律に基づく基金とし、都道府県に置くこととともに、基金造成費に対する市町村一般会計出損を解消し、国・都道府県・第1号保険料

で1/3つつ負担する構成とする。

- 第2号被保険者に係る介護保険料の上乗せ賦課による国保財政への影響（介護保険料分を含む国保保険料収納率の低下による財政影響）について、医療保険者の負担増対策の一環として、当該影響額に対する国費による財政支援措置を講じる。

- 第1号保険料の年金からの特別徴収に係る年金保険者の事務費については、公費により措置する。

- 上記の財政支援措置を別途の国費により行い、市町村に対する財政支援を大幅に強化することから、財政調整交付金については国費25%の内枠で措置することとする。国は、低所得者の保険料軽減に伴う財政措置・後期高齢者の加入割合の相違による要介護者発生率の相違に対する財政措置・災害等特殊事情に対する財政支援等を行うため、国費25%のうちの5%を財政調整交付金として市町村に交付する。

- 財政調整交付金の総額（枠）については、後年度において精算を行う。

なお、調整交付金制度の想定を超える著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合には、財政調整交付金とは別に支援措置を講じる。

- 市町村及び都道府県の公費負担に対しては、適切な地方財政措置を講じる。

2 市町村の事務負担の軽減と都道府県の役割の拡大

- 介護保険制度の円滑な運営を図るため、

以下の事務を都道府県の事務とし、市町村の事務運営を支援するとともに、保険者事務の広域化の促進を図る。

- ：財政安定化基金の設置・運営
- ：要介護認定に係る審査判定業務の受託（市町村は当該事務を都道府県に委託出来る旨の規定を置く）
- ：保険財政の広域化の調整及びこれに伴う保険料基準の提示
- ：介護サービスの供給調整

懸案事項2 円滑な制度の施行・サービス提供基盤整備の推進等

1 家族介護の評価と支援

- 現金給付については、当面は行わないこととし、介護基盤整備への資金投入を優先することとするが、家族介護に対する適切な評価と支援を行う観点から、ショートステイ利用枠の拡大等家族介護に対する在宅サービスの重点的提供を行う。

2 施行時期

- 施行時期については、平成12年度から在宅サービス及び施設サービスを同時に実施することとする。

3 介護サービス基盤整備の充実強化

- 要介護状態になってもその人らしい自立した生活を送ることが出来るよう要介護者とその家族を社会的に支援する、という介護保険制度の基本理念を踏まえ、出来る限り住み慣れた地域や家庭で介護を受けることが出来るよう、在宅重視の

考え方を基本に介護サービス基盤の整備充実を進める。

特に、施設サービス・在宅サービスを同時実施とすることによって、施設へのニーズ集中による混乱が生じることへの懸念もあることから、法施行までの間における在宅サービスの整備を一層積極的に推進する。

このような観点から、

：法施行までの間において、新ゴールドプランを確実に達成することとする。併せて、療養型病床群等の計画的整備を進めるとともに、在宅サービスを中心に、既存施策の拡充・既存資源の活用（公立学校用地・施設の転用等）・民間活力の積極的導入等多様な手法を活用して、マンパワー対策を含めたサービス基盤の整備を積極的に推進する。特に、大都市部・整備後進地域については、小規模特別養護老人ホームの整備促進等基盤整備を重点的に支援し、地域間格差の是正を図る。

：法施行後は、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」（市町村）・「都道府県介護保険事業支援計画」（都道府県）・「基本指針」（国）の策定を通じて、新たな介護サービス整備目標を策定して介護サービス基盤の計画的整備を進める。

- 地域の実情に応じて、小規模サービス（小規模特別養護老人ホーム・ミニデイサービス等）についても保険の給付対象とすることができるよう必要な措置を講じる。

4 低所得者対策等

- 災害時の保険料・一部負担の減免措置、特別養護老人ホームの既入所者に係る一部負担金の経過措置など、負担能力のない者に対しては実態に即したきめ細かい対策を講じる。

5 医療との連携・整合性の確保

- 医療と介護の連携・整合性を確保する観点から、法律の目的規定に「医療」が含まれるものであることを明確にする。
- 老人保健施設、療養型病床群については、介護保険法上も医療提供施設としての性格が明確となるような名称に改める。
- 療養型病床群の介護保険法上の取り扱いについては、長期の療養にふさわしいサービスの提供を基本としつつ、医療現場において支障が生じることのないよう、運営基準等において必要な配慮を行う。
- 一般病院や有床診療所の療養型病床群への転換促進など高齢者の介護と医療体系の合理化・効率化（いわゆる社会的入院の解消等）に関する総合的かつ具体的な方策を明らかにし、速やかに実施に移す。

6 情報公開等

- サービス利用に関する利用者の意見が的確に反映されるよう、苦情処理のためのシステム（オンブズマン）の整備や情報公開を進める。
- 介護関連情報システムの整備・統合や介護支援センターのネットワーク作りの

推進を図る。

7 給付と負担の在り方等に関する見直しの実施

- 介護保険制度における給付と負担の在り方に関しては、制度実施後の諸状況を踏まえ、被保険者の範囲、給付の内容・水準その他制度全般について検討を加え、その結果に基づいて所要の見直しを行うこととする。

また、要介護認定の基準の在り方などサービス利用に係る体制についても、必要に応じて継続的な見直しを行う。

懸案事項3 民間活力の積極活用・規制緩和の推進等

- 民間活力の積極的な利用を推進し、在宅サービス基盤の充実とサービスの質の向上・効率化を促進していくため、
 - ① 利用者による選択の自由の確保
 - ② 在宅サービス分野における民間事業者の積極的評価と参入の促進（供給主体の多様化による競争原理の導入）
 - ③ 公民サービスの組合せの自由化を基本として、以下のような措置を講じる。

：在宅サービス事業者の指定要件を民間事業者・第三セクターと従来の公的セクターとで同一化（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等）

：地域の住民参加型非営利組織も積極的に活躍できるような柔軟な基準の策定

：中山間地域におけるサービス提供主体として、農協を積極的に活用

：政策融資の拡充等による民間事業者の参入支援策の強化

- 上記の措置を講じることにより、在宅サービスについて、民間企業や農協・生協・WC（ワーカーズコレクティブ）等民間非営利組織が広くケアプラン策定機関・サービス提供機関として介護サービスに参入できるようにする。

懸案事項4 社会保障構造改革ビジョン・医療制度改革等

- 社会保障構造改革については、以下のような点を基本として早急に見直しの方角を取りまとめ、医療・年金・福祉を通じた制度横断的な再編成等により、サービスの質の確保・向上を図りつつ社会保障給付全体の効率化を図るなど改革の着実な推進を図る。

：国民負担率の抑制と国民経済との調和を図りつつ国民の多様な社会保障ニーズに適切に対応できる効率的な社会保障制度の確立

：個人の自立を支援する利用者本位のシステムへの転換

：公私の適切な役割分担と民間活力の導入の促進によるサービス供給主体の多様化

- 医療制度改革については、上記社会保障構造改革の一環として、介護保険制度との整合性を図りつつ、平成9年度の予算編成に向けて今後の改革案の取りまとめを行う。

その際は、療養型病床群への転換促進など高齢者の介護と医療体系の合理化・効率化に関する総合的かつ具体的な方策

を明らかにし、速やかに実施に移すなどの諸改革についても併せて取り組む。

懸案事項5 国民の理解・周知徹底等

- 制度創設に当たっては、引き続き制度の趣旨・内容について広く国民に情報提供し、国民の理解と協力が得られるよう努力する。
- 社会全体で要介護者とその家族を支え

るという意識（介護マインド）を醸成することが重要であり、公的機関を含む様々な地域資源を活用した介護知識・技能の普及、介護を社会的に支援することの必要性やボランティア教育の充実など介護問題に関する教育の在り方についても検討を行う。

- 政省令など制度の細目を決定するに際しては、地方公共団体など関係者の意見を十分踏まえ、内容を定める。

1996・9・18

公的介護保険制度の実施時期について

与党介護保険の創設に関するワーキングチーム

自由民主党座長 山崎 拓
社会民主党座長 伊藤 茂
新党さきがけ座長 渡海 紀三朗

- 1 与党公的介護保険制度創設に関するワーキングチームで合意した在宅・施設両介護サービスの同時実施を前提とした場合、13年度に予定されている施設サービスを11年度に前倒し実施することは困難である。
- 2 また、現行の新ゴールドプランは11年度で終了することになっているが、それだけでは必要にして十分な介護サービス基盤を整えることにはならない。
- 3 一方、13年度実施とすると、早期実施を望む国民の声に応えられないし、新ゴールドプラン終了後の1年間をどうするかという問題がある。
- 4 以上を踏まえると、12年度から実施し、直ちに介護保険法に基づく新しい計画を策定してサービス基盤の計画的整備を進めることが適当と考える。
- 5 なお、いわゆる「スーパーゴールドプラン」に関しては、介護のみならず本格的な高齢社会における高齢者医療福祉対策万般にわたるものとして策定されるべきものと考えており、前記の介護保険法に基づいて策定される基盤整備計画はその重要な柱の一つとなるものと考えている。

財政改革と社会保障

小川正浩

I 財政審報告の社会保障認識

財政危機¹が叫ばれ、財政改革の議論が華やかである。過去の場合と同様に、福祉切捨て論が今回も横行している。財政赤字縮小のためには「聖域」を設けず、政府支出の一律削減を振りかざすのは子どもにも理解してもらえそうな理屈ではあるが、とても大人の政策論議とは言えない。

その見本が去る7月に出示された財政制度審議会の「財政構造改革に向けての中間報告」である。今後の財政赤字削減の具体的な目標設定は秋以降の課題とされ、中間報告においては言及されていないが、公共サービスに大岩をふるう強い気構えだけは明確にしている。

その構えとして次の3点を強調している。第1に、「自己責任」、「市場原理の活用」の理念に基づいて、これまで当然とされてきた歳出を見直す。給付水準の見直しも必要。第2に、公的サービスが必要な場合においても、効率性を重視する。第3に、財政の景気調節機能は終わった、というものである。

3つ目の観点は、ケインズ財政論＝フィスカル・ポリシーの終焉として今日声高に主張されている論点である。私はこの主張に俄かには賛成できないが、本稿の主題ではないので深入りは避ける。

問題は初めの2つの観点に関わる。そこでは、「自己責任」と「市場原理の活用」の二つの理念が軋われている。自己責任とは自助と言い替えてもよいであろうが、この考えは国際的には破産宣告を受けている新保守主義

の理念の焼き直しにはほかならない。また、「市場原理の活用」を楽天的に語っているのも笑いを呼ぶ。市場原理の“活力”ゆえに、公正で倫理的な競争ルールを逸脱し、夢遊病的なバブル経済を生み、その反動としての不況の発生に対するそれこそ“市場の自己責任”に対する評価が看視されている。

そもそも現在の膨大な財政赤字は、バブル経済破綻のツケであり、市場原理の過度の活用が原因なのである。活力は公共部門には存在せず、市場部門の中にこそ存在するのだというドグマの下で、政府部門の効率化＝切捨てが短絡的に論じられるのは賛成できない。

今、財政改革にとっていちばん大切な観点は、公共部門と市場部門との最適均衡を維持しつつ、成熟期を迎えた日本経済を安定した軌道にのせ、少子・高齢社会への軟着陸を図るために財政はどうあるべきかを議論することである。そのためには、現代財政が有する機能²、すなわち、資源配分、所得再配分、景気調節のそれぞれの機能をバランスよく最適ミックスさせていくことである。

中間報告はどうやらこうした方向はとらないようである。すでに見たケインズ有効需要政策の限界を強調することと併行して、所得再配分機能をできるだけ縮小していこうとする意図が伺われるからである。中間報告とセットで出された各経費別削減リストを示している「財政改革白書」の中の社会保障制度の今後の課題の取上げ方を見ればそのことがわかる。そこにおいては、社会保障給付におけ

る国庫負担の軽減、給付の削減、保険料引上げや公的サービスを基礎サービスに限定すること、年金、医療、福祉、雇用等社会保障各制度の間の重複給付の排除等々、要するに現在考えられる限りの福祉削減のメニューが並べられている。

こうした財政均衡至上主義に立った社会保障の削減策に対して、社会保障制度関係審議会の会長の中から、財政が悪いから社会保障を再構築するというのはおかしい、という異論が出されている³のはけだし当然のことであろう。今後の社会保障の再構築は、もちろん財政や経済状況とは無関係とは言えないにしろ、少子化や高齢化の進行、家族扶養機能をどう見るか、個人と集団との関わりがどうなるか、女性の社会進出の動向など社会的条件の変化と、市民の社会制度に対するニーズの動向などまずは社会保障のあり方として議論されるべきものであろう。

II 社会保障負担のいくつかの論点

1 社会保障予算の姿

社会保障のあり方を論じていくに当たり、順序が逆になるかも知れないが、社会保障予算の推移、企業の社会保障コストの評価、いわゆる「国民負担率」など社会保障予算と負担問題に関するいくつかの論点について考え方を整理しておきたい。

最初に社会保障予算の推移を見てみよう。

一般歳出に占める社会保障関係費の構成比（当初予算ベース）を見ると近年はさしたる変化がないことが特徴である。90年度から96年度までそれぞれ32.8%、33.0、32.9、32.9、33.0、33.0、33.1というように最近の7年間の変動はわずか±0.2%にとどまっているのである。90年から95年度までの決算ベースで見ても、30.4%、32.0、31.5、30.6、31.6、

29.3となっていて、補正予算が投資的経費中心であるために当初予算ベースよりもバラツキは大きいものの、おおむね30%は維持されている。

また、同じ時期の対前年度伸び率を見ると表1のようになっており、一般歳出の伸び率とほぼ平行となっている。

一般歳出の中の比重があまり変化がないということは、社会保障関係費は当然増の割合が大きく硬直化している反映でもあり、また一面では、不況による急激な税収落ち込みにもかかわらず、新ゴールドプラン、エンゼルプラン、障害者プランの保健福祉の3プランが策定されるなど政策選択の結果ともいえる。さらに、半面、社会保障予算の伸びが一般歳出の伸びと並行していることから、今日の財政悪化の原因は決して社会保障予算のせいではないということも分かる。

一般歳出に占める社会保障関係費の構成比は、その年々の政策に振り向けられる予算の中の社会保障予算の比重を示す統計であるが、社会保障予算の推移を見るには社会保障給付費に占めるウエイトのすう勢を検討する必要がある。

表2は、1969年（昭和44年）から1990年までの期間を3区分して、財源別社会保障収入の増加年率の推移を示したものである。国庫負担は、69年から77年までは24.3%と高く、全体の増加率を上回っていたのに対し、それ以降77年～83年、83年～90年になると増加率はそれぞれ8.5%、2.7%と極端に下がり、全体の増加率を大きく下回っているのである。こうした結果、ILO基準社会保障給付費に対する社会保障予算の比率（決算ベース）は、1970年代の41%程度から80年以降は一直線に下降し、93年度には27%弱にまで10%ポイント以上も低落している⁴。

これは、低成長経済へ移行した「1980年代以降における社会保障予算の編成・執行の特徴は、財政再建を契機に、中長期的見地から

は社会保障制度の改革によって、また、短期的見地からは当面の特例措置（いわゆる「隠れ借金」…引用者）によって、社会保障制度への国庫負担の軽減を図ることにあった⁵からに他ならない。

財政立て直しに社会保障予算をターゲットにしようとする財政制度審議会の中間報告もこうした国庫負担縮小の歴史的流れに位置づけて理解することができる。

2 企業の公的負担は重いか

大蔵省の財政危機論に合わせるかのように通産省から企業の税・税外負担が重いという声が最近勢いを増してきた。産構審（96年5月）は、公的負担が企業活力を阻害し、国際競争力を低下せしめるとする報告を出しているが、この主張はいわば福祉切捨ての際の産業界の常套句であって今さらおどろくことではない。しかし、先の136回国会における介護保険をめぐる動きの中で通産省は企業負担増に反対という産業界の意向を体して、介護保険創設に冷水を浴びせまわったと伝えられ、また、省内に研究会を設置し、企業の公的負担のあり方を検討することになっているようである。

社会保障制度における企業負担を“チャリティ”（救済のための慈善事業という意味）と考え、これ以上チャリティにおつきあするつもりはないという19世紀的発想の持ち主が産業界の一部にあることに見られるように⁶、産業界からの風圧が強まっていることもあり、企業の公的負担問題についてのわれわれの見方を明らかにしておきたい。

最初に事実関係を押さえておこう。企業の税と社会保障を合わせた公的負担の国民所得比の国際比較は図1の通りである。日本は、租税負担が7.3%といちばん高いのが目につく。しかし、社会保障負担と合わせた比率は13.8%とアメリカ、イギリスよりも高いが、

ドイツとおおむね同水準、フランスの19%よりもかなり低い。社会保障負担だけをとればドイツよりも低い。

同じOECD「Revenue Statistics」によって他の国を補強して比較すると、1993年時点でイタリア17.2%（そのうち税負担4.1%、社会保障負担13.1%）、スウェーデン15.3%（前同2.2%、13.1%）となっており、日本よりも格段に高いことが示されている⁷。

要するに、主要国との比較では、企業の公的負担は騒ぐほど重いわけではなく、特に、法人税負担は相対的には重いが、社会保障負担はむしろ低い部類に属することがはっきりした。

また、社会保障費用に占める事業主負担の国際比較を見ると、わが国は31.6%となっており、フランス50.9%、ドイツ34.3%、アメリカ31.7%、スウェーデン39.7%に比べても決して高い方ではない（図2参照）。

以上が現状であるが、今後、少子・高齢社会が進行するに伴って企業の社会保障負担が増えることは間違いない。しかし、それが企業の国際競争力の低下をもたらし、企業の海外事業展開を促し、産業空洞化を助長することになるとは直ちには言えない。

海外進出と労働コストは無関係ではないにしろ、海外進出の主因は資源確保や輸送コストあるいは地価問題など純経済的要素にある。まして社会保障負担が主因を構成しているという主張はいささか強弁のそりを免れないであろう。競争力に影響を与えるのは、総体的な労働コストやもっと広くは労使関係一般であり、社会保障負担はそのわずかな一部を構成するにすぎないのである。

3 公的負担率問題をどう考えるか

「国民負担率」は国民の負担の総体を表しているわけではなく、租税負担と社会保障負担といった二つの公的負担の割合を示してい

るにすぎないので、「国民負担率」という用語をやめて「公的負担率」に改めるべきだという至極もつともな指摘が行われている。にもかかわらず、政府もマスコミも依然としてこの用語にこだわり続けるのは理解に苦しむところである。名は体を表すから、以下においては「公的負担率」を用いることにする。

社会保障水準を議論するときは必ず公的負担率問題が持ち出され、大体において低く抑制すべきだといわれるのが通例で、スウェーデンなど北欧諸国のようになったら大変だということで話が落ち着く。公的負担率を云々すれば何か憂国の士になったような気になる人もいるし、政策議論をしたような満足感も味わう人もいるようだが、そうした議論においてはおおにして、負担率の水準だけに目を奪われ、負担率が政策内容の結果であるという当たり前のことが忘れられがちである。

われわれは負担率を予定調和的に設定し、制度設計や給付水準をその数値に合せていく方法には賛成できない。そうではなく、少子・高齢社会にとって必要な施策を検討し、その施策を実現するための租税と社会保険料の必要な水準を積み重ねていく中で公的負担率問題は論じられるべきだ、というのが第1にわれわれが指摘したい点である。

第2に、公的負担はその全部ではないにしろ、個人負担との代替関係にあるケースが多い。公的にカバーする範囲が大きければ個人的にカバーする範囲はそれだけ小さく、逆に、公的な範囲が小さければ個人負担は大きくなるらざるを得ないという関係にある。例えば、高齢者介護を嫁や娘の家族が担う割合を相対的に大きくし、ホームヘルパーなど公的サービスの割合を小さくするにすれば、個人負担は重くなるが、確かに公的負担は軽くて済む。いっぽう、家族介護を軽減するために社会的介護を充実すれば逆の関係が成立する。同じことは子どもの扶養や、公的年金と民間保険・個人貯蓄などの関係にもあてはまる。

公的所得再配分と社会連帯を通じた社会的公正・公平を重視するか、「選択の自由」＝家族か市場を通じた財・サービスの購入を重視するかの問題である。「市場の失敗」と家族扶養能力が低下していく現状の下では前者の方の合理性は高いといえる。

第3に、公的負担率の具体的な目標値の問題である。臨時行政改革推進審議会の最終答申（93年10月）は、第2次行革審が提言した高齢化のピーク時において50%以下、21世紀初頭時点において40%台半ばをめどに抑制する、という目標の堅持を掲げた。

このような中で、今年6月に自民党は「極力50%を超えないよう、45%程度にとどめる」という構想を提示した。これは橋本首相の指示で作られた行革構想であることから橋本行革ビジョンと呼ばれているものだが、首相の当初の意図は45%程度に抑制するというものだった。マスコミ報道によればそれでは無理だという自民党内の議論を受け、最終的には上記の表現になったようだ。

50%以下に抑制するのはおそらく簡単なことではないだろうし、まして45%という目標値の設定は無謀ですらある。

日本経済の潜在成長力は3%はあると言われているが、現実には将来の国民所得の推移はそれ以下になることが十分想定される。国民所得の低さは公的負担率引上げに働く。また、1996年度の公的負担率は37.2%であるが、この数字には国や地方自治体の借金は含まれていないから、これを含めると現在でもすでに45%近くに達しているのである。

租税負担の方はここでは措くとして、社会保障負担は、たとえ年金の支給開始年齢を遅らせ、給付水準を切下げ、さらには医療費を効率化し介護費に振替えてもなも今後の急速な高齢化の進捗と費用増大によって、向こう30年間で10%以上（社会保障給付費に係る公費負担を含む）は増加するというのが94年3月の厚生省「21世紀福祉ビジョン」の見通し

であった。その場合には、租税負担を一定にしても国民所得の伸び如何では50%を超えることがあり得るとされたのである。

21世紀福祉ビジョンの方が橋本ビジョンよりも現実性が高いことは明らかであろう。

仮りに45%程度に無理やり抑えこもうとした場合どうということが想定されるか。公的負担増加のテンポを抑制しようというのであるから、前述したように私的負担の割合を相対的に重くしていくしかない。介護においても家族介護は解消されず、また、育児の社会化は遅れるであろうから出生率低下にアクセルを踏むことになるかも知れない。また、われわれが国民皆保険・皆年金体制の“空洞化”と呼んでいるように、医療保険給付のカバレッジを細くして自己負担を重くしたり、85年と94年の過去2回の大改正で引き下げられてきた年金給付水準をさらにダウンさせるといった施策が強行されていくことが想定される。

家族扶養機能が低下し、女性の社会進出が強まり、社会保障のニーズが高まっている現状の中で果たしてこのような社会保障への信頼を喪失させるような政策選択を国民がはたして受け入れるであろうか。

国民の社会保障の充実と公的負担との相対的關係に関する意識の成熟化は⁷⁾、永田町の近視眼的な見方を超えているように思う。

公的負担率は高齢化のピーク時には50%を超えることは十分あり得るのである。

Ⅲ 社会保障の再構築の課題

～社会サービスを基軸にした

社会保障制度の総合化～

社会保障の構造改革が強調されるようになった。介護保険は高齢者介護に関して医療と福祉を統合するという意味で、構造改革の第1歩だという言葉れかたもする。構造改革自体については誰れしも必要性を感じつつも、中味になると同床異夢に違いない。

社会保障を削減し政府財政を立て直すことを優先目標とする者もいようし、また、現行制度の不備に若干の手を加え量的な上積みにも力点を置く者もいよう。

われわれは、国民生活の構造的変化を踏まえ、社会サービスの普遍化と制度化を中心に現行の社会保障制度の総合化を図ることを、社会保障の構造改革の目標に据えたい。

1 制度化されたムダの排除と社会保障の総合化

社会的な解決を迫られている諸問題を自助努力にまかせずに社会連帯によって解決することが公正と平等の観点から好ましいことであり、それが高齢社会に伴う衝撃を緩和させ、安定した社会への移行を担保する道であり、そのために必要な公的負担の増加は国民の受容するところではないかというのがこれまでのわれわれの結論であった。

しかし、公的負担率を引き上げる前提として、現行社会保障制度や社会資本にビルドインされたムダを除去しムダから生じている不必要な費用膨張を抑制する必要がある。同時に、社会保障の制度と行政の両面に亘る総合化という積極的な視点が重要である。最大のムダはおそらく福祉における中央集権システムであり、分権化こそが最大の福祉の総合化であり効率化だと思うのだが、ここではさしあたり以下の3点を取り上げておきたい。

第1の課題は、いわゆる俗に「社会的入院」と呼ばれる介護の医療化を解消することである。医療が介護サービスの絶対的不足の代替機能を果たしてきた結果、社会保障資源のムダを生んできた。障害状態が固定化し、必ずしも治療行為を必要としない場合においても医療機関が引き受け、点滴や投薬を行う。このことは何も医療サイドの責だけに帰することはできない。外国においても同じであるが、これまでは介護とは一体どうあるべきか

の専門的研究も未開発であったし、サービス体制も確立されてこなかった。こんな状態では医療に頼るほかなかったのも事実である。

最近の厚生省の推計によれば社会的入院費用は5千億円といわれているが、この費用を介護サービス拡充のために使えばサービスの質は向上し、単価は半減する。介護保険を通じた介護における医療と福祉の総合化が追求される必要がある。

第2の課題は、少子・高齢社会に即応した社会資本の総合化を積極的に進める必要がある。最近、教育施設と老人福祉施設の合築や複合化が進んでいるが、さらに進んで、交通基盤の整備や住宅など人にやさしいまちづくり事業において行政機関のタテ割りをやめ、重複投資を効率化させるなどの対策が求められる。

第3の課題は、これもしばしば指摘されていることではあるが、乱診、薬多投、機械乱用等を是正することである。医療は、自由な市場に全面的に委ねることができないサービス財であるが、その側面の一つにサービスの供給者である医者と需要者である患者の関係が対等ではないことがあげられる。医療の専門性ゆえに、供給者たる医者が医療需要を作り出す構造がある。いくら患者が必要ではないと内心では思っても医者の治療や投薬を拒否することはできない。こうした医療財の特殊な性格が乱診や過剰投薬を招くこととなる。その結果、療養環境や人材確保に力を入れ患者に良質の医療を提供する医療機関よりも、検査や薬を多く使う方が経営が安定するという歪みをもたらしている。薬価差益構造の是正などの手段を講じて医療のムダを省かなければならない。

2 伝統的な福祉論の苦悩

R.M. ティトマスは社会福祉の三つのモデルを論じている⁹。すなわち、モデルAは、社

会福祉政策の残余的福祉モデルと呼ばれるもので、個々人のニーズは民間市場と家族の二つによって充足されるものであり、これが崩壊した場合にのみ、社会福祉制度が作動するという考え方である。モデルBは、産業的業績達成モデルで、経済の従属物として社会福祉を位置付けるもので、社会的ニーズは生産性に基づいて充足されるという考えである。そして、モデルCは、制度的再分配モデルといわれるもので、社会福祉を社会における主要な統合の手段とみなし、ニーズの原理にのっとって、市場の外側で普遍主義的なサービスを提供するものである。

図式的に言えば、モデルAは、イギリス救貧法やアダム・スミスを源流とするいわゆる自由主義的福祉論と言えるもので、最近においてはフリードマンやハイエクのような経済学者の論述に引き継がれ、新自由主義だとか新保守主義などと呼ばれているものと理解できる。フリーマーケットにおいて基本財のほとんどすべてが入手可能であり、政府介入は救貧など限られた場合においてのみ認められるという「福祉論」は、わが国においても幾度も頭をもたげてきた議論である。「自助」論の背景にあるものはこれである。われわれは、この論に対しては折にふれて批判を行ってきたのでここではこれ以上の言及はしないでおこう。

いっぽう、モデルAの対極にあるモデルCは、ウェップ夫妻、ベヴァリッジ、ミュルダールそしてティトマス達が展開してきた論説と考えられる。

これは、現実政治の中では、欧米において第1次世界大戦後～大恐慌にかけて成立した福祉国家の中の社会保障政策に具現化された。ヨーロッパ福祉国家の社会保障制度と言っても、イギリス・北欧型と社会保険中心の大陸型などそれぞれの国でかなり異なっているのだが、共通しているのはいろいろナリスクから生じる所得喪失を防ぐことに眼目がおかれ

た。失業手当、疾病対策、年金などは階層間の所得格差を縮小し、所得を平準化させた。

この所得の平等化は完全雇用政策とあいまって階層間格差を縮小させるに大いに貢献し、その結果国民の中産層化を推し進めた。社会保障は国民生活に深く浸透し、たとえ政権交代があっても社会保障が後退するようなことはなかった。安定した経済成長の持続がその基盤となったことは言うまでもない。以上が1970年代までのヨーロッパ福祉国家の姿であった。

しかし、皮肉なことに福祉国家の成功が逆に福祉国家の基盤を揺るがすことにもなった。生活に困窮することがなくなった中産層は、今以上の社会保障負担の増大に容易に賛成しなくなった。こうした中産階層の意識を巧みに捉え、社会保障の削減を断行していったのがマーガレット・サッチャーであった。

経済停滞と失業の増大は、こうした中産層の社会保障負担増に対する嫌悪の感情を一層押し上げたが、いっぽうにおいては失業の長期化による生活困窮者数は増大し、その分、社会保障の必要性は高まっていくという事態を生んでいる。かくしてヨーロッパ社会の分極化を指摘する声は日増しに高まっている。

また、良く言われているように、ソ連・東欧共産主義の崩壊が、資本主義の体制目標としての福祉国家の魅力に影を落したことも事実であろう。

いずれにしても、ヨーロッパ福祉国家の「危機」は、最近の財政状況の悪化に伴う社会保障給付の調整といった個別問題にあるというよりも、社会の統合システムが作用しにくくなり、社会の分裂が危惧されているところにあると考えられる。

こうした福祉国家の危機は、その旗手であるヨーロッパ社会民主主義の退潮と政権復帰への道を困難にさせている。デューク大学教授のH. キッシュェルトが指摘するように¹⁾、社民主義がリベラルと資本主義に接近していき、

次第に効率を重視せざるを得なくなる中で、旧来の社会主義（左派）と資本主義（右派）の対立軸はより複雑になっていく。連帯・リベラリズムかもしくは右翼の権力主義かの対抗軸に移りつつあるというのが教授の指摘である。

このような状況の中で、ヨーロッパ福祉国家とヨーロッパ社会民主主義がいかにして生き残りかつ21世紀に向けて新たな出発を図るのか。こうした苦悩はまた日本のわれわれが直面している課題でもある。

3 新たな福祉論の視点

わが国の場合、ヨーロッパと同じく低成長と経済構造の変化、成熟社会への移行など共通する課題も抱えているが、また、質的に異なる面も大きい。なによりも急速な高齢化の進行によって社会保障へのニーズが高く、それに伴う公的負担増への市民合意はここ数年とくに強まってきたように感じる。先にみた残余福祉モデル論や経済従属モデル論に同調する人々からは、自助論や欧米の新保守主義の理論が持ち出されたりするが、市民意識は別の論理で動いているのである。この傾向は公的介護保険をめぐる、安心できる介護サービスが提供されるなら応分の負担は当然だという市民多数派の動きを通じてよりはっきりしてきたように思われる。

しかし、日本においても社会保障をめぐる諸条件はめまぐるしく変化しており、これまでとは違った福祉論を考えていく必要に迫られていることは疑いない。ここではその検討の視点だけを提示しておきたい。

第1に、今後は社会保障政策の比重を「所得の平等化」や「弱者救済」のための所得保障から、社会サービスへシフトさせて行く必要がある。むろん、年金や生活保護などの所得保障制度の重要性が失われたわけではないが、介護や育児など社会サービスに対する二

ーズの広がり、こうしたサービスを集団的に提供するシステムの確立が最優先の政策マターであることを意味している。

その背景には、これまでのような介護や育児の家族対応型システムの崩壊にともなう家族労働の外部化があげられる。この段階になると関連の社会サービスが低所得者やあるいは多子家庭など特定の人々に限定的に必要なだけでなく、一般化し普遍化する。したがって、社会サービスを提供する公的システムも必要な人々が必要に応じてアクセスできるように普遍化されなければならないし、それを可能とするように公的資源も傾斜配分されていく必要がある。

第2に、今後、社会サービスにシフトしていくということになると、その提供の場も享受する場も地域であることに誰も異存はないであろう。

地域という場合二つのことを含んでいる。その一つは行政主体としての地方自治体であり、もうひとつは市民である。この二つの主体の関わり方がどうなるかが大袈裟に言えば21世紀の日本の福祉論を決定すると思う。行政と市民の関係が、社会サービスの供給者と需要者だけの関係に終わるのか、市民が供給者(NPO)と需要者の両サイドに立つのか、立つとすればその幅はどれだけか、その場合は行政はいかなる役割を担うのか、負担についての合意形成の方法はどうか等々。

はたして北欧福祉国家をイメージして、日本においても「公助」中心の福祉体系を想定すべきかどうかという問題にもかかわる。私は必ずしもそうは思わない。もっと、市民エンパワーメントの観点を基軸に据えた「地域共助」中心の福祉体系が模索されてよいように思われる。これはいわゆる「小さな政府」論とは次元を全く異にする話であって、福祉の制度化と普遍化を市民が社会連帯の観点に立って、負担問題を含めて積極的に推進しようとする概念に立つものである。

第3に、この段階においては、社会保障における国、県、市町村の役割分担が再編成されるべきであろう。国は、生活保護などの所得保障や年金保険の管理、社会サービス部門の枠組みにかかわる仕事を担当し、県は医療サービスに責任をもち、また、国民健康保険を市町村から県単位に移管し、将来的には職域健保との一元的運営も県の責任とするような体制とする。そして、市町村は保健介護、保育、障害者施策など現物サービスの責任と介護保険の運営主体となるように組み立てたらどうかであろうか。

第4に、ティトマスが言う福祉の経済従属モデルではなく、公正(福祉)と効率(経済)の連動化・両立化こそが現代福祉の特徴であることは明らかである。福祉は社会的分裂を予防し、社会安定への架け橋である。また、女性の就労を高め労働力確保につながり、また、新産業と雇用の創出に寄与する。このように経済は福祉充実の条件をつくり、福祉充実は経済に安定と機会を与え、まさしく両者は連動する。

(本稿は筆者の個人的見解を整理したものであることをお断りしておきたい)

注記

- (1) GDPに対する財政赤字比率とGDPに対する政府債務残高比率の両方ともに主要国の中で最悪の状況であることをもって財政破綻という意見が大勢を占めている。確かに容易ならざる局面ではあるが、日本の家計の貯蓄率が著しく高い点や、財政縮小が需要不足に拍車をかけ経済をさらに萎縮させるおそれがあるなどマクロ観点の軽視がめだつことを憂慮する。
- (2) 周知のように、マズグリブは混合経済体制下の、財政の機能として、配分機能、分配機能、安定機能の3つをあげている(「財政学」木下和夫監修 有斐閣)。

- (3) 日本経済新聞 96年5月30日
 (4) 宮島 洋「社会保障の予算政策」 季刊
 社会保障96年春季号 社会保障研究所刊
 (5) 同上
 (6) 読売新聞のシリーズ「超高齢時代」 96
 年8月17日
 (7) 但し、この数値は税負担は法人所得税に
 限られており、かつ、国民所得比ではなく、
 GDP比である。この基準によれば日本は
 9.4%となっている。
 (8) 読売新聞の意識調査によれば、「税が高
 くなっても、福祉やサービスを充実させるこ
 と」を望むと応えた者が56%で、「福祉やサ

ービスが低下しても税金が安いこと」を望む
 者の32%を多き上回っている(96年7月3日
 朝刊)

(9) R.M.ティトマス Social Policy : An
 Introduction 「社会福祉政策」 恒星社厚生
 閣。イギリスの場合、social policy は社会
 福祉と社会保障の両方を含む国民生活を考究
 する学問という意味を含んでおり、「社会福
 祉政策」という翻訳が適切かどうか疑問のあ
 るところである。

(10) H.Kitschelt 「The Transformation of
 European Social Democracy」, Cambridge
 University Press, 1994 年

(おがわまさひろ・政審事務局次長)

表1 社会保障関係比予算の対前年度伸び率

	91年	92年	93年	94年	95年	96年
社会 保 障 (公共事業)	5.1% (6.0%)	4.3% (5.3%)	3.2% (5.7%)	2.6% (5.7%)	3.3% (4.6%)	2.6% (4.7%)
一 般 歳 出	4.7%	4.5%	3.1%	2.3%	3.1%	3.1%

「財政関係資料集」(参議院予算委員会調査室。平成8年度版)より作成。

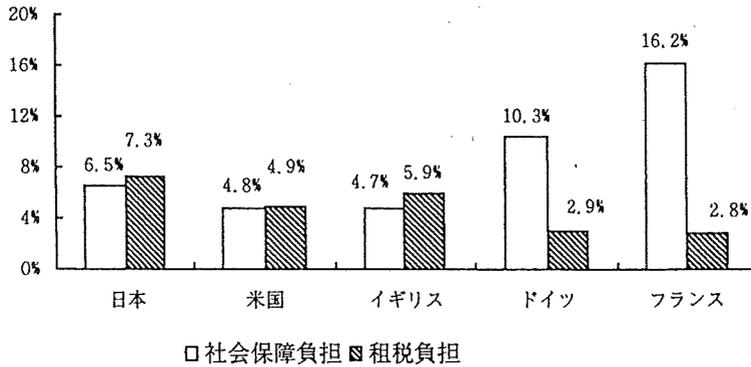
表2 期間3区分別にみた財源別社会保障収入と国民所得の増加年率

年 度	被保険者 拠 出	事業主 負 担	国 庫 負 担	他の公費 負 担	資 産 収 入	そ の 他	合 計	国民所得
全期間(S44-H2)	13.4	13.8	12.2	14.3	15.8	19.1	13.6	9.4
期間1(S44-52)	21.5	22.4	24.3	24.0	23.3	25.7	22.9	14.7
期間2(S52-58)	10.2	9.9	8.5	8.1	15.8	10.4	10.1	6.8
期間3(S58-H2)	7.3	7.8	2.7	9.2	7.6	19.5	6.8	5.9

注) 増加年率の昭44-52,52-58,58-平2という3区分は社会保障収入合計の対前年増加率
 が非常に高かった時期、それが下がった時期、非常に低くなった時期で分けてある
 S;昭和 H;平成

出所 「社会保障費統計の基礎と展望」(社会保障研究所編)

図1 法人企業に係る公的負担の国民所得比の国際比較



(イギリスは社会保障費用の約50%を国庫負担等の公費で賄っている。)

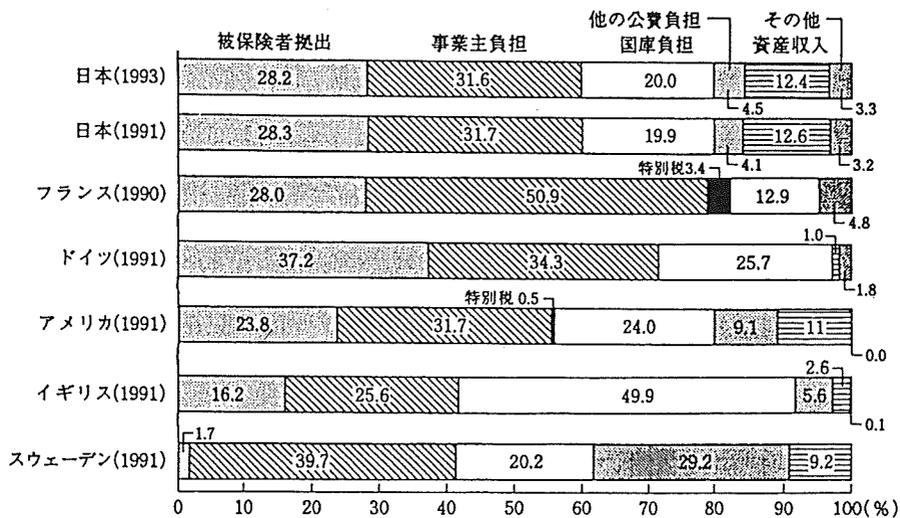
注1: 93暦年の実績。(日本の租税負担のみ93年度。)

2: 租税負担は、法人所得課税と資産課税(法人負担分)の合計。

3: 社会保障負担は、社会保障に係る事業主負担。国家公務員共済等の雇主負担を含む。

4: OECD「National Accounts」、「Revenue Statistics」等から作成。

図2 社会保障財源構成の国際比較



(注) フランス(1990)の場合、国庫負担には、他の公費負担が、その他には資産収入が含まれる。

(資料) 平成5年度社会保障費(社会保障研究所)

郵政事業の役割を考える

末木 秀治

- ・ 郵政事業は、国民の生活に不可欠な通信、物流、金融、保険の基本サービスを全国2万4000のネットワークを通じて、あまねく公平に提供している。
- ・ 郵政事業は、独立採算制、事業区分のもとで三事業とも健全経営している。
- ・ 郵便局に預けられた国民の資金は、財投を通じ、社会資本形成に大きな役割を果たしてきた。
- ・ 行財政改革にあたり、郵政事業の歴史的経緯、三事業一体とし運営されている郵便局ネットワークなどを踏まえ、事業の役割、あり方を考えるべきである。

郵政事業は、明治政府の近代化政策から生まれ、1世紀を超える歴史を持ち、国民の生活の中に定着している。全国津々浦々にまで張り巡らされた2万4000の郵便局ネットワークを通じて、国民生活に必要な不可欠なライフライン的サービスを提供して、国民生活を総合的にサポートする「安心の拠りどころ」として、重要な役割を果たしている。

また郵政事業は、全国ネットワークのもと、(1)独立採算で運営されている国営事業であり、(2)郵便局の全国ネットワークのもとで、郵便、貯金、簡保の三事業が一体的に経営され、(3)郵便事業はユニバーサル・サービスの義務を持つ独占である、という特徴を持っている。

国民生活に密着している郵政事業は、社会経済環境の変化や利用者のニーズの高度化、多様化などを踏まえ、公企業として、絶えずサービスの質や事業経営などの見直しを行っていく必要がある。

行財政改革の最大目的が郵政事業の民営化であるかのごとき議論が一部で行われている。これは果たして国民からの声なのか。誰のための改革であらねばならないのか。国民に最も身近な存在である郵便局・郵政事業の現状と役割について、あらためて見てみたい。

郵政事業のはたしている役割

1 郵便、貯金、保険のサービスをあまねく公平に提供

1871年、明治政府の近代化の一環としての国家的事業として、新式郵便制度が誕生した。これを担う組織として、明治の初期、財政基盤の弱い政府に代わり、各地の素封家が自ら局舎等を提供し「郵便取扱所」が出来た。いまの特定局制度のはじまりである。郵便局は発足時から地域に密着した制度であり、現在

は、全国3255の自治体のすべてに設置され、全国を2万4000のネットワークで結び、郵便、郵便貯金、簡易保険の三事業を一体的に経営している。

郵便貯金は、1875年に、わが国初めての預金取扱機関として誕生し、簡易保険は、1916年に、無審査、月掛、集金という、簡易で国が経営する非営利の制度として発足した。各々国民生活の拠りどころとして、また日本経済の発展に寄与してきている。

郵便局は、国民・利用者に最も身近な国の窓口機関である。

※ 郵便局と銀行等との店舗配置状況（95年3月現在）

全国における構成比＝郵便局（2万4510 45.9%）銀行等（2万8888 54.1%）

過疎地域における構成比＝郵便局（4706 74.7%）銀行等（1591 25.3%）

※ 主な公的機関等までの平均的距離（95年3月現在）

郵便局（1.1km）小学校（1.1）市町村役場（2.1）消防署（2.3）日本生命（3.5）国・公立病院（4.1）さくら銀行（7.2）税務署（7.5）社会保険事務所（9.9）

2 公的な窓口サービスを提供

年金支払などの公的窓口サービスも含め、国民の日常生活に欠くことのできないサービスを提供している。

※ 郵便局で行っている主な公的窓口サービス

年金恩給の支払（総務庁）国債の募集、証券の保護預かり等、遺族国庫債券等の記名国債の元利金の支払及び買上げ（大蔵省）援護年金の支払、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支払（厚生省）老齢福祉年金、国民年金、厚生年金、船員保険年金の支払（社会保険庁）労災保険年金の支払

（労働省）印紙の売り捌き（大蔵省、労働省、厚生省、通産省、運輸省、法務省）国庫に関する受払事務（各省庁 例：国税還付金・国税庁交通反則金等の受入れ・警察庁）共済年金の支払（国家公務員等共済組合連合会）住民票の交付請求の取扱（市町村）国民金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、NHK、NTTからの受託事務

3 福祉増進・地域振興への取組み

主な福祉増進策としては、料金の免除・軽減として、点字郵便物等身体障害者用郵便物、通信教育・学術刊行物、社会福祉事業のための寄付金に係る郵便振替払込料金等、身体障害者に対する保険料が対象となっており、高齢者を対象としたサービスとして、高齢者に対する郵便切手の無料配布、郵便配達時における高齢者への励まし声かけ、寝たきり独居老人等に対する年金の配達サービスなどが実施されている。また、お年玉郵便はがき等寄付金の配分、国際ボランティア貯金の制度などがある。

地域振興に貢献する施策として、ふるさと小包、地方自治体との共用カードの発行、簡易保険資金の地方自治体への融資、公共施設と郵便局との合築、住民票等交付請求の取扱など窓口サービスの多様化が行われている。

4 集められた資金は、社会資本整備等の主要な原資

郵便貯金、簡易保険（一部自主運用）として預けられた資金は、大蔵省資金運用部に預託され、財政投融资資金となっている。この資金は、住宅ストックの形成のため住宅金融公庫等を通じて12兆円（平成7年度当初予算、以下同じ）、中小企業対策として中小企業金融公庫などに6兆円、新ゴールドプランの着実な推進のために社会福祉・医療事業団に

3300億円など、総額48兆円の資金が配分されている。また、阪神・淡路大震災復旧に1兆8000億円が融資されている。95年末までの総額は347兆円となり、その内、郵便貯金は195兆円（56%）、簡易保険は35兆円（10%）を占めている。このように住宅・学校・上下水道の建設、道路・公園の整備、中小企業振興等国民生活の質の向上、社会資本の整備に活用されている。

5 郵便局では、災害時にもサービスを継続、被災者を支援

阪神・淡路大震災では、避難先等まで配達先を1軒1軒確認し、受取人に確実に配達したり、約61万個の救助用無料小包を配達した。（民間宅配便は、約1か月間、被災地宛サービスを停止）また、被災者に対しはがきなどを無償で交付した。郵便貯金については、被災者が証書、印章がない場合でも、本人確認ができれば非常即時払いを実施し、災害義援金の送金料金の免除、期間内払戻しについての特別措置を行った。簡易保険も、郵便貯金と同様の非常即時払いを実施し、被災者の保険料払込猶予期間の延伸等を行った。

郵政事業の経営

1 税金を一切使わず、独立採算制で経営

郵政事業は、一般会計から経費（税金）の補給を受けず、独立採算制となっている。ともすると、郵政事業が国営のため、税金から補助を受けているような誤解を受ける。また、会計の仕組みは、郵政事業特別会計（郵便事業を含む）、郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計の、それぞれ独立した会計制度を採用しており、内部相互補助は行われていない。しかし、三事業が一体となって運営されており、局舎等共通して使用する部分につい

ては、それぞれ事業の要員、使用する局舎の面積等の割合で、郵政事業特別会計に繰り入れることとなっている。ちなみに、郵便貯金特別会計から、業務取扱費として1兆円（95年度予算、以下同じ）、局舎使用のための営繕費570億円、簡易生命保険特別会計から、業務取扱費として7900億円、局舎使用のための営繕費13億円が、郵政事業特別会計に繰り込まれている。一般会計から独立し、しかも三事業がそれぞれ独自の会計を持ちつつ、一体的な経営をしているのが郵政事業である。

2 三事業とも黒字経営

郵便事業は、1994年に13年ぶりに料金を値上げし、それまでの累積赤字を単年度で解消した。95年度は1200億円の利益をあげ、累積利益金は1360億円となっている。また、郵便貯金、簡易保険とも利益をあげ黒字経営となっている。

三事業一体、全国ネットを活かした郵政事業を

21世紀は、少子・高齢化・情報社会である。また地方分権の社会でもある。郵便局は歴史的に見ても、地域に密着した存在であり、全国にネットワークを持っている。しかも三事業を一体的経営することにより、事業の効率性とサービスの利便性が活かされている。

自由な経済取引と市場参入・退出を基本とする市場経済システムにおいても十分対応できない分野が存在する。それは、公共事業や環境保全、電気・ガス・通信などのライフライン・サービス、医療、福祉などシビル・ミニマムの社会的サービスを提供する分野である。

このような分野に、郵政事業は、その特質を生かしつつ対応していくことが必要である。（すえきひではる・政審事務局一通信担当）

編 集 後 記

■やがてくる衆議院総選挙を意識して、介護保険制度や沖縄米軍基地問題などとともに、来年4月から地方消費税を含め税率5%に引き上げられる消費税の扱いが国民的争点になってきているが、その論議のあり方が気になる。消費税をそれだけ取り出して「絶対悪」と論じるのは誤りだ。EU各国は15~25%の付加価値税を設けている。納税者にとって税負担は少なければすくないほどよいのは決まっているが、問題は、その用途や負担のあり方、そして国民への十分な説明である。その上で国民の評価や判断を求めることだ。

■公約違反を重ねて消費税の導入を強行した自民党を、国民は1989年の参院選で手厳しく批判し、過半数割れに追い込んだ。しかし、翌90年2月の衆院選では「消費税廃止」を掲げる社会党など野党勢力は過半数を得られず、「消費税改革」を掲げる自民党が過半数を確保した。93年7月の衆院選後、8党派は連立政権発足に当たり「公正な国民合意の税制改革」を掲げ「所得、資産、消費のバランスのとれた総合的税制改革を行う」などで合意し

ていたが、94年2月、細川元首相は与党間の合意もないまま唐突に「国民福祉税」構想を打ち出し、国民的批判の中で撤回された。

■村山内閣の税制抜本改革はこうした経過を踏まえたもので、少子・高齢社会に対応できる税制の構築（働き盛りの税負担を軽減するなど所得税体系の是正と所得・消費・資産のバランスの確保）という理念のもと、①「益税」など旧消費税の欠陥是正、②地方分権に対応した地方消費税の創設、③新ゴールドプランへの対応など福祉優先の用途の明確化—などを内容とし、これらの改革のため、恒久所得減税見合い分の税収確保を含め必要最小限の措置として5%の税率が設定された。

■こうした経過があるのに、選挙になると、今は野党でもかつては与党側で「7%の国民福祉税」を導入しようとした人、「21世紀に10%」と主張した人だけでなく、税制抜本改革を推進した現与党内からも、国民の耳ざわりのよい3%凍結論が出てくる。日本はこんな政治状況を続けていていいか、これで政治改革が進んだと言えるのかと思う。(T. H)

政策資料編集委員会

委員長 伊藤 茂
 編集委員 田口健二 早川 勝
 細谷治通 山元 勉
 伊藤基隆 梶原敬義
 川橋幸子 川那辺 博
 石田好数 小川正浩
 長谷川崇之 伊藤 安博
 西川 洋
 兼事務局長 浜谷 惇
 会計監査 興石 東 三重野栄子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 450円
 送料 76円
 年間購読料 6000円(前納)
 郵便振替 東京00180
 4-80821
 又は
 大和銀行 衆議院支店
 普通 203888
 社会民主党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

October 1996

No. 361

<FOREWORD>

ITO Mototaka
Vice-Chair of the Policy-Making Board

<FEATURE>

Departmental Summary of Initial Draft Budget of FY 1997

<DOCUMENTS>

Draft Proposal on Economic Development of Okinawa
(SDP's Council on Okinawa)

Draft Proposal on Integration and Reduction of US
Military Bases in Okinawa

(SDP's Council on Okinawa)

Agenda and Proposal on Reform of the MOF
(Project Team on Reform of the MOF)

Proposal on Legislating Freedom of Information
(SDP's Committee on Freedom of Information)

Agenda for Reform of Farmers' Cooperatives
(SDP's Committee on Agriculture)

Statement on the US Bombing at Iraqi Installations

<POLICY FOCUS>

Financial Reform and Social Security
(OGAWA Masahiro)

Future Role of Post and Telecommunication
(SUEKI Sueharu)

政策資料 10 月号

Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

編集人 政策資料編集委員会
発行人 社会民主党政策審議会
代表 浜谷 惇
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581) 5 1 1 1 内線3880~4
FAX 03(3502) 5 8 5 7

定価 450 円 (送料76円)